

水産政策審議会資源管理分科会
第141回議事録

水産庁資源管理部漁獲監理官付

水産政策審議会第141回資源管理分科会
議事次第

日時：令和7年11月5日（水）13:01～19:27

場所：AP赤坂グリーンクロス

（東京都港区赤坂2丁目4番6号赤坂グリーンクロス4階）

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第486号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（くろまぐろ（大型魚）、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、にたりくじら及びかたくちいわし瀬戸内海系群の別紙2の変更、べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の別紙3の削除等）について

諮問第487号 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和8管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について

諮問第488号 特定水産資源（かたくちいわし瀬戸内海系群）に関する令和7管理年度における漁獲可能量及び都道府県別漁獲可能量の変更について

諮問第489号 漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について

諮問第490号 特定水産資源（するめいか）に関する令和7管理年度における漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・「漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」の一部改正について
- ・国の留保からの配分等について

【その他】

3 閉 会

○漁獲監理官 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第141回資源管理分科会を開会いたします。

私は、本日の事務局を務めます漁獲監理官の福井です。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、事務的な御案内をさせていただきます。会場で御参加の皆様におかれましては、御発言の際には事務局でマイクをお持ちいたしますので、挙手を頂き、それから御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態にしてください。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面の左側にあるチャット機能などで事務局にお知らせください。

次に、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員は、ウェブ出席を含めまして10名中7名の方に御出席いただいております、定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。

なお、木村委員におかれましては、ウェブにて夕方頃途中参加、途中退席する予定と聞いております。

また、特別委員の皆様におかれましては、ウェブ出席を含めまして13名中11名の方に御出席いただいております。

最後に、配付資料を確認させていただきます。

お手元の封筒の中の資料でございますが、まず議事次第がございます。

その後に資料の一覧がございます。

その後、資料1が資源管理分科会委員・特別委員の名簿、資料2が諮問第486号関係で、資源管理基本方針の一部変更に関する資料、資料3が諮問第487号関係で、特定水産資源に関する令和8管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について、資料4が諮問第488号関係、特定水産資源（かたくちいわし瀬戸内海系群）に関する令和7管理年度における漁獲可能量及び都道府県別漁獲可能量の変更についてになります。

資料の5から資源別の説明資料になりますけれども、まず資料5-1がまあじの関係、資料5-2がまいわし太平洋系群の関係、資料5-3がまいわし対馬暖流系群の関係、資

料5-4がさんまの関係、資料5-5がかたくちいわし対馬暖流系群の関係、資料5-6がうるめいわし対馬暖流系群の関係、資料5-7がかたくちいわし太平洋系群の関係、資料5-8がまだい日本海西部・東シナ海系群の関係、資料5-9がかたくちいわし瀬戸内海系群の関係、資料5-10がべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の関係、資料5-11がくろまぐろ（大型魚）の関係、資料5-12がにたりくじらの関係になります。

資料の6は、諮問第489号関係の資料になります。

資料の7は、するめいかに関する資料になります。

資料の8、8-1及び8-2は、太平洋クロマグロの関係の資料になります。

資料の9は、くろまぐろ及びその他の特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領等の資料になります。

資料の10が、国の留保からの配分等に関する資料になります。

資料に不備がございましたら、事務局の方にお申出をお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、山本農林水産大臣政務官より御挨拶を申し上げます。

山本政務官、よろしく願いいたします。

○政務官 失礼いたします。本日の分科会の開催に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げたいと思います。

日頃より、委員、特別委員の皆様方におかれましては、我が国の資源に対しまして大変熱心な御審議を重ねていただいておりますことに、心からの敬意と感謝を申し上げます。

山川会長から、先ほど先生からも伺いましたが、時によっては大変長時間にわたる審議がなされているということでございますが、皆様方の一つ一つの御見地と、そして御発言が水産業の振興に資するものになっているというふうに思っております。本日もどうぞよろしく願いいたします。

我が国の漁業、水産業についてのこれまでの海洋環境の激変に伴う資源の変動が生じており、資源管理の適切な推進や漁獲対象魚種の変化への対応などを進める必要があると考えています。現状の資源を正確に把握し、その数字に軸足を置いて適正な資源管理をしていくこと、そして、それを漁業者の方々や国民の皆様方にも、そして社会にもしっかりと理解をしていただくことが私は重要であろうかと思っております。

こうした中、今般、小型するめいか釣り漁業の漁獲量が大臣管理漁獲可能量を超過したことから、11月1日から翌年3月末までスルメイカの採捕を停止する命令を発出したところであります。その上で、真面目に資源管理に取り組む個々の漁業者が再び不利益を被る

ことがないよう、主導的立場にある団体が果たすべき役割は大変重要であります。

今回の超過は、小型するめいか釣り漁業の漁獲量をタイムリーに把握し、管理することができていなかったことが原因と承知しているのですが、まずは業界において迅速かつ的確な数量管理が行われる体制を早急に整備していただく必要があると考えています。

既に報道で御承知かと思いますが、先日、全漁連の会長が大臣を訪ね、副大臣で対応させていただきましたが、今般に至る経緯について説明と、そして謝罪をなされました。その中においては、運用の難しさ、現在の資源管理の在り方についてのお話、いろいろなことがありましたが、水産庁としてはそれぞれが取り組んでいる御努力をしっかりと評価しながらも、資源管理というものを守りながら、それぞれのカテゴリーのそれぞれの漁法、全ての方々が不利益を被らないように何とか努力をしてみたいと思いますので、皆様方の互いのリスペクトと協力、そして御理解を賜りますことを私からも心からお願いを申し上げたいと思います。

また、資源評価の結果と漁業者の現場の感覚との間にも乖離があるという声を浜からよく聞きます。そういった部分についても、漁業実態を踏まえ、資源評価の精度の向上についても併せて進めていただくことが必要かと考えております。

水産業の持続的な発展と、よりよい資源管理に向けて、本日は活発な御議論を頂きますよう、心からよろしくお願ひ申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○漁獲監理官 どうもありがとうございました。

皆様、誠に恐縮ではございますが、山本政務官におかれましては次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。どうもありがとうございました。

(山本政務官 退出)

○漁獲監理官 報道関係のカメラ撮りにつきましては、ここまでとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

(報道関係者 退出)

○漁獲監理官 それでは、議事の進行を山川分科会長にお願ひいたします。

○山川分科会長 委員の皆様におかれましては、本日、御多用にもかかわらずお集まりくださいまして、ありがとうございます。

本日の議事内容、非常に盛りだくさんでございます。資料も非常に膨大な資料が用意されているということで、円滑な審議に努めてまいりたいと思いますので、御協力ください

ますよう、よろしくお願いいたします。

では、座って議事を進行させていただきます。

本日は諮問事項が5件、報告事項が3件でございます。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

では、これより諮問事項に入ります。

まず、諮問第486号「資源管理基本方針の一部変更について」と諮問第487号「特定水産資源に関する令和8管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について」と諮問第488号「特定水産資源に関する令和7管理年度における漁獲可能量及び都道府県別漁獲可能量の変更について」を一括して取り上げることといたします。

それでは、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

まず、諮問文につきましては、資料の2、資料の3及び資料の4のとおりです。読み上げにつきましては、従前の慣例に則りまして省略させていただきます。

内容は、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、さんま、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、まだい日本海西部・東シナ海系群、かたくちいわし瀬戸内海系群、べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）、くろまぐろ（大型魚）、にたりくじらに関する資源管理基本方針の一部変更やTACの設定・配分などです。

それぞれの資源で諮問の内容が異なりますので、資源ごとに説明します。

まず、まあじに関する資源管理基本方針の一部変更と、令和8管理年度のTAC設定・配分の案につきまして、水産機構及び事務局から説明を行います。よろしくお願いいたします。

○水産機構浮魚資源副部長 マアジ太平洋系群につきまして、資源評価結果を説明させていただきます。

マアジ太平洋系群と同じくマアジ対馬暖流系群もですけれども、前回の管理基準値の設定から今年で5年目になって、今回管理基準値などの見直しを行っております。これに必要な再生産パラメータの更新など、いろいろ行っているんですけれども、マアジ太平洋系

群に関しましては、昨年度の評価、あるいはそこで用いていた前回の管理基準値等、また再生産関係式等について大きな変更は生じておりません。

ここで資料5-1-1の、その変更と新しいものについて6ページまで載せさせていたでているんですけども、違いとしましては、このうち5ページの右下、「管理基準値案とその特徴」となっているスライドに、これまでの値と新しい案についての比較表を載せさせていただいております。緑色の表になります。

ここで見ていただいで分かりますように、新しい案ではデータが増えたことによって、再生産関係式など少しパラメータが変わりましたので、ここから求められた管理基準値等については、従来のものから少し低いところになっているという結果にはなっておりますけれども、全体的には大きな違いは生じていないというものとなっております。

1枚めくっていただきまして神戸プロット、これがその管理基準値と資源の推移、漁獲量の推移がどのような位置関係にあるのかというものを示したのとなっておりますけれども、これについてもほぼ同じです。目標管理基準値などが少し小さくなったというところから、色の境目がプロットに対して少し低いところに来ていますけれども、全体的な形としては同じとなっております、結論からいいますと、直近年の2024年についても限界管理基準値よりは資源量は高いところにあるけれども、目標管理基準値よりは大分低いところでありまして、漁獲量としても F_{msy} を超えている、赤のゾーンに入っているということとなっております。

この背景となりました今年度の資源評価結果をざっと説明させていただきます。

まず、マアジ太平洋系群は、太平洋側で再生産している群と東シナ海で生まれた群とが混ざっているものと考えております。これが一つ、この資源の管理、あるいは推定を難しくしている面であると受け取っているところです。

漁獲の推移としましては、90年代半ばは非常に高かったものが、その後、長期間にわたって減少傾向にあります。ただ、直近2年ほど少し漁獲が回復するという形になっておりまして、漁獲の対象は、この系群では0歳と1歳の若齢がメインとなっております。

1枚めくっていただきまして、7ページです。この資源については、上のマアジの②となっているところで示している七つの資源量指標値を用いて資源の状態を把握していることも行っております。うち、青で示した六つが0歳魚に対する指標値、オレンジの一つが親魚量に対する指標値となっております。これらの指標値でパターンがそれぞれ異なっているというのが資源の推定を難しくしている理由の一つとなっております。

これら指標値と、先ほどの漁獲の推移をベースにしまして資源量を推定したものが、このページ下部にあります資源評価結果となります。

資源量につきましても、漁獲と同じく90年代高かったものが、その後、近年に向けてどんどん減少しております。直近2年ほどではまた増加に転じている。よい加入があったので少し資源が増加しているという状況となっております。

次のページに移りまして、8ページで、これらの再生産関係式と管理基準値が上側のスライドに載っているものとなります。本系群では、再生産関係式としてリッカー型というモデルとベバートン・ホルト型というモデルの平均を取ったもの、モデル平均というものを使っております。ここで資源が増えると、加入が少し密度効果によって低くなると考えております。

これらを基に推定した管理基準値の案としましては、目標管理基準値が、MSY水準が期待できる親魚量として5.2万トン、また限界管理基準値案としては、MSYの6割の漁獲量が期待できる資源量ということで、親魚量1.4万トンというものを提案させていただいております。

次のスライドに、先ほどもお示ししたのと同じですけれども、神戸プロットを載せさせていただいております。こちらが先ほども言いましたように、現在の親魚量、つまり資源の量と漁獲圧の関係で、やはり資源量は少なめで漁獲圧が少し高いという、赤のゾーンに長らくとどまっているという状況となっております。

本資源に対する漁獲の管理規則案としましては、通常と同じく、親魚量が限界管理基準値案を超えたところでは一定の漁獲圧を想定し、それを下回ると資源を回復するために、親魚量に応じた比率で漁獲圧を削減するというものを用いております。

では、次のページに移っていただきまして、これらの基準値に基づいて行った将来予測の結果がこちらの図の11になります。現状の漁獲圧はやはり少し高いので、この漁獲圧を継続すると資源は現状程度で推移し、MSYにはなかなか届かないと考えているところです。

この下の表1と表2は、これらの将来予測の平均値を数値で表したものとなっております。

ここで、将来の漁獲圧としましては、 β をいろいろ変えて、MSY水準の漁獲圧に対する比率を変えて行った結果となっておりますけれども、ここで β を0.9としたときに、10年後、2036年の親魚量が目標管理基準値を上回る確率は55%となる。また、いろいろな不

確実性を想定して、機構として推奨している $\beta=0.8$ という標準値とした場合には、同じくこの確率が65%になると推定しております。

マアジの太平洋については、説明は以上になります。

○水産機構浮魚資源副部長 続きまして、マアジ対馬暖流系群の資源評価結果について、水産機構の黒田が説明します。

対馬暖流系群については、1ページ目をお願いします。5年に一度の見直しということで、いくつかの変更点がありました。主なものを述べますと、年齢別の漁獲尾数というものの見直しを行っております。また、それに伴い高齢魚の漁獲圧の仮定の見直しなども行いました。

その結果が2ページ目にありまして、今までの推定結果に比べると、資源量や親魚量が、近年について下方修正されたという結果になっております。

管理基準値の方、4ページになりますが、こちらの方を見ていただきますと、基本的にはこれまでの管理基準値と大きく違いはありません。ただし、MSYという最大持続漁獲量ですか、その部分が新しい案だと18.7万トンということで、今までのものよりも大きくなっていると言えるかと思えます。

6ページ目をお願いします。ざっと今年の資源評価結果についてまとめたいと思えます。

対馬暖流系群は、日本海、東シナ海に分布する系群と捉えております。

図の2、資源評価を日本と韓国の漁獲を考慮したものになっておりまして、2024年の漁獲量は10.8万トン、日本が6.8万トンで韓国が4万トンというような値になっております。

次のページ、7ページ目が資源評価で使った資源量指標値になるのですが、基本的に、左上の図の0歳魚の指標が2024年については非常によかったという形になっております。

こうした資源量指標値と、あとちょっと説明を飛ばしましたが、年齢別漁獲尾数の推移から得られた資源量の推定値が8ページの図の5になります。まずオレンジの方を見ていただきますと、資源量ということで、90年代、多かった時期もあったんですが、2000年以降は大体30万トンから40万トンで安定して推移していると言えるかと思えます。また、青で示しました加入量、最近減少傾向にあったんですが、2024年については、やや回復したレベルにあるというふうに見ております。

次のページ、図の7、再生産関係。ここは先ほど説明を飛ばしましたが、マアジの対馬暖流系群ではホッケー・スティックと、途中でぼきっと折れるようなものを想定しております。ここ5年ぐらいは赤で示しているんですが、やや少ない時期もあったのですが、

2024年については青のラインというんですか、平均的な部分に戻ってきているというふう
に捉えられるかと思います。

10ページ、次のページが神戸チャートになります。マアジ対馬暖流系群については、左
下の黄色の領域にあるということです。つまり、目標の親魚量にはまだ達していないので
すが、漁獲圧としては低く抑えられているという結果です。去年の報告によると、グリー
ン・ゾーンにあるという結果にはなっていたんですが、今回の下方修正を受けて、点とし
てはやや左側に来ているという形になっております。

11ページをお願いします。こちらは資源評価結果と、さらに、先ほど太平洋系群でも説
明がありました漁獲管理規則というものをを用いた将来予測の結果になっております。左が
親魚量、右が漁獲量になりますが、加入がよかったということと漁獲圧が低いというこ
ともあって、将来的にはかなり速いスピードで資源は回復するという予測になっております。

12ページがこれを表に直したものになりますが、例えば $\beta=0.9$ の場合、上の表を見てい
ただきますと、2036年に目標を上回る確率としては54%という形です。そのときの漁獲量、
特に2026年については18万トンという数字になっているということになります。

説明は以上です。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。私の方からは19ページ、資料5-1-3を
説明します。準備をよろしくお願いいたします。

冒頭、水産機構からも御紹介がありましたとおり、このTAC資源につきましては、今
年度、資源管理の目標と漁獲シナリオの見直しを行いました。ステークホルダー会合にお
ける議論を経て、最終化した案を説明します。

21ページをお願いいたします。こちら、上のスライドは資源管理の目標の案です。いず
れも資源評価に基づき研究機関から提案していただいたものです。再生産関係、年齢別選
択率、年齢別体重、対馬暖流系群においては、さらに成長率がデータの蓄積によって更新
されたため、値が増減しています。

漁獲シナリオの案です。このページの下のスライド、また次のページの上のスライド、
共に研究機関から提案いただいたものです。漁獲圧力の調整係数、 β につきましては、資
源管理基本方針に即して、10年後に目標管理基準値の案を上回る確率が50%以上になるも
ののうち、将来の平均漁獲量が最大となるものを今回選択しています。それぞれ赤囲いで
示した β を選択します。

TAC設定の考え方です。下のスライドです。資源評価は系群別に行われておりますが、

今回、ステークホルダー会合の取りまとめにも掲げられたように、東シナ海で発生した集団の扱いについては、結論が出ていない状況にあります。このため、TACについては、両系群のABC、生物学的許容漁獲量の合計の範囲内で設定し、一括で管理することとします。ABCは、資源量の予測値と漁獲シナリオから算出されます。対馬暖流系群については、我が国水域を越えて分布していることも考慮した値となっています。

28ページをお願いいたします。こちらは、まあじの資源管理方針である資源管理基本方針別紙2-5の変更の案です。先ほど説明しました資源管理の目標の変更、漁獲シナリオの変更のほか、修辞上の変更が盛り込まれています。この変更案について、10月4日から11月2日までの期間、パブリック・コメントを実施しました。結果、1件、両系群の一体管理を支持する意見を頂戴しました。

最後に、今後、この案に大きな変更が生じることとなった場合は、再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更につきましては、分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

続きまして、令和8管理年度のTACの設定及び配分の案を説明します。31ページ、資料番号で申しますと資料5-1-5をお願いいたします。

まずはTAC設定の考え方です。TACは、両系群のABCの合計値の範囲で設定します。ABCは資源量の予測値と漁獲シナリオから算出されます。加えて、対馬暖流系群のABCにつきましては、我が国水域を越えて分布していることを考慮した値となっています。その結果といたしまして、令和8管理年度のTACの案は、1の(2)で示します18万3,200トン将我々としては考えています。

次のページに移ります。配分の案です。TACの20%、3万6,600トンを国の留保とします。なお、この留保には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとしております。TACから国の留保分を除いたものを、過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業と都道府県に配分します。配分の案につきましては、次ページ、別紙のとおりとなります。

水産機構及び事務局からの説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

津田特別委員。

○津田特別委員 御説明ありがとうございます。

9 ページ目のところで、すみません、ちょっと聞き漏れだったらあれなんですけれども、水産機構さんの説明で、 β がリスクを加味すると0.8という話だったのが、これが0.9になったというところの説明をもうちょっと頂けるとうれしいなと思いました。

○水産機構浮魚資源副部長 まず、こちらでリスクを加味して $\beta=0.8$ を提案しているというのは、魚種横断的ないろいろな、そして、ここではまだ加味していないような不確実性も含めていろいろ考えたときに、研究者側としては、魚種横断的に β は0.8とするのが望ましいということを提案させていただいております。

これは、マアジ太平洋だけに限った話ではなくて、本当に一般的にどの魚種についても β は0.8とするのが望ましいというのが我々としての意思表示といえますか、そうした方が安全であるということをお説明させていただきました。

一方で、TACの設定に関しては、10年後の確率がそれぞれの魚種を見たときに50%を超えるところを選ぶという基準が一つあるとのことですので、今回、この魚種に関しては0.9ということも選択肢に入っていると受け取っております。

○津田特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

中島特別委員。

○中島特別委員 すみません、素人の質問で申し訳ないんですけれども、資料8ページのスライドの左側なんですけれども、親魚量と加入量のところに、かなり大きな乖離があるなというふうに感じます。通常であれば、親魚量が増えれば加入量も増えるのかなと思うんですけれども、その辺の乖離の原因について教示いただければと思います。

○水産機構浮魚資源副部長 まず、この再生産関係式を求めるときに、これは、説明は省略させていただいたんですけれども、自己相関というものを加味しておりまして、これは何かといいますと、よい加入が起こったときにはよい加入が続きやすい、逆に悪い加入が起こったときには悪い加入が続きやすいという状況を加味しているものとなります。

ここでのプロットは、その分を差し引かずに、親魚と子の量をプロットしていますので、ちょっとこのラインからは外れるようなところに来るんですけれども、計算としてはそういうものになっております。

その原因については、なかなかこれというところを明言するのは難しいんですけれども、特にマアジ太平洋系群に関しては、対馬の方からの移入が、海況などによって、向こうか

ら流れてくる仔稚魚の量のよしあしというものが結構影響しているのではないかというふうには考えているところです。

以上です。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。ウェブで御参加の委員の方もよろしいですか。では特になければ、まあじにつきましては、原案どおり承認をしていただいたということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「まいわし太平洋系群」に関して、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○水産機構浮魚資源副部長 では、マイワシ太平洋系群の資料5-2の資源状況の初めの4枚ぐらいのところにつきまして、水産機構の私、久保田から御説明させていただきます。

マイワシについても、資料、マアジよりちょっと短いですがけれども、マアジと同様に、今年度、新漁業法に基づくMSYに準拠した管理が始まってから5年目となりまして、管理基準値の見直しを行ったということがあります。そのことについては資料の途中で触れたいとは思いますが、順番に御説明します。

最初のページは分布図です。太平洋のマイワシを太平洋系群としています。

漁獲量は図2のとおりですがけれども、かつて非常にたくさん獲れていたものが減少して、2000年代に低迷していたものが2010年頃から漁獲量が増えてきたと。近年、日本の漁獲量は五、六十万トンで推移しておりまして、2024年、近年また中国、ロシアの漁獲も増えてきて、3か国合計で2024年は137万6,000トンの漁獲となっております。

漁獲物から図3のような年齢別漁獲尾数を推定しています。

次のスライドは、調査から得ている資源量指標値の推移を示しています。左上の産卵量は、親魚量の指標として使っています。かつて、80年代に多かったものが非常に少なくなってから近年また増えてきて、直近の2年ぐらいではまた落ちてきているというような状況になっています。これを親魚量の指標として使っています。

左下は0歳魚に対する指標、右下は1歳魚に対する指標値で、主に太平洋の東沖合域で行っているトロール調査、季節によって違う調査を行っていますが、そこから得た指標値を示しております。時期によって見え方が若干異なりますけれども、全般、おおむねの傾向としては近年増えて、また直近では減ってきているというような状況になってきて

いると認識しています。

次にいっていただきまして、図の5が資源量の推定結果です。年齢別漁獲尾数と先ほどの指標値を使って資源量を推定すると、このようになるということで、指標値での推移を見たのと同じような感じですが、資源量としては近年増えて、直近の2024年の推定値では少し下がっています。この少し下がっているのは、加入の動向が上がってきたものが、またちょっと減少傾向にあるというところから、こういうふうになるということです。親魚量としては、まだ明瞭に下がっているようには見えませんが、将来予測をすると、ここからまた下がっていくという予測にはなっています。

次にいってください。図の7です。こちらが再生産関係としていますが、青と赤の二つの線を引いておりますけれども、青い方は88年以前の、資源が多かった時代と近年とでは親子関係がちょっと異なるであろうということで、二つの時期に分けて再生産関係を求めています。

近年の方は、資源、一旦増えてきたんですけども、80年代ほどの増え方をしないうちに勢いが落ちてきているということもあり、近年も含めて通常加入期として赤色の方の線で89年以降のデータを使って再生産関係を求めています。ホッケー・スティック型という折れ点のあるタイプが適合、よいだらうということで求めています。

この形は、去年まで求めていた、およそ5年前に求めた再生産関係と見た目はあまり変わらないんですけども、赤色の線の方の横一線になっているところが、これまでよりも少し上方修正されています。これは、近年のデータが比較的よい加入が多かったからということではありますけれども。その結果、目標管理基準値やMSYも少し上方修正されるということになります。およそ2割ぐらい、これらが上がったというふうにはなっています。

図の8の方はMSYを求めるときの図なんですけれども、これは先ほどのマアジと同じなので、ちょっと省略させていただきます。

次へ行きまして、図の9が神戸プロットです。これも88年以降の通常加入期の基準で示したMSYの基準の目標管理基準値と、それから漁獲圧に基づいて、このような図を求めています。近年は目標管理基準値、すみません、数字をちゃんと言わなかったですけども、親魚量で言うと143万トンというところなんですけれども、それよりは現在の親魚量は多いということです。青丸をしているところです。ですけども、漁獲圧は結構高いということです。歴史的に見ても、漁獲圧はMSYを実現する漁獲圧よりずっと高いんです

けれども、その中でも近年資源が増えてきたところを見ると、左上の赤いゾーンの中ですが、相対的にはやや低い漁獲圧が続いているところで資源が増えてきているということで、こういう漁獲圧が低いときにより加入がある程度続いたということで資源が増えてきたんだと考えてはいますけれども、直近のところでは親魚量が少し下がっているということにはなりません。

次、図の10が漁獲管理規則で、図で表すとこのようになるということです。目標管理基準値、限界管理基準値に対して、限界管理基準値より下がると漁獲圧は下げましょうということになります。それ以上では漁獲圧は一定なんですけれども、親魚量が増えれば下の図のとおりで、漁獲量はもっと増やしてもよいということにはなりません。

次をお願いします。これが将来予測なんですけれども、将来予測をするに当たって、図の11、細かい字で「近年の良好な加入が2025年以降も当面継続すると仮定している」と書いてありますけれども、もっと詳しい資料の方では「バックワード・リサンプリング」という言い方をしていますけれども、近年の比較的よい加入の動向がこの先もしばらくは続くというような予測を入れて、もっと遠い将来にいけばいくほど、もっと過去10年、20年といったところの状況も加入の予測に含まれてくるということで、遠い将来になればなるほど、過去の平均的な加入に近づくというような設定で将来予測をした結果になります。

赤い方は漁獲管理規則案に基づく将来予測で、青い方は現状の漁獲圧に基づく予測ということで、まず現状の親魚量よりある程度下がったところ、2年ほど予測すると下がりますので、そこから将来予測をするということになって、長期的には目標よりは高いような値が出てはおりますけれども、減少していくという傾向にはなりません。

次をお願いいたします。先ほどと同様に、これは先ほどの図を数字で表すとこのようになるということなんですけれども、これも近年の良好な加入が当面続くと仮定した場合の将来予測となります。そうすると、 $\beta = 1$ 、 F_{msy} に乗ずる係数が1の場合でも、10年後に目標を上回る確率というのは100%を超えていると。それから、現状の漁獲圧というのは β 、つまり F_{msy} の比で表すと1.65倍という結構高い漁獲圧なんですけど、その場合でも50%は超えると。計算上はそうなるんですけども、研究機関としては、ここでは表せられないような懸念がいくつかあるというふうに考えて、 β の値としては0.9以下にするのが望ましいというふうにしております。

いくつか懸念と申し上げましたのは資源の、資源のというか、体重が結構小さくなってきているんです。かつての高水準期並みに体重が低くなっているということ。それによっ

て成熟率も下がってきているんじゃないかということ。それから、近年の加入がちょっと下がりぎみであるという、そういったいくつか懸念があるということで、 $\beta=0.9$ 以下にするのが望ましいとしています。

その根拠の一つとしては、その次の資料です。こちらは近年のよい加入を想定しないで、通常加入期の求めた再生産関係に従った、将来の加入があるとした場合はこのような予測になるということで、この場合は $\beta=1$ のときは10年後に目標を上回る確率は45%で、0.9のときは54%ということで、0.9がよいのではないかということになります。この計算だけということではないんですけども、先ほど申し上げたような懸念も含めて、研究機関としては $\beta=0.9$ を推奨するというようにしております。

以上です。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。7ページ、資料5-2-2の準備をお願いいたします。

この資源につきましては、今年度、資源管理の目標と漁獲シナリオの見直しを行いました。ステークホルダー会合における議論を経て、最終化した案をこれから説明します。

9ページをお願いいたします。上のスライドです。資源管理の目標の案です。資源評価に基づき研究機関から提案されたものです。再生産関係、年齢別選択率、年齢別体重、成長率がデータの蓄積によって更新されたことにより、値が増減しております。

下のスライドは漁獲シナリオの案です。こちらも研究機関から提案いただいたものです。漁獲圧の調整係数、 β につきましては、資源管理基本方針に即しまして、10年後に目標管理基準値の案を上回る確率は50%以上となるもののうち、将来の平均漁獲量が最大となる1.0を選択しました。

12ページをお願いいたします。こちらは、まいわし太平洋系群の資源管理方針である資源管理基本方針別紙2-6の変更案です。資源管理の目標の変更、漁獲シナリオの変更のほか、TAC管理の実行上の柔軟性を確保する観点から、管理年度途中のTACの調整に関する規則を盛り込んでいます。

この変更案につきまして、10月4日から11月2日までの期間、パブリック・コメントを実施しました。結果、3件、親魚量が目標管理基準値を超えているときの管理の在り方、外国漁船による漁獲などに関する御意見を頂戴しました。これらを踏まえた変更はありません。

最後に、今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合は、再度分科会に諮問いた

しますが、軽微な変更につきましては、分科会長御了解の上、事務局にて修正をしたいと考えております。御了承を頂ければと思います。

最後になります。令和8管理年度のTACの設定及び配分の案を説明します。15ページ、資料5-2-4をお願いいたします。

TAC設定の考え方です。管理年度の予測値と漁獲シナリオによって得られる漁獲圧を乗じてABCを算出しまして、その範囲でTACを設定します。結果といたしまして、令和8管理年度のTACの案は、1の(2)に示します66万1,000トンとなります。

次のページに移ります。配分の案です。まずTACの20%、13万2,200トンを国の留保とします。この留保には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとします。また、管理年度の5月末までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の留保の数量の12分の5とします。次に、TACから留保を除いた分を、過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分します。数量は次のページ、別紙に示したとおりとなります。

説明は以上となります。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

青木委員。

○青木委員 青木です。説明ありがとうございました。まいわし太平洋系群に関しましては、ステークホルダー会合ですとか意見交換会などで十分議論されてきましたので、特に今回の決定に関して反対するものではないんですけれども、ちょっとお伺いしたいなと思うことがありまして、質問させていただきます。

太平洋系群のマイワシは目標管理基準値以上に資源がある魚で、先ほどもパブリック・コメントの中でも、目標管理基準値以上のところの管理の在り方はどうなんだということ、そこは議論しないみたいな形で説明されていたんですけれども、今回、水産機構さんが出してきた試算の中でも、 $\beta=1.0$ で100%以上の確率で、将来の目標管理基準値以上になるという試算の中で、以前、魚谷部長から説明いただいたんですけれども、高加入期を想定されるということで、そのとき $\beta=1.3$ というような数値を採って、それは特例だったという話を伺ってはいるんですけれども、以前は、2022年から確か1.3なり、先ほど説明があった中で、 $\beta=1.65$ 相当で獲っていたという中でも、2023年は更に親魚量が増えてい

るという結果もありましたし、今後、ちょっと β 、このマイワシのような目標管理基準値以上に親魚量がある魚に限ってですが、 $\beta=1.0$ を超える数値の議論ももう少しの方がいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺の水産庁さんのお考えとか方針をもう一度お聞かせいただければと思います。

○資源管理推進室長 青木委員、ありがとうございました。

まず、資源管理基本方針で β は1.0を上回らないことを基本とするとした考え方を説明します。 β の意味は、漁獲の強さがMSY水準に対してどのくらいなのかということです。そして、1.0を超えるということは、漁獲の強さがMSY水準を上回っている。すなわち、専門的に申しますと過剰漁獲の状態になるということです。資源の持続的利用の確保を目指していく上で、過剰漁獲を認めていいのかということ考えた結果、やはりそこは原則的には認めるものではないということで「漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値は、最大持続生産量を達成する水準を上回らないことを基本とする」との記載としました。

その上で、目標管理基準値を上回る状態にある資源をどう利用していくのかということについては、たくさんあるのであれば、これはもっと使った方がいいんじゃないか、間引いた方がもっと資源がよく増えるのじゃないかという意見があったことは承知しています。他方で、資源がMSY水準以上になったときに、理論的には、漁獲される魚のサイズが大きくなるなどの変化が生じることについて注目して欲しいと思います。

原則は1.0を上回らないこととしつつ、漁業経営、漁業生産量の最適化のためには資源をどう使っていくのかというところで議論させていただきたいと思いますので、引き続きこういった形での問題提起をしていただければと思います。

○青木委員 分かりました。MSY以上ですと、漁業者側の考えなんですけれども、自然死亡していくよりも、獲って経営原資にしていた方が反映するんじゃないかなという考えがありますので、是非、継続して議論してください。よろしくお願いします。

○山川分科会長 続きまして、高橋委員。

○高橋委員 ありがとうございます。高橋です。

私自身は、このTAC設定などに特に異議を申し立てるものではないんですけども、こちらは国内での資源評価、あとはそれに基づいたTACの設定というのは大変よく回っているというふうに思うんですけども、資料の5ページの将来の漁獲量のところで、黒線は過去の漁獲量かなと思うんですけども、国内で適正なTACを設定して漁獲圧を設定しても、結果的に、近年振り返ってみるとMSYの漁獲量を大きく超えていたりですと

か、あとは漁獲圧も国内ではちゃんと $\beta=1.0$ 以下に抑えていたとしても、振り返ると結果的に1を大きく超えているという状況が続いていて、これが資源に与える影響というのを非常に危惧しています。こちらは国内だけで何とかできる問題ではないと思いますので、NPFCのような会議体で、急ぎこちらのマイワシを優先的に話し合えるような議論の進め方であったり、あとは資源評価などについてもNPFCの方でもやっていると思うので、そちらの作業計画にも少し早められるような、そういった努力をしていくのが必要かなと思っています。

○山川分科会長 御意見を頂いたということによろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

日吉特別委員。

○日吉特別委員 説明、ありがとうございます。5-2-1の、今、高橋さんからもお話があったとおり、1の下のロシアと中国と日本の近年の漁獲のところですか。たった数年前は、ほぼ日本だけが獲っていたというような数字になっていると思うけれども。もちろん、水産庁はこれに危機感をお持ちだと思うんですけども、まずこれについての所感を述べていただきたいということと、高橋さんもおっしゃったNPFCとの関係。国際条約、海洋法条約ですか、その条約の中で、日本国としてどういう対応をいただいているのか。また、今後このようなことは、もっと数字が伸びることは想定できると思うんですけども、それについて予防的な国の政策とかは持っていらっしゃるかということ。

あともう一つ、図の上に行きますと、今度、産卵場になると、もう完璧に沿岸なんです。日本中のほぼ沿岸でこの卵が生まれていると。私は沿岸からここに来させていただいているので、ある種言えば、沿岸の大切な資源だと思っております。それも配慮した国の政策をちょっと聞きたいということ。

もう一点。私はステークホルダーにも出ましたけれども、ほとんどミールの話なんです。鮮魚の話はほぼ出ない、ステークホルダーで。何を言いたいかということ、カタクチ、南米がアンチョビなのは分かりますけれども、これは鮮魚ですよ。おいしい。マイワシという、大羽イワシになれば、今多分、ミールで獲っている相場なんていうのは何十円の世界で、氷代にちょっとプラスになっているようなものを何万トンも獲って営業していると思うんですけども、実は大羽イワシというもの。よく大型の沖合の漁業の方は、大量に獲って国民に安く提供するというのを、何年前におっしゃっていました。今、それが行われていない、このマイワシについては。余談ですけども、サバもそうかもしれません。

今ほとんど餌にいつているような状態。皆さん分かりますか。スーパーで見ますか、大羽イワシをここ近年。おいしそうな、締めたり、焼いたり、刺身にする大羽イワシは見たことあるんですか。僕はないです。僕みたいな漁村に住んでいてもないです、そんなことは。そのことに危機感を持たないで太平洋マイワシでの議論をするのは、国の大きな方針を決めるこの審議会では、この数字、ロシアと中国が近年獲っているという、このことに危機感を持たないで、私たち以外の日本人の国民の方に説明ができるのかなと思って。

ごめんなさい、2点ほど質問でした。

○山川分科会長 赤塚室長。

○資源管理推進室長 日吉特別委員、ありがとうございます。

外国の漁獲については我々どもとしても最近の潮流として非常に警戒心を持って見えます。

この対応に当たりましては、二つの側面があります。一つは、公海漁業の管理です。国際ルール、具体的には国連公海漁業協定の中で、分布範囲がEEZの内外に存在する資源について公海で導入する措置は、沿岸国が定める措置と一貫性を保つという原則がございます。正に今日本が行っているMSY水準を目標とする数量管理、こちらが公海においても速やかに入るように、国際ルールが土台にありますので、それを基に。もちろん相手があることですから、一タ一朝、すぐにできるものではありませんけれども、大きな方針としては国際ルールに基づいてNPF Cにおいて進めていくこととなります。

もう一つは、二国間です。国連海洋法では、同一の資源が複数の沿岸国の水域内に存在する場合には、保存及び開発を調整し及び確保するために必要な措置について合意するよう努めると定められています。こちらについては公海漁業の管理のような強制規定ではありませんけれども、大事なポイントとしては、日本がしっかり管理しているところをもって、相手に協力を求めていく、そこが基本になるのじゃないかと考えています。

もう一点、資源の利用を巡る議論がありました。御指摘のとおり、ステークホルダー会合のときには、ミール工場関係者の方々から活発な意見を頂いたのに対して、鮮魚として使っているの方々からは意見が出なかったことは事実です。今後、漁業生産量の最適化のためには資源をどうやって使っていくべきなのか。幸いにして、この資源はMSY水準を超えた状態にあります。健全な状態の資源を基にどうやって漁業をもうかる産業にするのか、そういったことを議論できればと考えます。ステークホルダー会合は、そのための場だと思しますので、日吉特別委員は鮮魚として利用されるグループの指導的存在でもあります。

ので、どのぐらいの大きさのマイワシを獲るのが漁業生産量の最適化のためによいのかとか、そういうこともステークホルダー会合で議論できればと思います。議論した結果は、漁獲シナリオの採り方で反映されるものと考えています。この漁獲シナリオの見直しというのは数年に一度行うことになります。今回が最後でございませんで、次の見直しの機会において是非積極的な議論をさせていただければと思います。ありがとうございます。

○日吉特別委員 ありがとうございます。まず例えば、今おっしゃっているのは、この席では数量の管理だけ。もちろん、資源管理は数量ですから当たり前かもしれませんが。

これは魚谷部長に答弁を求めたいんですけども、魚価というのは数量と同じぐらいに、例えば漁業者の収入、漁業組合の経営、漁業をやっている法人の経営も魚価が全てです。でも、この審議会では魚価の話ってあまり出ないですよ。数量の話は出て、その内訳。例えば内訳の、数量は決まっても、何キロ、何グラムだよと、そういう話もあまりここでは出ない。でも今後は、次の漁業へつなげるためには、そういうものを国のこういう審議会です少しは入っていかないと、私たち次の世代の漁業者に漁業をつなげていくとか、次の世代の日本人に鮮魚を食べてもらうとかということにいかないんじゃないかなと思います。

提案なんですけれども、国は少しずつでもそういうことをこういう審議会では入れていった方がいいんじゃないですかという質問です。

○山川分科会長 魚谷部長。

○資源管理部長 ありがとうございます。魚価の問題、それは漁業経営にとっては重要なことで、量だけではなく魚価がどうなるのかというのは資源管理をスムーズに進める上でも非常に重要な要素だというふうに思っております。

一方で、このマイワシについて、用途は鮮魚で食べられる場合、もちろんミールもあるわけなんですけれども、ミールも、例えば養殖業者の皆さんにとっては、ミールがある程度のボリュームで国内生産されるということは重要だというふうに思います。ですので、鮮魚で獲る方を重視して、ミール向けはある意味劣後させるんだというような考え方では、必ずしも、日吉委員も今、首を振っておられますが、ない。そういうことなんだろうと思っております。それは用途を、それぞれのサイズに応じて適切な用途、あるいはそれに応じた魚価が付いてということで、それは様々なニーズがあるわけですので、そういったニーズをどう埋めていくのか、あるいは対応していくのかというのを、漁業全体で考えていく必要はあろうかというふうに思っております。

そういう中でサイズの話ですれば、いろんな魚種において、自主的なものも含めてサイズ規制なんかが行われている場合もあるかと思えます。TAC設定の中で、さらに、こういう場でサイズ規制についても議論しましょうというような話になると、話がなかなか発散してってしまうようなところもあるかと思えますので、限界はあるかと思えますけれども、先ほど赤塚の方から申し上げたとおり、ステークホルダー会合みたいな場は漁業者の皆さんだけではなくて、加工・流通の方もどんどん入ってくださいという形での会合になりますので、そういったところでどういう利用の仕方が考えられるのか、あるいはそれに伴ってどういう自主的な取組ですとか、あるいは場合によっては公的なものになるのかもしれませんけれども、そういった議論を活性化させていくというのはステークホルダー会合の場を活用するということであり得るんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 日吉特別委員。

○日吉特別委員 度々すみません。私は別にミールにすることを反対と言っているわけじゃないんです。あまりにも鮮魚の話が、今、赤塚室長も認めたとおりに、1個も出なかったんです。そのことを言っているわけで、養殖の餌に対応するのはもう百も承知です。そのことを言っているわけじゃないです、部長。何にも出なかったから言っているわけです。不自然ですよ。国民が食べるものが出ないということが不自然だと思ったから、だから言っている発言です。あまり誤解しないでください。

最後に、水産機構に一つ質問します。SBmsyは大丈夫ですか、この資源は。SBmsyと言うんですね。この資源は、大丈夫なら大丈夫、不安があるなら不安があるので、両方で構わないので答えていただきたい。

○水産機構浮魚資源副部長 水産機構、久保田からお答えしますけれども、現状、通常加入期の中では結構よい状態になってきているというところなんです。通常加入期の状態、平均的な状態が望ましいかというのと、そうすると今よりは漁獲量は下がることになっちゃうので、SBmsyはもちろん一つの基準としてはありますけれども、それを十分上回るような状態をある程度維持する方が、もちろん、より望ましいと思っております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○日吉特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 津田特別委員。

○津田特別委員 ありがとうございます。今の日吉さんの観点は非常に重要だと思って

いて、すごく今、ああ、なるほどなと思ったところがあるんですけども、そのとおり、何か全部がミールとか、全部が鮮魚とかという話じゃなくて、一旦、何かポートフォリオを組んでみるみたいなのもありなような気はするんです。経済学者とかを入れて、大体、全部で獲れるのが100だとしたら、これぐらいをミールにして、これぐらいのこれぐらいの大きさと獲ると日本全体として売上げ最大化なるよみたいなものの一つ指標があると、議論の幅とか、単に数だけ追求すればいいという話じゃない議論とかもできると思うので。なかなか資源管理分科会で話す話じゃないかもしれないですけども、一つ、ステークホルダー会議とかいろんな会議の中で、そういう視点があると、また違ういろんな意見とか考え方とかが出てくるような気がするので、今、話を聞いていて、すごいよいなと思いましたが、すみません、意見でした。ありがとうございます。

○山川分科会長 いずれにしても重要な御意見を頂きましたので、よろしくお願ひいたします。

前田特別委員。

○前田特別委員 すみません、前田です。

水産機構さんの方から太平洋マイワシの成長が悪いとか、生殖器官が発達しないとか言っていましたけれども、確か太平洋マサバも同じようなことを言っていたと思うんですけども、その原因が分からないのであれば、ちょっと教えてほしいというのが1点。

あと、先ほど日吉さんも言っていますけれども、マイワシが養殖に回っているということで、養殖魚として生餌とかミールとか、マイワシの生餌とか、本当に必要なんですけども、実際、安い餌とかは全然入ってなくて、マイワシをミールにした分も、円安だからといって国内に回るんでなしに、輸出されて、国内に回っていないのが現状です。

それで、高値安定の餌が入ってくるわけですけども、その結果、今年の養殖業者の倒産件数が一番多いというような結果になっています。国の方は、養殖業成長産業化として推進していますが、こういったマイワシを獲っていますけれども、もっと有効的に国内に回るように協力してほしいというのが1点です。意見ですけども、よろしくお願ひします。

○山川分科会長 まず成長の件につきまして、久保田副部長、お願ひします。

○水産機構浮魚資源副部長 御指摘のとおり、マイワシだけではなく、マサバの方でも成長が悪くなっているということを申し上げております。原因として、今日は、特段言及はしませんでしたが、海洋環境、今は黒潮大蛇行は終息して、それから黒潮続流が東

北の沿岸にが一っと上がって水温が高かったという状態は、もう今は解消しております、また水温は下がってきているところなんですけれども、そういった海洋環境の大きな変化の影響で、恐らくは餌の状態が悪くなっていたんじゃないか、プランクトンが少なくなっていた、若しくはサイズが相対的に小さいような、栄養価の低いプランクトンが生育場となる東北の沖合域がそういう状態になってしまったという可能性を考えています。

情報はある程度得られつつあって、まだきちんとした成果としては公表には、届いていないんですけれども、その可能性を考えてはいるというところですよ。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

あとミールの件につきましては、御意見を頂いたということですのでよろしいですか。魚谷部長。

○資源管理部長 養殖業の餌対策、非常に重要なものだとということで認識をしております。正に資源管理分科会で議論できる話ではありませんけれども、水産庁としては担当部署の方で餌対策についてしっかり対応して、これまでも取り組んできておりますし、今後も引き続きしっかり対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

ウェブからの御意見もないということですので、ほかにございませんでしたら、本件につきましては、原案どおり承認をしていただいたということですのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「まいわし対馬暖流系群」に関して、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○水産機構浮魚資源副部長 水産機構の黒田の方から説明いたします。

まず3ページ目の下の方をお願いします。マイワシの方も5年に一度の見直しということで、対馬暖流系についてもいくつか変更を行いました。こちらも先ほどのマアジと同様に、年齢別の漁獲尾数の見直しや、また長崎県のまき網のCPU Eを使うとか、そういったことを行っております。

4ページ目の上です。そういった変更の結果もありまして、昨年度と比べますと、資源評価の結果としては、資源量等は下方修正になったというような形になっております。ただし、かなり増加が激しいという点については大きな変更はなかったということも言える

かもしれません。

5 ページ目の上の段です。管理基準値になります。こちらでも従来の数字と比べて、それほど大きな変更はありません。ただし、MSYの方が39.2万トンということで、かつての数字に比べると、やや増えています。

次は6 ページの上の方から、またざっと今年の評価の結果を述べたいと思います。

図の2、漁獲量の推移になります。こちらは日本の漁獲のみを考慮して資源評価を行っていますが、日本の漁獲量、近年でいいますと2011年以降徐々に増えていまして、2023年に10万トン、2024年に14万4千トンという数字になっております。

年齢別漁獲尾数が図の3になっていまして、2023、24年については0歳から2歳、青、オレンジ、グレー、そういった年齢の魚がたくさん獲られているという形になっております。

下の段です。資源量指標値、このようなものを使っていますというのが左の図になっていまして、いろんな漁業のCPU Eと呼ばれるものがかなりよい状況にあるということです。

得られた資源量の結果は図の5になっております。下の方は拡大したものになりますが、2024年でいいますと、資源量が175万トン、親魚量でいうと72.9万トンという形になります。かつて資源量が1,000万トンという時代もあったんですが、それに比べてはまだまだ低いものの、ここ数年かなり急激に増加しているということが分かりますかと思えます。

7 ページ目の上の方、再生産関係です。こちらでも先ほどの太平洋系群と同様に、通常加入期と高加入期という形で二つに分けております。現在は赤の通常加入期の方にあるというふうに見ているということです。上にちょっと小さく拡大はしているんですが、このようにラインのかなり上の方へいっているように、かなりよい加入が最近続いているんだというふうに見ていることになります。

下の段、図の8、神戸プロット、チャートになります。これも数年前までは限界管理基準値を下回っているというような形にはなっていたんですが、この4年ほど左下の黄色のゾーンに移ってしまっていて、親魚量の増加及び漁獲圧の低下が見られています。つまり、右下にとんとんと点が来ているという形が分かるかと思えます。

次のページ、8 ページの上の方が将来予測になります。こちらでも、近年の加入がよい、資源がよいということと漁獲圧が低いということもありまして、2025年は予測にはなるんですが、目標管理基準値の108.9万トンを既に超えているというような予測になっており

ます。その後、加入が再生産関係式に基づいて、やや落ち着いてくるとい形になりますので、その後一旦、資源としてはちょっと減少しながら、ある値に落ち着いていくという将来予測になっております。

それを数字に直したものが下の段の表の1と2になります。上の方は、 $\beta=0.8$ の場合、2036年に目標を達成する確率は56%。そのときの2026年の漁獲量としては、45.3万トンというような数字になっております。

以上です。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。9ページ、資料5-3-2の準備をお願いいたします。

黒田副部長からも御紹介がありましたとおり、この資源につきましては、今年度、資源管理の目標と漁獲シナリオの見直しを行いました。ステークホルダー会合における議論を経て、最終化した案をこれから説明します。

11ページをお願いいたします。上のスライドは資源管理の目標の案です。資源評価に基づいて研究機関から提案されたものです。再生産関係、年齢別選択率、年齢別体重、成長率がデータの蓄積によって更新されたため、値が少し減っています。

下のスライドは漁獲シナリオの案です。こちらも研究機関から提案いただいたものです。漁獲圧力の調整係数、 β については、資源管理基本方針に即して、10年後に目標管理基準値の案を上回る確率が50%以上となるもののうち、将来の平均漁獲量が最大となる0.8を今回選択しています。

18ページをお願いいたします。こちらは、まいわし対馬暖流系群の資源管理方針である資源管理基本方針別紙2-7の変更案です。先ほど説明しました資源管理の目標の変更、漁獲シナリオの変更が盛り込まれています。この変更案について、10月4日から11月2日までの期間、パブリック・コメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

最後、今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合には、再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更については、分科会長御了解の上、事務局にて修正したいと考えておりますので、御承知いただければと思います。

続きまして、資源再建計画の検証の結果を報告いたしますので、恐縮ですが、戻りまして、15ページを開いていただけますでしょうか。資料番号は5-3-3です。

こちらの資源につきましては、親魚量が限界管理基準値を下回る状態にあると判断されたことから、漁業法に基づいて資源再建計画を立てて、その下でTAC管理が行われてい

ます。再建計画は、少なくとも2年ごとに達成状況の検証を行うこととなっており、それを今年度実施しました。親魚量は令和13年に目標管理基準値の案を50%以上の確率で上回ることが検証によって判明しましたので、計画の措置を継続することが妥当であるとの結論に至りました。

最後に、令和8管理年度のTAC設定及び配分の案を説明します。19ページ、資料5-3-5をお願いいたします。

TAC設定の考え方です。大きなところは、ほかのTAC資源と同様です。管理年度の資源量の予測値と漁獲シナリオによって得られる漁獲圧からABCを算出して、その範囲でTACを設定します。結果としまして、令和8管理年度のTACの案は、1の(2)で掲げました45万3,000トンとなります。

次のページに移ります。配分の案です。まずTACの20%、9万600トンを国の留保とします。この留保には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとします。TACからこの留保を除いた分を、過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県に配分します。その数量は次ページ、別紙のとおりとなります。

事務局からの説明は以上です。審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしくをお願いいたします。

川原特別委員。

○川原特別委員 ありがとうございます。川原でございます。

今回のマイワシ対馬暖流系群の資源評価ですとか、御説明につきまして1点確認させていただきたいのですが、太平洋系群の場合は、隣国ですとか海外の他国の漁獲が入って資源評価をされていたかと思えます。対馬暖流系群も、その分布域を拝見しますと、割と隣国に近い所も分布域に入っております、これがどれぐらい漁獲ですとか評価に影響があるのか、というのがちょっと気になったところでございます。分かる範囲で構いませんので、御教示いただければと思えます。

○山川分科会長 黒田副部長、お願いします。

○水産機構浮魚資源副部長 ありがとうございます。分布から考えて、韓国での漁獲というのはもちろんあります。2024年でいうと3.8万トンぐらいなんです。資源評価報告書には記載しております。2011年以降が大体1,000トンから8,000トンぐらいなので、日本ほど

多くはないという形にはなっています。なので、そういう面でも、今のところ日本だけで資源評価をしてもいいだろうというふうに考えているところです。

○川原特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

ウェブの委員の方もよろしいですか。

では、ほかにございませんでしたら、まいわし対馬暖流系群につきましては、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「さんま」につきまして、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理室長です。資料の7ページ、5-4-2の準備をお願いいたします。

さんまにつきましては、資源管理基本方針において、この資源を管理しております国際機関であるN P F Cにおいて決定された漁獲可能量の算定方式を漁獲シナリオとしております。N P F Cにおける漁獲可能量等に関する保存管理措置は、年次会合において決定されます。年次会合は令和3年の第6回以降、当該年の3月から4月頃に開催されておりました。次回の第10回年次会合も令和8年4月を予定しているところです。

一方、国内資源としてのT A C管理は1月から12月と、暦年で管理しています。そのため、令和8管理年度のT A Cの案につきましては、暫定的に、本年3月に開催されたN P F C第9回年次会合で採択された保存管理措置を踏まえ、下の表に掲げます考え方に基づいて9万5,623トンとしておき、令和8年4月に予定されている第10回年次会合で新たな保存管理措置が採択された場合には、必要に応じてT A Cの変更を行うこととします。

次のページに移ります。配分の案になります。

まず、T A Cの10%、9,562トンを国の留保とします。過去3か年の実績に基づいて、留保を除いた数量を大臣管理区分と都道府県に配分します。ただし、配分を受ける者の間で別途の合意があるときには、この合意による数量を用います。配分の数量の案は次ページの別紙のとおりとなります。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いい

たします。

よろしいでしょうか。では、特に御意見はないようですので、さんまにつきましては、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「かたくちいわし対馬暖流系群」に関して、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○水産機構浮魚資源副部長 資料5-5をよろしく申し上げます。水産機構の黒田が説明いたします。

ステップ1の管理が始まって、対馬系は2年目になったんだと思います。資源評価の方は、今年も通常のスケジュールに従って行いました。

まず、3ページの上段からの説明になります。こちらも対馬暖流系ということで、東シナ海から日本海の資源を対象としております。

図の2に漁獲量を示しました。通常であれば大体3万トンとか4万トンぐらいがここ10年ぐらいのパターンだったんですが、もう少し多いですかね。数字は正確じゃないかもしれないんですが、2020年以降ちょっと減少しまして、2024年の漁獲量というのは1.1万トンということで大きく減少したという形になります。

年齢別漁獲尾数という形で変換したのが図の3になりますが、この2年、2023年、2024年についてはかなり少なかったことがここからも分かっていたかと思えます。

下の段が長崎の中まきのCPU Eであったり、産卵量、我々の調査の結果にもなるんですが、調査も2024年についてはかなり低い水準にとどまっているということです。

それらを反映しまして資源評価の結果が図の5にはなるんですが、資源量としても、この黒のラインです。今、急激に減少しているという形になります。2023、24というのは、特に減少が大きいということです。

次は4ページ目の上です。再生産関係についても、先ほど言ったことと同様にはなるんですが、2023年に急激に加入が下の方に減少しているということがここからも読み取れるかと思えます。

カタクチイワシ対馬暖流系群については、目標としては97%のMSYを実現する親魚量为目标としております。下の表ですと、6.8万トンというのが目標管理基準値になるという形です。

下の図にいていただくと、図の8が神戸プロットになります。こちらも何となく想像が付くかと思うんですが、左上の赤いゾーンに今はあるということです。比較的最近、漁獲圧が上がって、かつ加入も下がって、資源も減少しているということになります。ただし、2024年の漁獲圧については、やや下がっているのかなというのが、この評価の結果になります。

次のページ、5ページ目の上の方が将来予測の結果にはなります。再生産関係が通常のものに今後戻るという仮定で行っていますので、そういった仮定の下では数年後には徐々に回復していくということが分かるかと思えます。

一方で、最近年については、かなり漁獲を絞らないといけないということが、特に右の漁獲量の図を見ていただければ分かるかと思えます。

表に直したのが下の段の表1・2になります。0.9のF97%msyというところが今の採用されている漁獲シナリオになります。これに基づきますと、2034年には52%の確率で回復するものの、2026年の漁獲量としては1.5万トンという小さな値になっているということです。

次の6ページが、もう少し違うシナリオを少し見てみましたということになります。先ほど2024年の漁獲圧は少し下がっていると言ったんですが、最悪の場合、もし下がっていない場合もあるかもしれないということで、それに基づいて試算した結果が、ここで言う青のラインで示したグラフになっております。結果だけ言いますと、表の5の2026年の漁獲量を見ていただきますと0.0ということで、下の方にちゃんとした数字も書いているんですが、このときの算定漁獲量としては229トンと、僅かそういった量になるということです。これは一応、最悪の場合を考えたらということにはなるんですが、こういったことも我々としては注意をしているという形になっております。

ただし、下の方の、次の段をお願いします。研究者間でかなり議論になったのは、漁獲圧が本当にここまで高いんだろうかということです。漁獲圧以外の要因も関与しているだろうということで、いくつかの可能性を中段の方に書いております。

例えば、最近マイワシが増えているので、それに伴って、何かカタクチの自然死亡率とか、そういったものが変わってきている可能性もあるんじゃないかというような意見もあります。ただし、そういったものの科学的な知見というのも現在では限られているということも言わざるを得ません。ということで、かなり難しい課題ではあるんですが、今後、研究機関としては漁獲以外の、環境要因とか、そういったものについて研究を進めていき

たいというふうに考えているところです。

以上になります。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。7ページ、資料5-5-2の準備をお願いいたします。

この資源のTAC管理は、令和6年1月から始まりました。資源管理の目標は、8ページ下のスライド、漁獲のシナリオは9ページ上のスライドに示すとおりです。漁獲圧力の調整係数、 β については、10年後に目標管理基準値の案を上回る確率は50%以上となるもののうち、将来の平均漁獲量が最大となる0.9を採択しています。

9ページ下のスライドに移ります。ステップ2への移行です。この資源につきましては、資源管理方針の中で、再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加などに係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得るとしています。

今管理年度、10ページに参考として示しましたとおり、翌管理年度からの数量の繰入れについて水産機構の協力を頂きながら検討、議論を進めたところでありましたけれども、「規定の案」の提示までには至らなかったことから、引き続き令和8管理年度はステップ1とします。

令和8管理年度のTAC設定及び配分の案を説明します。11ページ、資料5-5-3をお願いいたします。

TAC設定の考え方については、ほかのTAC資源と同じです。管理年度の資源量の予測値に漁獲シナリオから得られる漁獲圧を乗じてABCを算出して、その範囲でTACを設定します。結果としまして、令和8管理年度のTACの案は、1の(2)に示しました1万5,000トンとなります。

次のページに移ります。配分の案です。令和8管理年度もステップ1となるため、次ページ、別紙に示しますとおり、具体的な配分量は設定せず、TACの内数として設定します。ただし、都道府県及び大臣管理区分の担当者の方には、管理を行う際の参考となる数量を提示しています。

説明は以上です。審議をよろしくをお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

高橋委員。

○高橋委員 ありがとうございます。私の方ではカタクチイワシの全ての系群に対する意見なんですけれども、シラスの影響というのがどれぐらいあるのかというのが、科学的な根拠を持って示されているのかなというのが気になっています。漁獲量が全体の漁獲量に対して小さいですとか、あとは資源評価が、シラスはとても魚体が小さいので組み込むのが難しいという点はあると思うんですけれども、今後、TACの設定の議論を深めていく中で、本当にシラスの量というのを一緒に管理しなくていいのかどうかというところを根拠を持って示した方がいいのかなと思っています。

○山川分科会長 黒田副部長から何かコメントございますか。

○水産機構浮魚資源副部長 対馬暖流系に限った話になりますが、数年前まではシラスも含めて資源評価というのは行っていました。現状を考えると、シラスの漁獲量というのはカタクチ以上に減っていますので、そういった面では相対的な影響というのはだんだん少なくなっているのかなという部分はあるんですが、当然のことながら、例えば個体数とかを考えると、それなりの数にもなりますので、そういった面ではシラスのCPUのモニタリングなども、我々としては、今、続けているという形になっております。

○資源管理推進室長 続けて管理について説明します。ABCは、資源評価の方でシラス分を除いた形で示された資源量の予測値を用いて算出していますので、TAC管理は、体色が銀色のものを対象としています。だからといってシラスの採捕は全く管理しないということではなく、現時点で我々ができるものとして、努力量の管理を、シラスを漁獲対象とする漁業に求めているところです。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特に追加でございませんでしたら、かたくちいわし対馬暖流系群につきましては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「うるめいわし対馬暖流系群」に関して、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○水産機構浮魚資源副部長 続きまして、資料5-6をお願いいたします。ウルメイワシ対馬暖流系群になります。

図の2、漁獲量になりますが、近年の漁獲でいいますと大体2013、16年に5万トンを超

えるような時期がありました。その後、2020年辺り、かなり少なくなったんですが、2023、24と再び増加にありまして、24年としては4.3万トンというような量になっております。

年齢別漁獲尾数で見ても、2023、24については0歳魚を中心に獲られているということが分かるかと思います。

下の段に移っていただきまして、結果になりますが、ウルメもCPU Eのデータなり、産卵量のデータは使っているんですが、そういったものを含めて得られた結果だというふうに御認識ください。

資源量はちょっと三角のグレーになっちゃっているんですが、このように最近、ここ4年ほどはかなり高い水準にあるんだということです。

特に青で示しました加入量は、2023、24ともかなり高い水準にありまして、そういったものを反映しているんだろうというふうに考えております。

次のページの上段、4ページの図6、再生産関係から見ても、かなり平均的なブルーのラインよりも上の方にいっていますので、ここ数年、ウルメの加入はよかったというふうに我々としては解釈しているところです。

下段の方が神戸プロットになります。神戸プロットとしては、今は右の上にあるということになります。確かに資源量としては、今、目標を超える水準にはあるんですが、同時に漁獲圧も少し高いということで、その両方の要因で、今、たくさんの漁獲が見られているんだというふうに我々としては解釈しているところです。

図の10、次のページ、5ページの上段になります。こちらも最近の加入がよいということで、直近の将来については漁獲量としては伸びるんだろうというふうに見ているという予測になっているかと思います。ただし、加入がその後落ち着いてきますので、それに伴って親魚量としてはやや減少ぎみになってくると。減少の後に、ある一定の値に収束してくるというような予測になっております。

下段の方が、そのときの親魚量、漁獲量になります。2034年ですか、 $\beta = 0.8$ になりますが、56%という目標の達成確率になっております。2026年の漁獲量としては5.8万トンということで、これをABCというふうに定めているところです。

以上です。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。資料7ページ、5-6-2の準備をお願いいたします。

この資源のTACの管理も令和6年1月から始まりました。資源管理の目標は8ページ

下のスライド、また漁獲シナリオは9ページ上のスライドに示したとおりです。調整係数、 β は、資源管理方針に則りまして、10年後に目標管理基準値の案を上回る確率は50%以上となるものの中で0.8を採用しているところですか。

9ページ下のスライドに移ります。ステップ2の移行についてです。この資源につきましても、「再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加などに係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る」と、かたくちいわし対馬暖流系群と同じような規定が資源管理方針に盛り込まれています。この規定に基づきまして、私ども水産機構の協力を頂きながら検討を進めてきました。例えば、8ページにお示したように、翌管理年度からの数量繰入れについて、何トンだったら、TACの何%だったら目標の達成を損なうことなく繰入れできるのかりスク評価をしていただきました。ただ、この「規定の案」を提示するところまで我々の検討が至らなかったことから、令和8管理年度も引き続きステップ1とします。

続きまして、令和8管理年度のTAC設定及び配分の案の説明に入ります。資料は11ページ、5-6-3をお願いします。

まずはTAC設定の考え方です。ほかのTAC資源と同じです。令和8管理年度の資源量の予測値を資源評価で出していただきまして、それと漁獲シナリオから得られます漁獲圧を乗じてABCを算出し、その範囲内でTACを設定します。その結果、令和8管理年度のうるめいわし対馬暖流系群のTACの案は、1の(2)で示します5万8,000トンとなります。

次のページに移ります。配分の案です。ステップ1が継続するため、次ページ、別紙で示しますとおり、具体的な配分量は設定せず、TACの内数として設定します。ただし、都道府県や大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量は担当に提示しています。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

中島特別委員。

○中島特別委員 4ページですけれども、確認なんですけど、先ほどからの説明で、上回る確率が50%、これを越えた場合でしたか。50%以上でしたっけ。

○資源管理推進室長 「以上」です。

○中島特別委員 ということは、今回、これは50%以上になるわけですね。

それで50%という、0.9を採らなかった理由。今回、まだ数量管理をやるわけじゃないんだからいいんですけども、一つ規定を崩すと、今後、その辺の理由が必要になってくると思うんですけども、その辺はいかがお考えか。

○資源管理推進室長 β の採用に当たってはいろいろな要素を考慮します、研究機関の推奨は、予防原則の観点からのものですし、将来の平均漁獲量は利用の観点から考慮されるものです。それぞれの資源について、ステークホルダー会合の議論を踏まえて決めた値を資源管理分科会に諮ったもので、この資源につきましては、原則とされる範囲の最低値である50%ではなくて、56%となる β を採用したということで、一つずつ資源ごとに……。

○資源管理部長 すみません、資源ごとの資源管理方針については5年ごとに見直すということになっております。これは、最初に決めたときに、 β は0.8ですと決めて、今回3年目に入るわけですけども、これは、5年間分の β は決めた中で、基本的には評価が上振れ・下振れしたから途中で β を上げるとか、下げるとかというのは基本やらないということになっております。あまりに大きな変化があったときには、これは下げなきゃいけない、あるいは上げてもいいみたいな議論というのは、5年以内においても行う可能性というのは、排除はされていないんですけども。基本は5年分、 β を決めたらそれを守っていくと。そういう枠組みでございまして、今回の0.9でも50%というのは、あくまでも0.8で決めた中で、ちょっと上振れしているということですね、という、そういう整理でございいます。

○中島特別委員 分かりました。すみません。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

津田特別委員。

○津田特別委員 ありがとうございます。今回、ステップ1からステップ2への移行ということは、まだちょっとできませんよという話だったんですけども、ここをもうちょっとお伺いしたくて、逆に言うと、何がそろそろ次にいけるのかということがちょっと理解できなかったんで教えていただけますか。

○資源管理推進室長 津田特別委員、ありがとうございます。そろえるものとしては、具体的には本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加等に係るルール案です。翌管理年度から、何かあったときには繰入れをするというルールができないかということ、今、我々は検討しています。形としては

水産庁の提案ですね。資源管理基本方針に盛り込むルール案。しかも資源管理方針には「結論を得る」と書かれています。「結論を得る」ためには、ステークホルダー会合を開催しまして、我々の提案を説明をし、意見を頂戴する機会を設けるものと考えています。

○津田特別委員 ありがとうございます。それは、毎年毎年、そのステークホルダー会合をやるようなイメージですか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。ルールについて結論を得るためのプロセスとして、ステークホルダーを開催するものですので、会合を毎年開くということではありません。

○津田特別委員 というと、すみません、僕の理解が追いついていなくて、ごめんなさい。ある程度ルールができた段階で、これでいいなとなったら、臨時みたいな感じでステークホルダー会合を開くという認識で合っていますか。

○資源管理推進室長 そのとおりです。それが一番しっくりくると思います。

○津田特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、うるめいわし対馬暖流系群につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「かたくちいわし太平洋系群」に関して、事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○水産機構浮魚資源副部長 カタクチイワシ太平洋系群を説明させていただきます。申し遅れました、水産機構の山下です。

資料は5-7-1をお願いします。カタクチイワシの太平洋系群の方は今年の1月から対馬暖流系群より1年遅れてステップ1に入っているところです。

漁獲と資源の推移としましては、1990年頃から2010年頃は漁獲量も資源量も高いところにあっただすけれども、その後、現在では少し低迷しているという状況でございます。

資源の利用としては、0歳、1歳主体の若齢魚主体のものとなっております。

この下のスライドに移っていただきまして、資源量の指標値としましては、かつて、2000年、2010年頃までは高いところにあっただすものが近年低くなっており、その中で、直近の2024年については加入量が少しよくなっているということも見られております。

この資源量につきまして、漁獲データと指標値を用いて推定したものが図の5になっております。こちら90年頃から2010年頃までは加入も親魚も多かったものが近年低くなっていて、直近2024年は少し加入がよくなっているという状況となっております。

1枚めくっていただきまして4ページ目になりますが、本系群では再生産関係、親子関係というものを、資源の状態がよかった時期と、それ以外の時期ということで、マイワシなどと同じように二つの期に分けております。現状では赤の方の線で示した通常加入期にあると判断しております。これらを基に求められた管理基準値としましては、目標管理基準値が11.2万トンと推定されております。

この下のスライドに移っていただきまして、資源量と漁獲圧、それぞれを基準値と照らし合わせたものが神戸プロットとなります。近年、資源量はまだ低い水準にありまして、目標管理基準値は下回っているんですけども、少し加入が上向いているということもありまして、漁獲圧についてはかなり一気に下がってきている状況となっております。直近、2024年では漁獲圧は F_{msy} を大分下回るところにあると推定されております。

これをほかの魚種と同様の管理規則に基づいて将来予測を行ったものが、次のページのグラフとなります。この図の10に将来の親魚量と漁獲量の推移を載せております。現状の漁獲圧としましては、 β はかなり1に近いところがありまして、おおよそ将来加入に応じて MSY 水準の親魚量と漁獲量が平均的に得られると考えられているところです。

この下のスライドに、これらの結果を表で示したものをお示ししております。こちら、カタチイワシの太平洋系群につきましては、前回の研究機関会議からステークホルダー会合の流れを含めまして、 β を0.9とするということが定められております。この $\beta=0.9$ で漁獲したときに、管理開始から10年後の2035年、管理開始が対馬系群から1年遅れておりますので、この目標の判定基準年も1年遅くなりますけれども、2035年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は、これが $\beta=0.9$ のときに59%となると推定されておまして、このときのこの β で推定した2026年の漁獲量、ABCとして提案するものとしては10.7万トンと推定されております。

以上です。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。7ページ目、資料5-7-2をお願いいたします。

この資源のTAC管理は、令和7年1月から始まりました。2年目に入るところです。資源管理の目標は8ページ下のスライド、漁獲シナリオは9ページ上のスライドに示すと

おりです。

漁獲圧力の調整係数については、ほかの資源と同様の考え方にに基づき0.9となり、T A C開始に当たり決めたものです。次回見直しまでは、この0.9を使用することになります。

10ページに移ります。ステップ2への移行です。この資源につきましても、ステップ2の開始までに結論を得るとされているものが二つ資源管理方針に掲げられています。

一つ目は、再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられるときには、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置などに関する規定の検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得るというものです。

二つ目は、海洋環境の変化などに応じて、これは「レジーム・シフト」と呼ばれるものに関係するものですが、通常加入期と高加入期の二つの再生産関係を有すると考えられる本資源の特性を踏まえて、一定の条件を満たしたときに、漁獲可能量を追加する措置などに係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得るというものです。

いずれの規定につきましても、水産機構の協力を頂きながら検討を進めているところですが、規定の案の提示、また、提案を説明するためのステークホルダーの開催には至らなかったことをもちまして、引き続き令和8管理年度はステップ1とします。

続きまして、令和8管理年度のT A C設定及び配分の案を説明します。11ページ、資料5-7-3をお願いいたします。

T A C設定の考え方です。ほかのT A C資源と同様です。資源評価において示される管理年度の資源量の予測値、また漁獲シナリオから得られます漁獲圧力、この二つを用いてA B Cを算出しまして、その範囲内でT A Cを設定します。結果としまして令和8管理年度のかたくちいわし太平洋系群のT A Cの案は、1の(2)で示しますとおり、10万7,000トンとなります。

次のページに移ります。配分の案です。ステップ1ですので、次ページの別紙に示しますとおり、具体的な数量は設定しません。T A Cの内数として設定します。ただし、都道府県や大臣管理区分における管理を行う際の参考としての数量は、それぞれの御担当の方に提示しております。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

します。

川原特別委員。

○川原特別委員 ありがとうございます。

私の方からは感想といいますか、前回、TACの意見交換会に出させていただきまして、そのときに感じたことなのですが、沿岸の漁業者の皆さんより、このカタクチイワシの魚種というのは、TACですとかMSYといったものになじまないのではないかというような御意見があったと記憶しております。外国では、産卵魚数と稚魚の数だったと思いますが、それを漁期の前に調べ、事前調査しまして、その年の漁獲量を決めるというようなことをしているところがあるとお聞きしました。

このMSY管理ですとか、TACの方針に全く反対する意見ではないのですが、ひょっとしますと、一番海に近い漁業者の皆さんの感じていらっしゃるということというのは、もしかするとすごく大きな知見であったりするのかもしれないので、何かのタイミングで、そういったことも御検討いただくと、もっとその管理が広がっていくのではないかなと感じた次第です。

以上です。

○山川分科会長 御意見を頂いたということによろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

三浦委員。

○三浦委員 今の意見にちょっと近いんですけども、資料の5-2-1のマイワシの3ページの目のところをちょっと見ると、一番漁獲量が少なくなったのがマイワシの太平洋系群です。2000年から2005年ぐらいが一番少なくなっていて、カタクチイワシの今の資料の5-7-1の3ページ目の漁獲量というのが、これはグリーンの折れ線グラフというか、グリーンで出ているんですけども、これについては大体2000年から2005年頃に一番漁獲量が多くなっているという中で、これ白書の中でも十何年か前にレジーム・シフトについて書かれていて、レジーム・シフトにおいては、マイワシが増えるときにはカタクチイワシとスルメイカが減って、マイワシが減ってくるとカタクチイワシとスルメが増えるとか、そういうことも書いてあるんです。レジーム・シフトについても結構触れていながら、こういった資源管理をするときに、そういったことをもうちょっと加味した中で考えていくことも必要なんじゃないか。こういった多獲性魚について、本当にサンマも含めて大きな資源管理が——資源管理を否定するものでは全然ないです。やっていかなきゃいけないん

だけれども、こういった事実に基づいた、こういったものも加味していかないと、漁業者としてはなかなか、毎日漁に出ている漁業者の知見や意見、そういったものを反映するということは必要なのかなと思っていましたので、一応この辺、意見として言わせていただきます。

以上でございます。

○山川分科会長 ただいまの御意見は、水産研究教育機構なのか、水産庁なのか。両方に関わってくる内容かと思えますけれども、重要な御意見を頂いたということでよろしいでしょうか。

では、それに関連していることでしたら、中島特別委員、よろしく申し上げます。

○中島特別委員 すみません、今、レジーム・シフトの話がありましたけれども、考えてみれば、イワシは別にしても、アジ、サバ、こういったものの稚魚自体の初期餌料というのは多分同じだろうと思うんです。イワシにしてもそうかもしれません。それらを資源管理の中で加味しているのか。例えばサバが増えれば、片方、同じ餌料を食べるアジですか、アジが減少しても分かるような気がするんです。その辺のいわゆるシステム、こういったものもそれぞれを加味する必要があると思うんですけれども、多分、今のこの資源管理の数字というのは、それぞれの魚種ごとに出していて、その辺は加味されていないと思うんです。その点についてどのようにお考えか、併せてお聞きしたいと思います。

○山川分科会長 魚谷部長、よろしく申し上げます。

○資源管理部長 評価の関係は、水産機構から御説明いただければと思えますけれども、実際、今年、マイワシの対馬暖流系群に関するステークホルダー会合では、ある出席者から、この魚種交代、先ほど三浦委員からレジーム・シフトというお話がありましたけれども、この魚種交代というものを加味した評価なり管理というものを考えていってもらいたいというような御意見がございました。そのステークホルダー会合の取りまとめにおいても、その点については中長期的な課題として、取りまとめの中に含まれております。

一方で、そういう魚種交代なり、レジーム・シフトを、ABCの計算に直結できるような状況に、今、あるのかと言われれば、この点は非常にいろんなハードルがあって難しいんだろうというふうに考えております。

そういうことで、では評価を、短期間でそういう形に変えていくというのは難しい面があるという前提で、先ほど来、カタクチ、ウルメについては、その翌年からの繰入れというか、前借りのような制度であるとか、あるいはかたくちいわし太平洋系群については、

高加入と通常加入があるという中で、高加入の兆候があったときにTACを増やすというような仕組み、要は管理上の工夫ができないかということで、ここに書かれているようなステップを上げるための課題として、これもステークホルダー会合での議論、それぞれの魚種に関する議論において、こういうことをちゃんと解決して進んでもらいたいというような意見を踏まえて、まずは管理上の工夫でどこまでできるのかというのを追求していきましょうということになっております。

ステップアップ管理、正にステップ3に行くまでに、そういう漁業者の皆さんのいろいろな心配ですとか、そういったところを受けて、課題を解決していくためのステップとしてこういう仕組みを導入しておりますので、なかなか、しっかり科学的根拠に基づいているような仕組みを入れていくということから、歩みが遅いじゃないかと言われればそのとおりなんですけれども、そういう形での対応をしているということでございます。

○山川分科会長 日吉特別委員。

○日吉特別委員 一つ意見なんですけれども、今、レジーム・シフトというお話が出ましたので。昭和とか平成頃だったら分かるんですけれども、私は、今日も海に行って、ここに来ています。毎回、そういう言い方言って大変失礼ですけれども、肌で感じるのは、以前のようなレジーム・シフトは絶対起こらないよ。日本の海はそんな状態じゃないと思います。レジーム・シフトというと、昭和の頃のことを思い出すかもしれないけれども、もしあったとしても、そんな大きな山が作れるような漁獲の、そんなものは俺はできないと思うと肌で感じます。それは毎日、海と向き合っている僕らの、漁業者から言う意見です。まあ、意見です。

○山川分科会長 評価の側面から山下副部長、何かコメントございますでしょうか。

○水産機構浮魚資源副部長 今、皆様が言われたこと、それから魚谷部長がお答えになったことが本当にそのとおりなので、こちらから追加で申し上げられることはあまりないんですけれども、やはり過去、最初に言われましたように、イワシ、アジ、サバの三すくみと言われているような資源の動態であったり、あるいはレジーム・シフトであったりというもの、いろいろ研究もされていて、知見、あるいは報告も行われているところではあります。

ただ、最後に日吉特別委員がおっしゃられたように、その関係というものが、今、もう一度起こるのかということ、これについては疑問符が付いているということでもあります。

そういったことを踏まえまして、こちらとしても、できる限りの調査研究を進めさせて

いただいておりますが、まだまだ結論を出せるような状況ではないというより、むしろ年が進むほど分からないことが増えてきて、未知の状況になっている状況でもありますので、管理の方の対応なども含めて、よい資源評価と資源管理を進めていきたいと考えているところです。どうもありがとうございました。

○山川分科会長 いずれにしましても、今後の重要な課題ということだと思います。

ほかにございますでしょうか。

では、ほかに特にございませでしたら、かたくちいわし太平洋系群につきましては、原案のとおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「まだい日本海西部・東シナ海系群」に関して、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○水産機構底魚資源副部長 水産機構の天下です。まだい日本海西部・東シナ海系群について御説明させていただきます。

資料5-8-1の①から説明をさせていただきます。

これまでの資源評価と異なる点が1点だけございまして、小さく書いているんですけども、2行目に、本資源では人工種苗放流が1970年代後半から実施されているということがこの資源の特徴でございまして、したがって、この人工種苗放流が加味された形でのABCの算定という形になります。

それでは、図の1から説明してまいります。本資源は、鳥取県から鹿児島県の東シナ海に面した海域の沿岸域でのマダイの分布を仮定して計算をしております。

図の2、緑色の折れ線グラフを御覧ください。1969年から2024年までの漁獲量を示しております。1969年当時は1万トンを超えるような漁獲量があったんですけども、1985年にかけて減少をしてくまして、その後は一定程度の漁獲量になっております。ちなみに、2024年の漁獲量は4,818トンでございました。

図の3について御説明いたします。本資源もこれまでの資源と同様に、年齢別漁獲尾数を基にしたコホート解析を中心とした資源評価をさせていただいております。青色が1歳魚、オレンジ色が2歳魚となっております。漁獲の主体は1歳魚、2歳魚、尾数ベースで見るとこうなっております。

その次のスライドをお願いいたします。資源評価の計算結果の方にまいります。1986年

からが資源評価が開始された年になっております。したがって、過去に漁獲量が多かった年の資源評価は含まれていないというところに1点御注意ください。左側は年齢別資源量になります。これは体重の方になりますので、御注意ください。量に直すと7+。かなり大型のマダイもかなり多く生息しているということが分かると思います。黒色で示した折れ線グラフは、島根県の大型定置網のCPU Eの経年変化を示しております。

向かって右側を見ていただきたいと思います。青色が親魚量になります。折れ線グラフが加入量になります。加入量は1歳魚の資源尾数になります。1986年以降は、資源量、親魚量、親魚の量は一定程度で安定的に推移しているというふうに考えております。

その次のスライドをお願いいたします。再生産関係でございます。1986年以降のデータに基づいた再生産関係でございますので、かなり密に示されているというふうに思っております。2024以降、まあ、直近5年間については赤色で色を付けております。2024年は想定範囲内でございますけれども、やや高い加入があったというふうに考えています。

向かって右側の方を御覧ください。本資源の特徴でございますけれども、本来はMS Yを目指すというのが趣旨であるというふうに思っておりますけれども、ステークホルダー会議などで漁業者の皆さんと議論した結果、大型のマダイを必要としているわけではなくて、漁業者が狙っている、価値が高いと考えている1歳魚から6歳魚の漁獲量を最大にするところを目標にしてほしいということから、ここのピンク色で示したような、MS Yの84%に相当するような親魚量を目指しましょうというところで合意をしているということでございます。

その具体的な数値としては、下の表に示しているところです。本来のMS Yであれば親魚量が3万9,300トンでございますけれども、84%ms yを目指しましょうというところが暫定的な目標管理基準値として合意をされておりますので、この場合だと1万3,100トンになるということでございます。そのときのMS Yと84%ms yも右側の数値にあるとおりになっております。

その次のスライドをお願いいたします。神戸プロットです。ちょっと見にくいので御説明させていただきますけれども、本来のMS Yで示したもので示しているのが、この神戸チャートになります。したがって、右下のグリーン、左上のレッド、赤で示しているんですけども、赤いところの中にオレンジ色の破線が描いているというふうに思います。これが84%ms yに相当するところになっているということでございます。したがって、本来の神戸チャートから、やや左上の方にシフトした形で、暫定的な目標値としての管理を

しましようというのが本資源の特徴になっているということになります。

2024年は青丸で示しておりますけれども、漁獲圧は低くなっておりますし、暫定的な目標であるSB84%msyよりも高いというような状況になっているというのが、この図から説明できることになります。

右側の漁獲管理規則については、これまでの浮魚類とほぼ同じ考えでございますので、ここでは割愛をさせていただきます。

その次のスライドをお願いします。将来予測になります。現在の漁獲圧が低いので、青色で示した、現状の漁獲圧に基づく将来予測の方が、親魚量が高くなっていて、漁獲量はやや低くなっているということです。赤色が水産機構若しくは研究機関の方で御提案させていただいた、 β が1.0の場合に基づく漁獲シナリオによる、左側が親魚量、右側が漁獲量になります。太い線が平均値、色を塗っているところが90%信頼限界になっているということになります。

その次のスライドをお願いいたします。本資源はB l i m i t 限界管理基準値よりも上回っていて、50%以上で暫定的な管理目標値を超えるものを目指しているということになります。

この表の見方でございますけれども、表の左側が β 、調整係数と呼ばれるものになります。右側のオレンジ色で囲っているところが確率になります。 β が1.0というところを赤枠で囲っておりますけれども、 β が1.0のときに10年後に達成する確率は86%と、十分50%よりも高いというのが、この表から見ていただけるといふふうに思います。上側が平均の親魚量、下側が平均の漁獲量になります。仮に β が1.0のときに2026年の平均漁獲量を見ていただくと、6,730トンになりますというのがこの表の見方になります。その下の方にも、2026年の研究機関が提案するABCとしては6,730トンというふうに書かせていただいております。

その次のスライドをお願いします。ここからは参考資料になります。冒頭で人工種苗を放流しているのがこの資源の特徴ですというふうに申し上げました。ここでは仮に人工種苗を放流しない場合でも一応計算はしましようということで、参考として示しております。この図自体は先ほどの図とほぼ一緒でございますので、説明の方は割愛させていただいて、その次のスライドをお願いします。

仮に計算結果として人工種苗を放流しないということであれば、2026年の β が1.0の場合で6,720トンでございますので、10トン程度低いABCが出ますというのがこの資源の

特徴かなというふうに思っております。

最後のスライドをお願いします。取りまとめのスライドになります。現在の2024年の漁獲量が4,818トンに対して、暫定的な目標管理基準値、87% F m s y 若しくは S B 84% m s y でございますけれども、それを目標にした場合は、2026年の A B C としては6,730トンの方を提案させていただきます。

以上で説明を終わります。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。9ページ、資料5-8-2の準備をお願いいたします。

この資源の T A C 管理は、令和7年1月から始まりました。

資源管理の目標については、10ページ下のスライドに示すとおりです。目標管理基準値、限界管理基準値に加えまして、目標管理基準値を上回るための当面の値である暫定目標管理基準値を、この資源では定めています。

11ページ、漁獲シナリオです。βは10年後に暫定目標管理基準値を上回る確率が50%以上になるもののうち将来の平均漁獲量が最大となるものとして、1.0を T A C の開始に当たり選んでいます。次回見直しまでは、このβの値を使っていくことになります。

12ページをお願いいたします。ステップ2への移行についてです。

まず、この資源の特色を説明します。この資源につきましても、T A C 資源の指定の検討に当たって、地域的に T A C 管理に初めて取り組む漁業関係者が相当程度存在しており、その結果として、速やかに的確な漁獲量などの報告や収集を行う体制が十分確立されていない、管理年度における漁獲量の推移など、この資源の漁業実態などが十分に把握されていないという課題があったと承知しております。

このため、ステップアップ管理対象資源としたことに加えまして、ステップ1の終了までに漁獲報告の基本的な収集体制を築いた上で、得られたデータを基に、関係県・関係団体事務局と具体的な管理の課題や方策を議論した上でステップ2に進むということを経営者・関係者会合の取りまとめに盛り込んだところです。ですので、ほかの資源と比べまして、ステップ1の期間を長めに取るという概念が存在していました。

こういったことを捉まえまして、令和8管理年度は、当該取りまとめに基づいてステップ1の2年目と位置付けた上で、7管理年度で得られたものを含む利用可能なデータに基づいて、関係県、あるいは関係する漁業関係団体の事務局と、具体的な管理の課題や方策を議論します。

議論が必要な項目のイメージですけれども、配分の基準、国の留保の割合、繰越し・繰入れの導入などを議論させていただきたいと思っています。

続きまして、令和8管理年度のTAC設定及び配分の案を説明します。13ページ、資料5-8-3をお願いいたします。

TAC設定の考え方につきましては、他の資源と同様です。管理年度の資源量の予測値に漁獲シナリオから得られます漁獲圧を乗じてABCを算出して、その範囲でTACを設定します。その結果としての令和8管理年度のTACの案は、1の(2)で示しますとおり6,730トンとなります。

次のページに移ります。配分の案です。ステップ1ですので、次ページの別紙に示しましたとおり具体的な配分量は設定せず、TACの内数として設定します。ただし、ステップ1のほかの資源と同様、都道府県や大臣管理区分における管理を行う際の参考になる数字は担当の方に提示しております。

事務局から説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

川原特別委員。

○川原特別委員 ありがとうございます。基本的な質問で大変申し訳ないのですが、4ページの神戸プロットなのですが、今回84%msyでこのオレンジの線を作ってくださいっていますが、その場合、通常見るようなこの位置というのは、緑の位置だと思ってよろしいのでしょうか。

○水産機構底魚資源副部長 水産機構の天下です。

あくまでもMSYをベースにすると赤ではあると思うんですけども、漁業者の皆さんとステークホルダー会議で話し合われて、暫定的でもSB84%msyを目指しましょうと。そこが目標値というふうに考えれば、その基準でそれを踏まえると、そこはその基準であればグリーンだというふうに考えます。あくまでもレッドの部分に現状の資源量があることは間違いありません。

○川原特別委員 あくまで基準が違ったというところですね。

○水産機構底魚資源副部長 そうです。そのとおりです。

○川原特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 津田特別委員。

○津田特別委員 すみません、同様に、これ7歳以上のものはあまり価値がないと言ったらあれなのかな。あまり漁業者さんとしては、それは別に要らないよということで、1歳から6歳を対象にして、84%にしているということじゃないですか。理解合っていますか。となったときに、7歳以上を無視したことによって、全体の資源量に対する影響というのはなくはないのかなという心配があったんですが、その辺は大丈夫なんですか。7歳以上のものを全部切っちゃった。あまり考えないようにして。

○水産機構底魚資源副部長 私の方から説明してよろしいでしょうか。

これは、最終的には漁業者さんの合意の下だとは思いますが、あくまでもMSYということを考えるのであれば、それは、影響はあるとは思いますが。つまり、大型魚のものが欲しい漁業者さんもおられるかもしれませんが、そういった場合を考えると大型魚のものが増えないということの弊害はあるというふうには思います。

スライドを見せていただけますでしょうか。③。本来MSYでいくと、白抜きの7歳+、大型のマダイが獲れるはずだったものが、SB84%msyにしたことによって、確かに1歳から6歳魚までの漁獲量は最大にはなりますが、7歳+、かなり大型のマダイについては、それは少なくなってしまうということなので、大型のマダイを獲る漁業者さんにとっては、それは弊害があるだろうし、本当にマダイの産卵親魚をMSYレベルまで増やすのであれば、それは、弊害はあるというふうには思いますが、今回の場合は暫定的な目標管理基準値として管理しましょうというところが合意されておりますので、そういった観点で見ると、それは一つの合理的な目標基準値なのかなというふうに研究者側としては思っております。

○津田特別委員 なるほど。多分、最後におっしゃっていただいたことが一番気になっていて、そのとおり、要る、要らないという話じゃなくて、そこの7歳を切り捨てたことによって全体の親魚量が減ってしまうことによって、そこでの再生が弱まるとか、そういうのがないのかなという心配だという質問です。すみません、最初からうまく質問できなくて。

○水産機構底魚資源副部長 すみません、もう少し説明してよろしいでしょうか。

産卵自体が2歳魚ぐらいから始まりますので、6歳ぐらいまで産卵するとすれば、産卵親魚を十分管理すれば、そんなに激減することはないのかなというふうには思っています。

図の1枚目ですか、①を見ていただければ分かるんですけども、現状でも1歳、2歳

が漁獲の主体でございますので、そういったかなり小型魚を獲っている状況で考えると、1歳から6歳までの漁獲を最大限にするということは、現状でもそんなには悪くないと。現状程度で維持するのであれば、そんなには悪くないというふうに考えることもできるかというふうに思います。

○津田特別委員 ありがとうございます。すみません、もう一個質問で、マダイに関しては、結構、遊漁で獲る部分も多いんじゃないかなというのは思っていて、この管理の中に遊漁で獲った分というのを入れてくるのかなというのを思ったんですけども。

○資源管理推進室長 推進室長で。

おっしゃるとおり、ステークホルダー会議でも遊漁の取扱いについては議論になったところでして、ステップアップ管理の中で遊漁管理の方向性、どうやって取り組むべきかという考え方を示して……、すみません、今日の資料には入れなかったもので、後でまた機会を捉まえて共有できればと思いますけれども、遊漁管理をどうしていくのかという方向性を示すこととしています。その途中のものとして、今の遊漁の採捕量だと、どのぐらい資源評価にインパクトを与えているのかという試算、これは今年、暫定的な結果を水産機構の協力を頂き示したところです。

いずれにしろ、マダイに限らず、資源を、魚を獲る行為という意味では、漁業も、遊漁も同じだと思っています。遊漁をどのように資源管理の枠組みの中に取り組んでいくのか。これは、今後ますます大きなテーマになっていくと思います。その先駆けがこのマダイ資源における検討ですので、機会を捉えて進捗を報告できればと思っています。

○津田特別委員 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

青木委員。

○青木委員 すみません、青木です。質問が1点あります。

今回、SBmsy、84%のものを採っているんですけども、将来、資源評価が新しくなったときに、これが80%になったり、90%msyになったり、そういった変わることはあるのかというのと、あとほかの魚種でも成長が遅くなったりするじゃないですか。そうすると、7歳+でも小型になって、漁業者がそっちも獲りたいなとなったとき、その状態になったとき、またSB数%msyのその数字が変わるのかなというのが質問です。

○水産機構底魚資源副部長 前者の方は、多分、管理の方だというふうに思いますので、

前者の方は水産庁さんの方にお任せします。

後者の方は、私たちの方も実際にマダイを購入して、耳石を取り出して成長とかを追っています。マイワシとかマサバのように長くはないんですけども、2000年ぐらいからは耳石の成長履歴が追えるような形で整備を進めておりますので、今後TAC管理が進んで、仮にすごく増えたら成長が劣化するのかということについては、分かり次第お示しすることは可能かなというふうに思います。

以上です。

○資源管理推進室長 管理の方です。「暫定」という言葉が目標管理基準値に冠されているということが答えになると思います。あくまでも漁業法に基づく管理は、最大持続生産量を達成する水準を目指すことです。

目標を目指す過程の中で、この資源につきましては、漁業の実態その他の事情を勘案して暫定目標管理基準値を定めましたが、最終的な目標はMSY水準ですので、最終的にはそこを目指していくこととなります。

○青木委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 すみません、5ページ目のところでマダイの種苗放流ということで、2020年から24年で28.3万尾ですか、放流していたということで、それがなかった場合の計算方式ということで、参考ということで示されているんですけども、このところ、私もちょっと聞き逃したところがあるんですが、これは放流することによって資源に大きな影響が出ているのか、それともあまり影響がないのか。これを見ていると、何か10トンぐらいしか増えていないとか。どういようなものなのかなというのがちょっと知りたいものですから、教えていただければと思います。

○水産機構底魚資源副部長 水産機構の大下です。

計算方法としては、まず天然魚の再生産関係を求めて、それに種苗放流を、「下駄を履かせる」と我々は呼んでいるんですけども、毎年毎年、種苗放流数が報告されておりますので、それに、1歳魚に下駄を履かせて計算をさせていただいております。

計算方法は以上です。

10トンが、効果がどうかと言われると、これは研究機関の話す話ではないとは思っていて、全体的な資源管理とか、種苗放流計画をどうするのかという話になってくるといいますので、それは全体のお話で決めていく話になるかなというふうに思います。

10トン程度をどう見るかというのは、研究機関から、それが多いか少ないという話はちょっとできないかなというふうに思いました。

○三浦委員 分かりました。それを、下駄を履かせながら計算方法をしっかりやっているということですかね。ありがとうございました。

○山川分科会長 藪田委員。

すみません、伊藤委員の方が先に手を挙げておられました。

○伊藤委員 ステップ1からステップ2に移る段階の話なんですけれども、北海道なんかでも、タラのときにもいろいろと問題が出たんですけれども、1の時点で報告というものがまず確立されていないと2にいけないよというような、大事な大前提の中で、先ほどから、1から2に移るときに、そういう報告のところの不備な話がかかなり出ていると思うんです。

その進行的なところが今どのぐらいまで進んでいるのか。範囲が広いですから、範囲が広いところで、どう集計をしていかないと、ステップ2に上がる段階においては、今度は形としてTACというものができてくるわけですから、形として。違反ではないですけれども。だから、そういうところを1のところ、あと2か月しかないのに、どこまで進んでいるのかなということを聞いたかったんです。

○資源管理推進室長 そうですね。この資源、主に漁獲しているのが都道府県知事が管理する漁業でして、各県の状況を聞きますと、市場外流通が多いというところで、御苦労されています。その中において、報告義務が課される中で、課題解決に向けていろいろと取り組まれています。

あと、ステップ1で漁業者による法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制の確立すると資源管理基本方針は書いておりますが、ステップ2でも同じことを確立すると書いてあるんです。もちろん、そこだけを捉まえて、ステップ2に絶対いくということではありませんけれども、ステップ1、ステップ2の中で確立していく。

資源管理、資源評価の基礎となるのは報告ですので、ステップ1、ステップ2両方の中で確立を目指していきます。

いずれにしろ、この資源については、他のTAC資源と比べて、市場の協力を得ながら漁獲情報を集めるというところで、カバー範囲が狭いというところの課題があるということについては、都道府県の方から報告を受けているところです。

○伊藤委員　そうですね。そこの県だけで売っているわけじゃないですからね。いろんな所で販売しているところの集計義務、そういうのをしっかり押さえた形でやっていかないと。魚を獲るなというんじゃないで、どれだけ揚がったのかということだと思っんです。そこのところを重々注意した形で進めていただきたいと思います。

○山川分科会長　では、藪田委員。

○藪田委員　御説明ありがとうございます。このマダイの神戸チャートを拝見すると、他の魚種と比べても、縦軸、横軸のレンジを見ても、かなり安定しているように見えます。かつ、MS Y84%のところを引くと、かなりきれいに見えるように見受けられます。これは合理的な指標であるように。

○水産機構底魚資源副部長　水産機構の天下ですが、止めますか。

○山川分科会長　すみません、ウェブの方のどなたか、ミュートが解除されているようですけれども。

○水産機構底魚資源副部長　②を出していただけますでしょうか。先ほど説明でも少し早口で申し上げたんですけれども、資源評価が行われているのが1986年からになり、漁獲量が多かった1969年から1985年までのデータが入っていないので、ひよっとすると、再生産関係なども、この多かった時代が入ると違うかもしれないです。

①を見せていただきたいんですけれども、漁獲量は、1986年以上は結構安定していて、横ばいなんです。そういうことから産卵親魚量もかなり横ばいで安定しており、再生産関係もちよっと張りがない形になっているというのがからくりかなというふうに思います。

○藪田委員　ありがとうございます。そうすると他の魚種も、もしかして直近のところだけを見れば、かなり安定しているという可能性もあるということでしょうか。

○水産機構底魚資源副部長　他の魚種はちょっと分からないんですけれども、ステップ2の中で資源評価のやり直しというものも含まれておりますので、そのときに、またいろいろと追加をしながらすると、またちょっと違う見方もできるかもしれませんので。

現状では、ステップ1に入る前のステークホルダー会議で合意をされたものでずっと計算をしまっているところなんですけれども、その前提では、産卵親魚がそんなに大きく変動しない、マイワシとかマサバみたいに変動するような魚ではないので、ほかの魚種と違ってかなりレンジが固まっている。狭い範囲でいっているというのは、おっしゃるとおりかなというふうに思います。それは、資源変動がすごい少ない資源だという裏返しかもしれ

れないなというふうに思っております。

○藪田委員 すみません、追加で。資源変動が少ないとおっしゃるのは、東シナ海系群とありますが、外洋から、外から入ってくる魚があまり多くなくて、そこだけの再生産がメインだから、漁獲量が安定すると再生産量も安定するという理解でよろしいですか。

○水産機構底魚資源副部長 正直に申し上げますと、そこまで詳しく生態が分かっているわけではないので、そこら辺も含めて、水産機構としては調査体制を組み直しながらやっていきたいなというふうに思っております。

○藪田委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

ウェブの委員の方も御意見はないということですので、では、まだい日本海西部・東シナ海系群につきましては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「かたくちいわし瀬戸内海系群」と「べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）」に関して、事務局からまとめて資料の説明をよろしくお願いします。

○水産機構浮魚資源副部長 では、まず、かたくちいわし瀬戸内海系群の資源評価結果について、水産機構、山下より御説明いたします。

このかたくちいわし瀬戸内海系群の今回の諮問内容としましては、これまでの資源は令和8年漁期についての話ですけれども、こちらは令和7年漁期、今漁期についての話というふうに伺っております。ただ、その内容に2026年のABCの値が一部使われますので、今回の資源評価結果についても御説明いたします。

このカタクチイワシ瀬戸内海系群というのは、産卵場としては太平洋などにも広くあるものから、卵が瀬戸内海域に流されてきて、この瀬戸内海で漁獲されたものを本系群として扱っております。

漁獲量については、90年頃までに非常に高い時期があったというふうに見られているんですけれども、その後、大体2万トンぐらいからじわじわと増えてきているという状況でございます。

産卵量の調査も行っておりまして、こちらも近年少しずつ増えてきているという形になっていると受け取っております。

これら漁獲と、産卵量を資源量指標値として用いておりまして、これらを基に資源評価を行いましたのが、この下の図、図の4に示したものとなります。本系群の資源も漁獲あるいは産卵量の推移と同じように、90年頃を底に、少しずつ増えてきている状況となっております。この資源の内訳を見ますと、特に尾数で見ると、ほぼ0歳が主体となっております。

1枚めくっていただきまして、この資源の親子関係を示したものが図の6になります。このカタクチイワシ瀬戸内海系群は、入ってくる卵の由来があちこちであったりという面もございまして、非常に親と子の関係にばらつきが大きいものとなっております。このため、将来予測などにおいても振れ幅が非常に大きい、管理あるいは予測が難しい魚種となっておりますけれども、これらを平均的な値として求めた場合のMSY水準というものを目標管理基準値として設定しておりまして、こちらが親魚量4.3万トンで、限界管理基準値としてはMSYの60%の漁獲が望めるものとして1.7万トンというものを設定しております。

下の方のスライドに移っていただきまして、この基準値とカタクチイワシの瀬戸内海系群の資源量、漁獲圧の図を示した図の8の神戸プロットにおきましては、赤、黄色、緑、全てのところに大きく飛び跳ねるような結果となっておりますけれども、直近、2024年につきましては、その1年前の2023年の加入がよかったという情報がありまして、緑のゾーンに入っているという状況となっております。

次のスライドをお願いします。これらの結果を基に行った将来予測の推定結果がこちら、図の10になります。こちらで見ていただければと分かりますように、将来予測部分の面で示したものが過去の最大と最小をほぼ全て埋めるような形となっております。これは、加入量の予測というのが非常に振れ幅の大きいものとなっているというところからこのように、どのようにも転ぶような、不安定な予測結果となっております。

これらの平均的な値を見てみますと、現状の漁獲圧というものは、MSY水準の8掛けとほぼ同じようなところに漁獲圧がなっておりまして、親魚量としてはMSY水準を平均的には超え、漁獲量としてもほぼMSYの値となるであろうというふうに予測されております。

次のスライドをお願いします。下の表の1と2がこの図の結果を数値で示したものとなっております。本系群は $\beta=0.8$ のところを管理の基準値として定められており、ここで将来の予測を行いますと、2035年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は54%、そのと

きの2026年の漁獲量というのが4.5万トンとなっております、これを2026年のABCとして推定しております。

最後、1枚めくっていただきまして次のスライドをお願いいたします。今回、管理年度を、従来の資源評価は1から12月、暦年でABCなどを算定しておりますけれども、管理年度を4月始まりとした場合に、ではこのABCはどのように変わるのかというところを、依頼がありまして試算を行いました。

ここでは暦年でABCを求めておりますが、これを過去5年分、2020年から2024年の月別の漁獲量の比率というものをベースに、1から3月と4から12月に案分いたしまして、それらを合算して、2025年の4月から2026年の3月までのABCがどのようになるのかというものを計算したものが下の表となっております。

ただ、本資源では1月から3月の漁獲量というのはさほど、ほかの月に比べて多くないというところ、またトータルで見た場合のABCについてもあまり年の変動がないというところから、1,000トン単位に丸めた値としましては、令和7年度のABCとしては1から12月の合計が4.8万トン、4から3月としても同じ4.8万トンとなるというふうに推定されております。

説明は以上になります。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。資料7ページ、5-9-2の準備をお願いいたします。

この資源のTAC管理は、令和7年1月から始まりました。資源管理の目標は8ページ下のスライド、漁獲シナリオは9ページ上のスライドに示すとおりです。調整係数、 β につきましては、資源管理基本方針に則りまして0.8が採用されたことは、先ほど山下副部長から御紹介があったところです。

10ページ上のスライドに移ります。ステップ2の移行についてです。この資源につきましては、資源管理方針に、この資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合には、有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置などに係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得ることが盛り込まれています。この実現に向けて、水産機構の協力を頂き検討、議論を進めているところですが、ステークホルダー会合を開催し、規定の案を議論するところには至りませんでしたので、引き続き令和8管理年度はステップ1とします。

下のスライドに移ります。管理年度の変更です。この資源の管理年度の期間は、春から夏に盛漁期を迎えるということを捉まえまして、1月1日から12月31日までとしています。

TAC管理を始めて以降、府や県の関係者の方から、現在の管理年度の期間ではステークホルダー会合又はTAC設定に関する意見交換会の開催時期が盛漁期に重なってしまい、出席が難しいので、期間の変更を検討してほしいとの要望がありました。それを受けて私どもの方で検討した結果、先ほど山下副部長からありました試算も含めて、本資源の1月から3月の漁獲実績は少なく、4月1日から翌年3月31日までに変更しても管理に与える影響は限定的であると判断して、管理年度の変更を行います。

12ページをお願いいたします。かたくちいわし瀬戸内海系群の資源管理方針である資源管理方針別紙2-49の変更案です。内容は管理年度の変更です。この変更案につきまして、10月4日から12月2日までの期間、パブリック・コメントを実施しました。結果、5件、資源が回復しているにもかかわらず、獲り残しが生じる可能性が高い場合の措置などに関する意見を頂きました。これを踏まえた変更はありません。

最後、原案に大きな変更が今後生じることとなった場合には、再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更については分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、御承知いただければと思います。

続きまして、令和7管理年度のTACの変更及び配分の案を説明します。13ページ、資料の5-9-4をお願いいたします。

今回、管理年度の期間の変更を行うということで、それに伴いまして、令和7管理年度については、元からの令和7年1月1日から12月31日までを「令和7管理年度①」、今回新たに定めようとする令和7年4月1日から令和8年3月31日までを「令和7管理年度②」として扱い、それぞれについてTACを設定し管理します。

令和7管理年度②のTACの案につきましては、水産機構に試算を依頼しましたところ、4万8,000トン。もともとのTACと等量との回答を頂きましたので、このことを踏まえて、本資源の令和7管理年度のTACを変更し、令和7管理年度②のTACを4万8,000トンと定めます。それに伴って、オリジナルの令和7管理年度のTACは、令和7管理年度①のTACとなります。

次のページに移ります。配分についてです。こちらはステップ1ですので、具体的な数量は設定せず、TACの内数として設定します。ただし、都道府県における管理を行う際の参考となる数字は担当の方に提示します。

続きまして、べにずわいの日本海系群（大臣許可水域）の説明に入ります。資料5-10の準備をお願いいたします。

3ページを開いていただけますでしょうか。資源管理基本方針は、特定水産資源についての具体的な資源管理方針は別紙2に、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理指針は別紙3に、それぞれ水産資源ごとに定めるものとしています。べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）については、今年度新たに特定水産資源に指定されて、別紙2も定められました。これに伴いまして別紙3は役割を終えましたので削除します。

削除の案について、10月4日から11月2日までの期間、パブリック・コメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

事務局の説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしくをお願いいたします。

よろしいでしょうか。ウェブで御参加の委員の方もよろしいですか。

では、特にございませんでしたら、かたくちいわし瀬戸内海系群とべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）に関しましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

開始からもうかなりの時間になってまいりましたので、この辺りで一旦休憩に入りたいと思います。16時5分再開ということでよろしくをお願いいたします。15分間休憩ということで、4時5分に再開いたします。よろしくお祈りします。

（休憩）

○山川分科会長 では、皆さんおそろいですので、議事を再開いたします。

まず、「くろまぐろ（大型魚）」に関して、事務局から資料の説明をよろしくをお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の鈴木です。よろしくお祈りします。

私の方から、資源管理基本方針別紙2-2のくろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における漁獲割当てによる管理に係る規定の見直しについて御説明いたします。資料の5-11を御用意ください。

1枚めくって、3ページをお願いします。

かつお・まぐろ漁業につきましては、令和4年、2022年管理年度から、くろまぐろの大型魚、30キロ以上の大型魚を対象として、船舶ごとに採捕することができる数量を割り当てることによる管理、いわゆるI Q管理を行っております。現在のI Qに係る漁獲割当割合の有効期間は、今年末までとなっております。そのため、来年1月から開始となる令和8管理年度以降の漁獲割当割合の設定に向けて、これまでこの資源管理分科会において、今年6月と9月の2回、本件について御議論して頂きました。本日は、これまでの資源管理分科会における議論を踏まえ、令和8管理年度以降の漁獲割当割合の設定基準の変更案を諮問させていただきます。御審議のほどよろしくをお願いします。

それでは、3ページの下を表を御覧ください。まず、これまでの説明の繰り返しになりますが、現在のI Qの設定基準の概要について御説明いたします。

かつお・まぐろ漁業では、これまで、二つの有効期間、合計4管理年度にわたってI Q管理を運用してまいりました。両期間を通じて、どちらも有効期間は2年間、均等割と実績割の配分比率は30%対70%となっております。この二つの管理期間の異なる点は、緑の表の下から3行目の実績割を算出する際に用いる漁獲実績の基準期間において、令和4から5管理年度においては平成30年から令和2年の3年間を漁獲実績として使用してきましたが、現行の基準は令和2年から令和4年の3年間のうち自主的I Qが実施された令和3年を除く2年間を使用しております。

次に、4ページをお願いします。前回御審議いただいた9月4日の分科会では、論点となりそうな点について、ここに記載の(1)から(5)に分けて水産庁の案を提示させていただきまして、それぞれについて委員の皆様から御意見を頂きました。その際の御意見の概要を具体的に御説明いたします。

まず、論点の(1)総量管理に戻すべき旨の意見についてですが、これは関係団体を対象としたアンケート調査の結果において、総量管理に戻すべきとの御意見があったことに関するものでございます。前回の分科会において、複数の委員から、総量管理に戻すべきではないとの趣旨の御意見があった一方で、総量管理に戻すことを支持するような御意見はございませんでした。

論点(2)漁獲実績がない船舶の取扱いについてです。これは、現行の設定基準を御審議いただいた令和5年の分科会において、委員から、2年後に割当割合の見直しが行われるのであれば、その時点で過去3年間漁獲実績がなかった漁船については割当割合をゼロ

にするなど、I Q管理下での漁獲の状況を反映させる形での設定基準に変更することとすべきであるとの御意見がありまして、水産庁からも、次回設定の際、本件に関して設定基準を見直す旨、説明していたものでございます。

これを受けまして、今年9月の分科会において、水産庁から、過去3年間、具体的には令和4から6年、漁獲実績がない船に設定する割当割合につきましては、均等割を0%としてどうかと御提案させていただきました。

一部の委員さんからは、3年間漁獲実績がなかったことで割当てを受けなかった者が将来戻ってこられるように、すなわち、くろまぐろの漁獲ができるようにすべきとの趣旨の御意見があり、水産庁からは漁獲割当割合が0%という形で設定された場合であっても、他の漁業者からの割当量の移転を受けることは可能である旨、御説明いたしました。

また、ほかの委員さんからは、くろまぐろ漁業をしてきたにもかかわらず漁獲できない方がいたとすれば、行政からの支援が必要ではないかといった御趣旨の御意見がございましたが、水産庁の提案そのものにつきましては、委員の皆様にご理解いただけたものと考えております。

次に、論点（3）配分の考え方（均等割と実績割の比率）につきましては、一部の委員さんからは、どちらかといえば、新規就業者に係る施策を踏まえれば均等割を増加させるべき、また、水産庁案でよいとの趣旨の御意見があったほか、ほかの複数の委員さんからは、現行の「均等割30%」対「実績割70%」を維持すべきとの趣旨の御意見を頂きました。

次に、論点（4）の実績割の設定に用いるための漁獲実績の年や期間につきましては、複数の委員から、水産庁の提案を支持する御意見があり、反対意見はございませんでした。

次に、論点（5）の漁獲割当割合の有効期間につきましては、水産庁案として、5年間を御提案させていただきましたが、複数の委員から、海洋環境の変化が大きい現状において5年間は長過ぎる、現行の2年間又は3年間にすべきといった趣旨の御意見を頂きました。

次に、4ページの下の表を御覧ください。こちらが今回諮問させていただく令和8管理年度以降のI Qの設定基準の案になります。本案につきましては、今、御説明しました各論点について、委員の皆様からの御意見を踏まえまして、水産庁において最終的に諮問案として取りまとめたものでございます。

まず、先ほどの論点（1）で御説明したとおり、委員の皆様からは総量管理に戻すべきではないとの御意見を頂いておりまして、引き続きI Q管理を継続することを前提として

おります。

次に、均等割について御説明いたします。表の上から3行目のところの①を御覧ください。均等割30%の根拠につきましては、9月の分科会において御説明しましたが、改めて御説明しますと、均等割の数値を検討するに当たりまして、従来、漁船1隻が1航海で漁獲するくろまぐろの平均漁獲量を目安としてきました。現状、これは令和6年になりますけれども、同年における1航海当たりの平均漁獲量は約1トンでございます、これを令和7管理年度におけるかつお・まぐろ漁業、I Q管理区分への配分量に基づいて計算しますと、相当する均等割は20%となります。

他方で、今後、資源回復に伴って、1航海当たりの平均漁獲量が増加していく可能性も考慮しますと、令和8年以降、1航海当たりの平均漁獲量が令和6年の約1トン、今1トンでございますが、1トンよりも更になくなっていくことが考えられます。

また、後ほど御説明いたしますが、漁獲割当割合の有効期間について、現行の2年間よりも長い3年間にわたって漁獲割当割合を用い続ける前提で考えますと、こうした増加を見越して、均等割により1.5トンが配分されることとなる30%とすることが、漁業法の施行規則5条に規定される勘案事項である「採捕の将来の見通し」をよりの確に勘案することとなるものと考えております。以上を踏まえまして、均等割の値は30%としました。

また、先ほど論点2で御説明しましたとおり、過去3年間漁獲実績がない漁船については均等割をゼロとするため、この表の①の3行目から4行目に記載のとおり、「基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量がなかった船舶については、設定する割合を0%とする」と規定しております。

そして、実績割につきましては、表の4行目の②に記載のとおり、残りの70%としました。

以上につきましては、9月の分科会における委員の皆様の御意見におおむね沿ったものであると考えております。

次に、実績割の設定に用いるための漁獲実績の年や期間につきましては、委員の皆様から反対意見はございませんでしたので、表の下から2行目のとおり、現行の規定と同じく、過去3年間とし、具体的には令和4年から6年としております。

最後に、この表の一番下の行の漁獲割当割合の有効期間です。こちらにつきましては、先ほど論点5で御説明しましたとおり、9月の分科会におきまして、水産庁案として5年間を提案いたしました。これにつきましては、複数の委員さんから、海洋環境の変化が大き

い現状においては、5年間は長過ぎる、現行の2年間又は3年間にすべき、といった趣旨の御意見を頂きました。これを受けまして、水産庁において再検討いたしました。

漁獲割当割合の有効期間につきましては、漁業法の第17条第2項において、「一年を下らない農林水産省令で定める期間とする」とした上で、漁業法施行規則第4条において「5年とする。ただし、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないとする漁獲割当割合については、その有効期間を短縮することができる」とされております。

前回の委員の皆様からの御指摘のとおり、昨今の海洋環境の変化の影響により、くろまぐろの漁場形成の場所や時期が短期間で変わる可能性もあり、その結果が個々の漁船の漁獲実績に反映される可能性もございます。そのため、漁獲割当割合を長期間固定することで、各船の漁獲割当割合と採捕の実態が乖離するおそれもあります。こうした可能性を勘案した場合、有効期間を5年よりも短くするのが適当と考えました。

一方で、漁獲割当割合の有効期間につきましては、中期的に漁業者の経営が不安定とならないよう一定の期間を確保する必要があることなどといった、漁業法施行規則において有効期間が原則5年と定められた趣旨に照らせば、今後も採捕の実態を見定めつつ、将来的には5年間を目指すべきと考えます。つきましては、今後、段階的に割当割合の有効期間を延長することを念頭に置きつつ、今回は現行の2年間から1年延長して、3年間の令和8年から10年までとしてはどうかと考えております。

なお、令和11管理年度以降の割当割合の有効期間を始めとするIQ設定基準につきましては、次の有効期間中の漁業の動向や採捕の実態などを踏まえて検討することとなると考えております。

この設定基準案につきまして、10月4日から11月2日までパブリック・コメントを実施したところ、本件関係では合計8件の提出がございました。このうち、今回の改正案に直接関係する主な御意見としましては、実績づくりのための総量管理期間を設けること、漁獲実績の基準期間中に漁獲がない船に設定する漁獲割合を0%にすることに反対であること、割当割合の有効期間を3年ではなく2年にすべきこと、といった御意見がございました。

これらの御意見につきまして、改めて水産庁において精査いたしましたが、既に9月の分科会においても議論が行われた事項であること、また有効期間につきましては、9月の分科会で水産庁から5年間の提案しましたが、先ほど御説明しましたとおり、委員の皆様

の御意見も踏まえ再検討した結果、漁業法施行規則において、有効期間が原則5年と定められた趣旨に照らし、今後、段階的に割当割合の有効期間を延長することを念頭に、今回の諮問案は3年間に短縮した旨、御説明したところです。

以上のことから、本日御説明した内容が適切と考え、これを諮問させていただくものです。

最後に、今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合には再度分科会に諮問いたしますが、軽度な変更につきましては分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

9月の分科会での御意見をおおむね反映させていただいたということですが、よろしいでしょうか。

ウェブの委員の方からも特に御意見はないということですので、では本件につきましては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「にたりくじら」に関して、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○捕鯨室長 国際課捕鯨室長の槇と申します。よろしくお願いたします。

にたりくじらに関する資源管理方針の一部変更、「別紙2-36 にたりくじら」における漁獲可能量の配分の基準等の変更について説明いたします。資料5-12を御覧ください。にたりくじらにおける漁獲可能量の配分の基準等の変更について、趣旨を説明いたします。

現在、にたりくじらの大臣管理区分は、沖合で操業する母船式捕鯨業、そして沿岸で操業する基地式捕鯨業の二つございます。現在、にたりくじらのTACは、国の留保枠、これを除いた全量をにたりくじら母船式捕鯨業に配分しておりまして、ニタリクジラを継続的に捕獲する見込みが低かった基地式捕鯨業については、必要に応じて漁期中に国の留保枠から配分することとしております。

今般、ニタリクジラの来遊状況等が変化いたしまして、基地式捕鯨業者が操業する沿岸、釧路や三陸の沿岸でにたりくじらが多数確認できるようになったことを受け、基地式捕鯨

業者がにたりくじら捕獲のための陸上施設の整備等を行っているところでございます。

このため、資源管理基本方針を変更いたしまして、にたりくじらの母船式捕鯨業と同様に、TACを基地式捕鯨業に配分することとしたく、諮問をいたします。

変更の内容については、別添の5のとおりでございます。

現在、国の留保枠を設定し、残り全量を第5-1、これは母船式捕鯨業に配分することとしておりますが、それを3管理年度の漁獲実績の平均値に基づいて母船式捕鯨業と基地式捕鯨業に配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で特段の合意がある場合には、合意に基づいた数量を用いて配分量を算出すると、そのような変更をしたいということでございます。

ただいま御説明した基本管理方針の一部変更案については、10月4日から11月2日までパブリック・コメント手続を実施したところ、御意見等の提出はありませんでした。

最後、今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合は、再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更については、分科会長御了承の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

日吉特別委員。

○日吉特別委員 ありがとうございます。基地式捕鯨の業者に配分するという事で、特に私も小型鯨類の漁をしていたことがありますけれども、特にクジラに関する解体という作業が、これはもう本当に高度なスキルが要る漁業だと思っております。今まで、母船式以外でも、こういう基地式で、陸上で解体するというスキルを持った漁業者が増えることによって、この捕鯨を守れるなと思っているところなんですけれども、頑張ってください。

○捕鯨室長 御意見ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第489号に移ります。

それでは、事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長です。お手元に資料6をお願いします。

こちらは、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めるため、漁業法第119条第6項の規定に基づき審議会の意見を求めるものです。

諮問文につきましては資料6-1のとおりですので、読み上げは省略させていただきます。

7ページをお開きください。こちらに記載のとおり、インド洋においては、インド洋まぐろ類委員会、IOTCという地域漁業管理機関がございまして、我が国を始め関係国等により、まぐろ類の保存管理を行っています。

1ページ戻って、5ページをお願いします。1の趣旨のところですが、二つ目のパラグラフのところ、本年4月、このIOTCの年次会合におきまして、資源の悪化が懸念されている、あおぎめ及びばけあおぎめの転載、この転載とは、例えば漁獲物を漁船から冷凍運搬船に積み替える行為などを言いますが、これらの2種の転載を禁止する決議が採択されたところでは。

このIOTCの決議を受けまして、2の概要に記載のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令の別表第8に、インド洋協定海域において漁獲されたあおぎめ及びばけあおぎめについて、同海域及び同海域に沿う港の港内において転載をしてはならない旨を新たに定めることとします。

なお、これと同様の規定は、大西洋を管理するICCATという地域漁業管理機関においても、大西洋の一部の海域を対象として同じ規定が導入されており、我が国はこれを受け、令和5年8月にこの省令の別表8において、既に措置をしております。

本件に関しまして、パブリック・コメントを令和7年10月6日から11月4日までの期間実施いたしましたが、修正を要する意見はありませんでした。

省令の公布は、令和7年12月頃、施行は令和8年1月1日を予定しております。

今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合には再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更につきましては分科会長の御了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

川原特別委員。

○川原特別委員 ありがとうございます。質問させていただければと思います。

昨今、サメの種は非常に管理が厳しくなっているなという印象は受けておまして、今回、IOTCでもこのような保存管理措置が入ったということで、日本の船はそこまで影響がないのだろうと、この数字を見て思うのですが、転載が禁止となった場合、混獲されたサメはどのように扱うこととなるのでしょうか。船上保持として持って帰るのか。

あと、もう一つ、水揚げ量を見ますと、ポルトガル、スペイン、南アフリカ、中国の船が多いなというふうに見えるのですけれども、これが実態なのだろうとは思いますが、その辺の現状を教えてください。

以上です。

○山川分科会長 鈴木室長、お願いします。

○かつお・まぐろ漁業室長 御質問ありがとうございます。

仮に転載が禁止になった場合に、どうやって持って帰ってくるかということですが、転載ができませんので、そのまま漁船で持って帰ってくるという形になります。

もう一つ、漁業の実態といいますか、採捕の実態ということですが、川原特別委員から御指摘のあったとおり、現在、日本船はほとんど獲っておらず、ほかの国、スペインや南アフリカなどが獲っております。こちらは、特にメカジキを対象とした浅縄のはえ縄で恐らく混獲等で獲られているものだと思います。特に欧米とかでは、アオザメの肉は貴重といいますか、おいしいというような評価もあって、利用されているのではないかと思います。

○川原特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

特にございませんでしたら、本件につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第490号に移ります。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。資料7-1の準備をお願いいたします。

まず、諮問文につきましては資料7-1のとおりですので、読み上げは省略させていただきます。

内容は、するめいかに関する令和7管理年度における漁獲可能量、大臣管理漁獲可能量及び都道府県別漁獲可能量の変更です。

資料の説明に入ります。資料7-2、5ページを御準備ください。

この資源につきましては、今管理年度、いろいろな動きがありましたので、少し冗長になるかもしれませんが、背景から説明させていただきます。

1、令和7管理年度のTAC及び配分についてです。この特定水産資源の令和7管理年度の当初のTACは、資源評価結果に基づきまして、前管理年度から6万トン減の1万9,200トンとしました。このうち、6,700トンについては、TAC超過防止のためのセーフティネット又は想定外の大量の来遊等に対する数量超過のリスクの低減措置として国の留保とした後、都道府県については令和3から令和5年までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を用いて、大臣管理区分については、より長期の漁獲実績も踏まえた業界間の別段の合意を用いて配分したところですが、数量については、表1に記載のとおりです。

次のページに移ります。こちら、するめいかの資源の特性でございます。するめいかの寿命は1年です。したがって、加入、これは卵がふ化し、稚仔魚が成長して漁業の対象に加わることと定義付けられています。加入の量は、親の量に関係するのみならず、環境の影響も非常に強く受けることから、翌年の加入の量を精度よく予測することには難しい面があります。

このため、最新の資源調査の結果や漁獲の状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえて、TACの算定に用いたときの加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかにTACの変更に係る手続を行い、この増加分は国の留保に繰り入れる旨のルールが資源管理方針で定められたところです。

それを受けまして、本年の9月です。7月、8月の青森県から宮城県沿岸における小型するめいか釣り漁業のCPUE、単位漁獲努力量当たりの漁獲量が良好な加入を示唆するものであったことを踏まえまして、水産庁としましては、TACの算定に用いられた加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断し、事前に用意して頂いた試算。シナリオ1から3という用語を覚えていられる委員・特別委員もいらっしゃると思いますが、

このシナリオ3における加入量の予測値を用いて、9月19日の第140回資源管理分科会に諮問した上で、TACを変更、6,600トン増枠したところです。

繰り返しになりますが、表2のとおり、当初1万9,200トンだったものが6,600トン増加して、2万5,800トンになりました。

なお、当時も議論になりましたが、このTACの変更については、7月、8月の小型するめいか釣り漁業におけるCPU Eから示唆される加入量、これは、過去の同様のトレンドを示した年の加入量で見ると、低いところでは49.3万トン、高いところで87.5万トンでしたので、控えめな数字だと。この42.1万トンを根拠として算出していること、あと資源再建計画の下でのTAC管理が行われていることなどの理由から、資源の着実な回復を阻害しないものと考えています。

次のページに移ります。留保からの追加配分の説明です。そもそものところでございませけれども、配分数量の変更に当たっては、漁業法に基づき、水産政策審議会の意見を聴くものとされています。ただし、そうすると水産政策審議会の開催がその都度必要になりますので、タイミングとかいろいろなもので開催に支障が生じることがあり得るということで、運用の工夫といたしまして、この水産政策審議会の了承を得て、資源管理方針に定めたルールに則って行われる追加配分については、行政庁の恣意性がない機械的な変更として、事後報告で対応する運用をさせていただいているところです。

このルールは、数量を明示して配分を受けたそれぞれの大臣管理区分、また各都道府県の消化率を発動要件として、あらかじめ定めた計算方法によって算出された数量を国の数量から追加配分するものです。

追加配分の数量の1回当たりの上限については、するめいかでは漁獲量を速やかに把握できる大臣管理区分・道県は当初の配分数量の50%を上限とし、そのような対応が難しい大臣管理区分・道県においては、当初の配分数量の25%としています。これは、資源管理方針に定めているものです。

水産政策審議会に対して事後報告で可能とされる国の留保からの追加配分の回数につきましては、するめいかにおいては、今管理年度途中で、留保の残量が限られている中で公平性を保つという観点から、現在のところ、最大3回を原則とした運用をさせていただいているところです。本日、11月4日時点の国の留保からの追加配分の実績は表3のとおりです。

留保の残量として5,700トンありますが、10月24日時点で超過が生じているところがご

ざいます。その分を差し引くと3,503トンとなっています。

次に移ります。9ページです。配分数量の超過ということで、淡々と報告しす。二つ生じています。

一つは小型するめいか漁業です。10月15日に、漁獲量が配分数量、その時点では4,900トンを超えたことが判明しました。その後、10月24日時点では5,896トンと、996トンの超過になっています。

この超過を受けて、漁業法に基づき、約2,000隻の全国の小型するめいか漁業者を対象としまして、11月1日から翌年3月末まで、スルメイカの採捕を停止する命令を10月31日に出したところです。

もう一つは「現行水準」の府県です。「現行水準」というのは、その漁獲量が全体の漁獲量のおおむね8割に入らない都道府県です。こちらについては現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして、配分数量を示さず目安となる数量を示して努力量による管理を行うものとしているところです。10月24日時点の「現行水準」の府県、5トン未満のいか釣り漁船や定置網が主です。その漁獲量が全体で3,401トンとなり、それぞれの「目安数量」の合計2,200トンに対して1,201トンの超過となっている状況です。

「現行水準」の府県に対しては配分数量というものを定めていないため、知事による採捕停止命令の発出は行われません。ただし、目安となる数量を超過した府県はそのままということではなく、自県の漁業者にスルメイカの採捕自粛を指導するよう、水産庁から求めているところです。

以上を踏まえまして、10ページに入ります。諮問事項です。全部で2件ございます。

1件目は留保からの追加配分です。大臣許可いか釣り漁業に対しては、これまで国の留保から1,200トン、これは当初配分量の半分の数字です。1,200トンを3回、計3,600トンの追加配分を予定していました。今回、このうち1回分の1,200トンについて、現在の消化状況などを踏まえて、これを他の大臣管理区分や道県に振り替え・追加配分することとします。

具体的には、この1,200トンを、数量を明示して配分を受けた大臣管理区分と都道府県のうち、ほぼ漁期が終わって追加配分を必要としない大中型まき網を除いて、当初配分数量のシェアに応じて配分することとします。具体的には沖合底びき網漁業、小型するめいか釣り漁業、北海道及び富山県にこの1,200トンを追加配分します。

追加配分に伴い生じる数量の変更については、表4に掲げるところです。一番右の「増

減」の列を見ていただければと思います。結果として国の留保が1,200トン減ったということになります。

次のページに移ります。2件目の諮問事項です。今度は漁獲可能量と、それに伴う都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更です。説明に入ります前に、変更の基となる科学的な材料につきまして、水産機構の大島部長から説明をお願いします。

○水産機構浮魚資源部長 ありがとうございます。水産研究・教育機構水産資源研究所の大島と申します。資料7-3について説明いたします。よろしくをお願いします。

まず表紙なんですけれども、ちょっと修正がございまして、「2025年スルメイカ冬季系群」となっていますけれども、「発生系群」です。「冬季発生系群の資源状況」となります。訂正のほど、お願いいたします。

それでは、スライドを変えてください。2枚目です。まずは7月から9月の小いか、小型するめいか釣り漁業の漁獲量と、そのCPUEというものを示していきます。

前回、9月19日に水政審がございまして、そのときの水産庁の資料の一部として、その当時は7月から8月の3地区、すなわち、ここで書いてある黒字の方、八戸、岩手、宮城についてのCPUEを示しました。今回は、まずは地区は増えた。まず道東主要港、浦河、函館、大畑と、四つ増えております。地区が四つ増えているということと、期間が1か月延びているということとございまして。

そういうところで、改めてどういう状況かということをお示しいたします。

まず、左側に1979年から今年2025年までのこの地区におけるこれまでの水揚げ量、7月から9月の水揚げ量というのを示しています。ここで示したとおり、確かに近年においては2025年というのは顕著な大きさではあるんですけれども、過去の大きかったときに比べると、そこまで大きいというものではないと。ただし、そこに関しては努力量の変化というところがありますので、CPUEというものに置き換えるとどういうふうになるのかというのを右側の図で示したものでございます。

今回新たにお示しするのは、白抜きの丸で示した推移が今回使っている7地区の7月から9月のCPUEの変動を示しています。比較対照としてオレンジ色で示したのが前回示した7月から8月の3地区のCPUEでございます。全体の変動としては非常によく似たものであるということが分かるかと思えます。

今回示した白抜きの丸の7月から9月の最後の点、2025年に関してですけれども、前はちょうどこの平均が1になるような形で並べているわけですが、前回では平均を

ちょっと上回ったところにあったんですけども、今回、7月から9月では、データが加わったことによって、ほぼ平均ぐらいになったというところがございます。

今回は、もうちょっと踏み込んだ形で説明いたします。その結果がページが変わりまして、3枚目のスライドです。7月から9月の小型するめいか釣り漁業のCPU Eと資源量の関係と。踏み込むにしても、資源評価は今月の28日に行いますので、資源評価をした結果というのではなくて、今回新たに示している7月から9月のCPU Eと昨年の資源評価で得られております1979年から2024年までの資源量、その関係を見ました。今やれることは多分これぐらいだということやりました結果がこれでございます。

横軸に相対値化した7月から9月の今回新たに更新したCPU Eを並べると。縦軸に過去の資源量です。それぞれの点というのは、それぞれの年の7月から9月のCPU Eと資源量の関係を示している。全体的に眺めていくと、7月から9月のCPU Eが増えると資源量も増えていくというのがお分かりになるかと思えます。この関係性を実際定量化したのが、オレンジの太線が定量化した結果で、上の方に数式も書いてありますけれども、こういった関係があると。

2025年のCPU Eというのは0.96ですので、この直線上どこに来るかというのを示したのが、青で塗り潰した丸です。ちょうど横軸の1の上があったところにある黒丸ですけども、これが予測した、この過去の関係性、過去の7月から9月のCPU Eと、推定された資源量の関係性から示された予測された資源量というのは49.8万トンであったというところがございますけれども、大事なことは、それぞれの年の点というのは、この直線の周りではばらばらとばらついていてはいます。一応そのばらつきを含めて、どれぐらいの区間で予測されるのかというのを示したのが、2行目にあります90%の予測区間がありまして、33.6万トンから66万トンというところになっております。

ここのスライドの2行目の最後に書いてある、同年の算定漁獲量は2.0万トンというのは、点推定値、点予測値と言うんでしょうか、そこから算定される。昨年ステークホルダー会議で決められました。全体的に、もう水政審も通りましたけれども、それで決まった漁獲シナリオに則って計算した算定漁獲量というのは2.0万トンになるという情報でございます。

最後、まとめがございまして、ちょっと読み上げます。

スルメイカ冬季発生系群の資源量推定に用いる小型いか釣りの漁況について、7月から9月における7地区のCPU Eを検討した結果は、以下のとおりである。三つございます。

一つ目、2025年の7月から9月における7地区合計のCPU Eは、7月から8月の3地区の同年のCPU Eと同程度であったと。

2025年7月から9月のCPU Eは0.96となりまして、資源量が低迷した直前の2014年を下回っている——傾向としては下回っているんですけども、全期間の平均値とほぼ同程度であったと。前回の9月の水政審では、速報のCPU E、すなわち7月から8月の3地区のCPU Eというのは資源量が減少し出す一つ前、ちょうどその直前の2014年と同じぐらいだったですよという表現をいたしましたけれども、今回はそれを下回っていましたというようなところで、これを書きました。

三つ目です。2025年の7月から9月のCPU Eから予測される同年の資源量は49.8万トン（90%予測区間としては、33.6万トンから66万トン）。49.8万トンから所定のシナリオに基づいて計算した算定漁獲量は、2.0万トンになりましたと。

今回示したCPU Eは、前回報告よりも時間的及び地域的に拡充した情報に基づいています。

太平洋沿岸域を中心とする2025年の小いか、小型いか釣りのCPU Eは、近年の低下傾向の中では相対的に高い水準であったが、1979年以降の長期的な観点から見ますと、平均的な水準にあると評価される。

という、以上のまとめでございます。ありがとうございました。

○資源管理推進室長 資料の説明を再開します。資料11ページの2の（1）に戻っていただけますでしょうか。

今般、水産機構から頂きました情報、2025年の7月から9月の北海道から宮城県沿岸における小型するめいか釣り漁業のCPU Eから推定される令和7管理年度の冬季発生系群のABC。資料7-3では「算定漁獲量」の名称が与えられていますが、「ABC」と同義と私どもは理解し取り扱っています。このABCが2.0万トンという情報を頂いたところです。この数字、9月19日に増枠したときの数字と比べますと、当時のABCは1.7万トン、今回それを3,000トン上回りました。なお、秋季発生系群の方は、ABCの変更は生じていません。

次に、ABCから資源管理基本方針で定められているルールに基づき増枠分を算定しますと、6割掛けの1,800トンになります。ルールは以下のとおりです。

スルメイカのTACは、我が国ABCを超えない量とします。我が国のABCというのは、水域全体のABCから、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令

和7年から令和9年までは、秋季発生系群のABCと冬季発生系群のABCの合計値に0.6を乗じた値とします。つまり、今回秋季発生系群のABCは変わっていない、冬季は3,000トン増えたということですから、増枠分は3,000トンに0.6を掛けた1,800トンとなります。

変更後のTACは、表5のとおりとなります。2万5,800トンだったものが2万7,600トンと、1,800トン増えています。増枠分は国の留保に入ります。

次に、この増枠分1,800トンを、都道府県については令和3年から令和5年までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を用いて、大臣管理区分については、より長期間の漁獲実績も踏まえた業界間の別段の合意を用いて算出した、それぞれの当初配分量のシェアに応じて配分を行います。

結果です。次のページ、12ページに移ります。表6のとおりとなります。1,800トンTACが増え、留保から追加配分すると、それぞれ表の一番右の「増減」の列の各欄に記載した数量が増えていくということです。

以上の変更を行った場合の配分などの案は、15ページの別紙2でまとめています。一つ目はオレンジの枠で囲った大臣許可いか釣り漁業に追加配分予定だった1,200トンをほかの大臣管理区分・道県に振り替え・追加配分します。

二つ目は、TACを1,800トン増枠し、当該1,800トンを当初配分量のシェアに応じて大臣管理区分、北海道・道県、「現行水準」の府県に追加配分します。

最後に、小型するめいか釣り漁業の地域ごとの漁獲の状況が分かる資料を参考として付けました。

以上が事務局、水産機構からの説明です。審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等をよろしくお願いいたします。

岩田特別委員。

○岩田特別委員 小型いか釣りの岩田でございます。

このイカの好漁が昨年であったらばどんなによかったかということで今しみじみと思っておりますけれども、私の感じる中で、昨年の7万9,000トンから1万9,000トンに減トンしたいきさつを、思いを重ねながらちょっと話をさせていただきたいと思います。

令和4年から令和6年まで7万9,200トンあったものが、令和7年度に皆さんも御承知

のように1万9,200トン、4分の1と大幅な減少になりました。しかしながら、スルメイカが一年魚であること。あるいは秋季発生系群、冬季発生系群に大別された中でも、両系群含めてTAC設定されていること。さらに、資源管理基本方針では、先ほど赤塚室長もお話ししていましたが、農林水産大臣は最新の資源調査、漁獲状況、利用可能な水産機構等の助言を踏まえ、予想値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に関わる手続を行うという内容を附帯条件として私は捉えておりました。総合的にスルメイカの特異性に配慮していただいた中での大幅な減トン、TACの減トンであるというふうに理解してきたつもりでございます。

水産資源の適切な管理を通じて水産業の成長産業化を実現するための水産政策の改革の断行に、決して否定するものではありませんが、しかしながら、この与えられた環境の中でいか釣りの専業船が特に日本海側においてこれから操業する機会を来年の3月まで与えられないという。このような異常な環境の上に立った資源管理が本来の資源管理であるでしょうかということを感じます。

反面、令和7年度、1万9,200トン、TAC枠の小型いか釣りの当初配分、2,800トンが確定するプロセスでの我々の対応、また8月の終わりの3,898トンから、先ほどお話のあった10月24日ですか、5,500トンあまりのものに積み上がり、オーバーしてしまった事実に対して、なぜこのようなことになったか、我々漁業者も分析し、反省もし、今後このようなことがないように、しっかりと検討していかねばというふうに思っております。

しかしながら、零細漁業者である全国の小型いか釣り漁業者が海洋環境の激変、高齢化、船舶の老朽化、さらには外国船の違法操業、あるいはクロマグロの補食、その他、経済的諸事情により淘汰されていくことは、残念ながら仕方がないと思います。ただ、数か月に及ぶ操業停止命令により、努力する機会さえ与えられずに淘汰されることは、私はあってはならないというふうに感じます。

今年度、9月19日、当審議会資源管理分科会にて、TAC期中改定により6,600トン、承認させていただきました。また今日、1,800トンの提案を頂きましたが、申し訳ございませんが、とても追いつかないというふうに解釈をしております。

漁業法に基づく資源管理において、TAC管理は資源の特性や漁業の実態を踏まえて柔軟な運用をするということが重要であると書いてあります。かなりの漁業者の皆さんが資源量が向上したという実感は伴っておりません。枠を使い切った、えっという声は結構声を大にしております。こういうことを念頭に置きながら、年々大幅に減少する小型いか釣

り漁業者、零細漁業者が、さりとて残された漁業者は未来へ向けていか釣りの灯を消さないために日々頑張っております。どうかこの機会を奪わないように、一日でも早く、私の立場としては早期の、早期操業、停船命令の解除をお願いしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○山川分科会長 ただいまの御意見に対しまして、水産庁としていかがでしょうか。

○資源管理部長 御意見、理解できる部分と厳しいことを申し上げざるを得ない部分がございます。

TAC、7万9,200トンから1万9,200トンに今年減らしたということ、これについては前回9月19日の水政審議会分科会でも御説明はしましたけれども、7万9,200トン、要は4年前ですか、3年固定のシナリオを採択しようということで、7万9,200トンの3年固定になったと。一方で、当時としては、それは控えめな数字でありましたけれども、実際にはその資源の予測が外れて、どんどん悪くなっていったと。3年目については、TACとしては固定というシナリオですので7万9,200トンとしましたが、実際に7万9,200トンも獲ったら、もう資源がどんどん減っていくということで、当初配分は確か直近の3か年平均だったと思いますけれども、2万9,000トンに収めましょうということで、当初配分2万9,000トンで行い、途中で留保からの追加配分もしましたけれども、それを含めても2万9,000トンに収めましょうということでやってきたということです。

ですので、実際には我々の気持ちとしては、7万9,200トンから1万9,200トンに減らしたのではなくて、2万9,000トンから約1万トン減らしたというのが実質的な意味だと思っております。

一方で、そういう3年固定、要は資源評価のいろんなぶれで現場が混乱しないように3年固定したわけですけれども、それがうまくいかなかったという反省に基づいて、その3年固定というのは今年からやめたと。

一方で資源評価のぶれ、評価のぶれというか、評価結果に対して資源量がぶれる、あるいは予測が外れるということをどうするんだということで、この期中改定のルールを新たに設けたということです。そこについては「柔軟な」と、岩田特別委員はおっしゃいましたけれども、管理の柔軟性を担保する意味でそういうルールを、TACを1万9,200トンに減らすのと併せてそういうルールを新たに設けて、それに基づいて6,600トンを9月に増やし、今回も1,800トンを追加するという諮問をさせていただいているということでご

ざいます。

ですので、我々としては、管理の面での柔軟性というのは、我々ができる範囲でしっかり対応しているというふうに思っておりますし、一方で、期中の科学的な根拠、要は「水産機構の助言」と資源管理基本方針の文面上書いておりますけれども、そういうことで水産機構にもいろいろ御苦勞いただいて、1回目の増枠、あるいは今回の諮問ということでさせていただいているというところでございます。

そういう中で、小型するめいか釣り漁業については超過状態になっているということでございまして、そういう中で、特にこれから釣ろうと思っていたのに釣れない状態になっている皆さんがいるということは我々自身も重々認識をしております、その方々のために何かできないかという思いは、私自身もございます。

一方で、我々は法律に基づいて管理をしていくという中で、超過の状態になっているものを、採捕停止命令を解除する、要は超過状態のまま解除するというのはないということです。

今回については、大臣許可いか釣り漁業に充てるはずのものだった1,200トンに関係業界の御理解を得て、ほかの皆さんに配分する、あるいはこの1,800トンの増枠が承認いただければ、それについても配分するということですが、小型するめいか釣り漁業以外の漁業種類においても、枠をしっかり守るために、それぞれ努力している中で、その人たちを置いて、特別、超過の状態にある漁業を救うために特に手厚くできるかということ、そこは我々としてはなかなかそういう判断はできないということでございます。

今回、そういう形での配分案ということでお示ししておりますけれども、そういった科学的根拠なり、ほかの漁業とのバランスといったことを考えた上で、我々としてこれが最も適切であろうという形での配分案を諮問させていただいているということは御理解いただければと思います。

以上でございます。

○岩田特別委員 1つだけちょっと質問をしたいと思います。

7ページの、ずっと我々の業界が納得しないんですが、追加配分の仕方の中で25%。これは日別の漁獲量をなかなか情報収集できない者は25%になると。ほかのところは約50%。

スタートで2,000隻前後の船がいる小型いか釣り業界は、一番情報を集めにくくないですか。それを分かった上で、私はこれ、用意ドン一緒じゃないと思っているんです。これがもし50トンで、その下段にある3回ということを実原則として守っても、半分の50%なら

十分今まだ操業できます。この二つの数字というのがどうしても納得できない。というのは、我々も現場の方の漁業者にも説明ができない。これ何か数字が独り歩きしているのではないかなど。駄目ならば仕方がないけれども、このような数字で、独り歩きで作成されたトン数というものが、我々納得できない。小型いか釣りが乱獲しましたか、今まで。そういう経験がございますか。資源に私は比較的優しい漁業だと思っておりますけれども。さらに、一番零細じゃないですか。弱い人を守りましょうよ、少しは。そういう発想に立っていただきたいと思うんですが、これどう思いますか。

○資源管理部長 追加配分のルールについていろんな御意見があるというのは、私自身も承知をしております。

まず、いわゆる75%ルールで期中に追加配分していくというルールについては、基本的には、自分たちで漁獲状況をしっかりウオッチしながら枠に収めていくという皆さんのために作ったルールでございます。

ですので、次のページに、線が引いてある下の辺りですか、要は、配分に対する消化率を発動基準として追加配分をしていくというものでございますが、発動の基準となる消化率というのは75%、80%、85%、90%と、これに到達すれば一定の計算によってやっていくということでございます。

先ほども赤塚から申し上げたとおり、基本的には追加配分は水政審への諮問が必要になります。期中に管理、枠を守ろうとしている中で、水政審の開催のタイミングに合わせないといけないということになると漁期を逃してしまうような場合がありますので、これは事後報告対応にするということで、こういうことをやっているということでございます。

計算方式も、この消化率に至った直近10日間だったと記憶しておりますけれども、10日間の日平均の漁獲量を基に、翌月末まで、あるいは45日後までの予測をして、それに必要な分を追加するというのがルールとなっております。

ですので、2,000隻いてデータ収集が大変だというのは、理解はいたしますけれども、そもそもそういう仕組みと。ですので、しっかり日別の漁獲量が把握されて、必要となる数量が計算できる、というのが前提になっております。

そういった中で、今年のTAC、当初の配分を決めるときに、要は、この追加配分のルール、本来は、集める苦労があるというのは分かりますけれども、小型するめいか釣り漁業のような日別の漁獲量が速やかに把握できないものについては、このルールの対象からそもそも除外されていたんですけれども、今年のような数字、TACの数字も減って、ど

ここで獲れるか、どこでどれぐらい積み上がるか分からないという中で、さすがに排除しておくのは、排除し続けるのはよくないだろうということで、このルールの対象にすることを検討して、ただし、そういう予測の漁獲量が計算できないにもかかわらず、ほかと同じ上限でいいのかというのがあります。そこはその計算をせずに25%。要は50%というのは上限ですけれども、25%には固定です。そういう中で25%にしましょうということで、これについては小型いか釣り漁業者の皆さんにも、25%にした上で対象にしますよという御説明はしていると思いますし、その後、パブリック・コメント手続、あるいは水政審での議論を経て、これは基本方針の中で、そういう把握ができるか、できないかで、上限50%か、25%の固定かというところがルール化をされているということでございます。ですので、この差の付き方については既に議論をして決着しているものだというふうに理解はしております。

一方で、今年の数回の問題が、追加配分が半分なのだから、回数倍であってしかるべきではないかという御意見があるというのは、私自身も理解はしております。一方で、この3回という上限、これについては9月19日に6,600トンを追加、増枠した際に、その時点での国の留保の残量がどれだけあるかということ踏まえて、ではどういう形でこの残量の配分を運用していけばいいのかというのを検討いたしまして、その結果として、留保の残量で対応できるということからすれば、既にルール化されている75%ルールによる配分として、全て一律3回というのが適切であろうという考え方でございます。要は、留保の残量が限られている中での公平なやり方として、水産庁として考えたということでございます。

もう3回、小型するめいか釣り漁業に配分すべきでないか、という御意見ですけれども、これを配分するとなると、当時の状況からしたら、北海道に対する1回分、富山に対する3回分、あるいは大臣許可いか釣り漁業に対する3回分、それを確保することなく、そちらに振り向けるということになります。それについては我々としては、しっかり日別漁獲量を把握して、枠を守っている管理区分なり、道県に充てる分を、無理やり剥がして、小型するめいか釣り漁業にそれを配分するというのは必ずしも適切ではないという判断でございます。

それは、しっかりやられている方からすれば、繰り返しになりますが、2,000隻あるというのは、御苦労は十分分かった上で申し上げますけれども、それについてはそういった頑張っている方々の分を削って、そちらに付けるという判断は必ずしも適切ではないとい

う理解で、こういう運用をさせていただいているということでございます。

ちょっと説明が長くなりましたけれども、以上でございます。

○岩田特別委員 魚谷部長、ありがとうございます。いろんな問題があって、やっぱり日本の国の資源管理という方針が、一貫性が必要だということもよく分かります。ただ、その中でスルメイカの特特殊性というのをどれだけ理解していただけるかと思うんですけれども、何はともあれ、冒頭言ったように、3月まで2,000隻の船が休んだ上で、その上での資源管理というものの、いろんな全国のまちの漁業者が苦勞して、そして、やはり零細漁業者ですから、経済の継続性というのがないと、ある程度体力がないと続かないです。そういうようないろんな特殊事情がある中で、でも仕方がないとおっしゃるのであれば、それは、その上に立った資源管理って本当なんだろうかということをおぼろげに思っているのが正直な気持ちでございます。まあ、浪花節的なもので何を言っとるんだと言われたらそれまでかもしれませんが、是非そのところは理解していただきたいというふうに思っております。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 今岩田特別委員からありましたとおり、小いカの漁獲報告について簡単に説明していきますと、5トン以上30トン未満の小型のいか釣り漁業が2,000隻以上あります。それが全国各地に点在していて、どこでイカが揚がるのか、そんなことも分からないような状況の中でやっているんです。

そうした中で1か月間の集計を、漁業者から出たものを漁協がまとめて、それを県漁連に報告し、翌月の10日までにJAFFICに報告する。こういうシステムを水産庁もよく理解しているわけです。それができないことも分かっているながら、資源評価については、ややレジーム・シフト、そういうのを加入することは今の世の中では不可能です。できません。我々だって報告を怠っているわけじゃなくて、早くやらなきゃいけない。しかしながら、今回は大臣の附則として、「最新の資源調査の結果や、漁獲の状況、利用可能な水産機構の助言を踏まえて、良好な加入が発生していると思込まれた場合には増枠できる」となっているわけでしょう。直近のデータが9月って、そのデータを使っているわけじゃないですか。その段階で獲れ過ぎてしまったわけです。日々の水揚は計算できないですよ、我々としても。そういうことと相反すること、ここにありながら、先ほど岩田委員が言いましたとおり、本当に獲れているから増枠してくれるんじゃないかという、この附則に基づいてみんな獲っていたわけです。しかしながら、その数字が出てからは、すぐに自主休

漁に入りました。数量も17日以降、減らしましたよ、半分にとか。でも、それが限界なんですよ、我々がやっている中で。

早急な漁獲データの収集、必要かも分かりません。しかしながら言わせていただくと、水産庁は国の「資源管理の推進のための新たなロードマップ」の中で掲げている中で、400市場の中から電子的なデータ、情報収集を行って、それによって管理をします。資源評価の管理もするということを言っているんです。令和5年にこれを終わらせると言っているわけじゃないですか。我々はこういうデータを出してくれ、使ってくれとも言いました。こういうデータがなければ、日別管理なんかできない。我々、便宜的に全漁連が事務局をやっているから言いますけれども、そうした中で水産庁の協力なくしてできないわけじゃないですか。

そして、もっと言えば25%ルール。25%までは水政審にかかりました。私もいいと思います。日別管理ができないから、そこは25%に抑えるんだよ。でも、ほかは50%までオーケーだよとあって、3回もらえれば150%もらえるわけです。もともとの、例えば2,000トンあったら150%ですから3,000トン増えるわけです。でしょう。それに対して小いかは25%は仕方がないかもしれない、自動的になるのは。しかし、それであれば6回やるとか、そういうことを考えるのが普通でしょう。なぜここで数量を減らすんですか。日本のイカの漁業者の中で一番多いんですよ。その人たちに減らすんですか。ほかの漁業は増やしておいて、そこだけ一番少なくするんですか。これ2,100トンまだもらえる、皆さんと同じように3回50%もらえて2,100トンあれば、オーバーしていないです。

そういった状況もしっかり踏まえた中で行っていただきたいです。確かに管理できなかった部分、それについては我々も改めながら、会長も謝りました。水産庁と一緒にやっていきますよ。我々だけじゃできないから。2,000隻の管理、どうやってやるんですか。水産庁だってできないじゃないですか。それでもって400市場における電子的データを使うと言っていたんです。出してくれと僕言いました。そこで、大卒でも分かれば、もっと早く指示は出せるわけだから。出てからすぐに対応しましたよ。我々は資源管理を否定していません。しっかりやっついこうと思っています。しかしながら、その気持ちを分かってくださいよ。少ないんですよ、配分が。漁師の懐に手を突っ込んで、「あなたたちはこれで終わりだ」と言っているのと同じなんです。

○資源管理部長 厳しい御意見、ありがとうございます。繰り返しになりますが、3回というのは、もちろんルールに、基本方針に書いてあるものではございません。

一方で、繰り返しになりますけれども、国の留保の残量と配分先との関係を踏まえて一律3回としたものでございます。50%、25%で差がついているということについては、先ほど申し上げたとおり議論を経たものでございまして、残量との関係では、富山、北海道、あるいは大臣許可いか釣り漁業のを剥がすというのはできないというのが我々の判断でございます。

データ収集については、もちろん2,000隻あるということで御苦労があるというのは、理解はしております。

一方で、400市場の話は、基本的には知事管理漁業からのデータ収集を主眼として、そういう整備をしていくという方針で来たものでございまして、大臣管理区分について同様のシステムを活用して、迅速なデータ収集なり漁獲状況の把握というのをされたいということであれば、そこはどのような形で活用していただけるのかというのは、水産庁としても相談して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 小いか漁業って、知事管理漁業ですよ。大臣届出ではあるけれども、基本的に知事管理漁業ですよ。だったら、400市場でちゃんと管理をしてくださいよ。それ言っていること、おかしいじゃないですか。知事管理漁業を管理するために400市場のデータ収集を行っていると言いましたよね。

もともと小いかというのは知事管理漁業だった、沿岸漁業だったけれども、TACを27年前かに入れるときに、あまりにも漁獲量が多いからTAC管理するんだと水産庁が言い出して、管理団体はないのに進めてきたというのが現実問題でしょう。もともとは沿岸漁業じゃないですか。

今、自分で知事管理って言ったじゃないですか。しっかりそこでデータを出してくださいよ。それは出るものだと私たちは、漁業者も思っていましたよ。

○資源管理部長 知事管理漁業でもあるということは確かですけれども、TAC制度上は、これは大臣管理区分ですので、これは大臣が管理をしていると、枠の管理はしているということですし、報告も知事経由で来るものではないということは御指摘をしておきたいと思えます。

○三浦委員 ただ、知事管理漁業でもあると言った以上は、400市場で管理ができるということでしょう。だったら、データを出してくださいよ。そこを私は言っているわけです。

よ。そうじゃないと、リアルタイムの管理はできないじゃないですか。それをもって増枠するのに、半分に減らされるってどういうことなんですか、それは。

○資源管理部長 要は漁獲のデータは、基本的に400市場の話というのは、知事管理漁業を対象にと申しあげましたけれども、これまで、そういうシステムを小いかの団体の方から使わせてくれと、こういうリアルタイムの把握をしたいからこうさせてくれというような相談は我々として受けてはいないんじゃないかというふうに考えております。そこは、ほかの大臣許可漁業管理区分の漁業については、もちろん隻数に差はありますけれども、自ら国から来た配分を、例えば地域ごとに割り振ったりして、枠を超えないように自主管理をしていたり、あるいは漁獲の状況も常にウォッチをしながら管理をしているという状況にございます。そういったところが難しいということであれば、どういう形で対応できるようにしていけるのかというのは引き続き水産庁としても、小いかの漁業者団体の皆さんと相談、検討はしてまいりたいと考えております。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 私たちは春先に言っていますよ、そういうデータを使えるようにしてくれと。そういうシステムになっていないと言われましたよ。それは事実でしょう。それを相談を受けていない。そういうデータを使えれば、もっと早く把握できる。そういうことも言っていましたよ。

○資源管理部長 その相談をされたというのは、どこの部署なのかはあれですけども、TAC管理、枠の管理をしていく上で、そういうリアルタイムの把握をして管理をするためにというような相談は、管理部門として受けていないと考えております。

○岩田特別委員 すみません、いろいろと。ただ一つだけ。どうしても納得できない、何回考えてもというのは、日量の漁獲量の把握ができない場合、日別の把握ができない場合に25%にする。そうじゃなければ50%という、この差がね。漁業団体の大きさとか、いろんな種類によって情報のスピード感ってあるじゃないですか。これがどうしても引っ掛かるんです。本当に漁獲量がこうだから25%しかあげないよと、そういう感じならいいんですけども、スピード感というのは各漁業の種類によって全然違う。我々、今も話していると、2,000隻前後の船がいて、なかなか情報の収集ができない。できないから遅くなった。では、あなた方は25%だということに結局なっていますね。だけど、3回だということで、我々は残念ながらこのトン数しか頂けなくて、今休むという結果になっています。

これ、ちゃんと情報を提供している。隻数が少ない団体であれば可能かもしれませんが、

それは50%頂いて、それがまだ枠が残っている。どうしてもこのところが、この大小によって。それをまた、ぱっと1年目にさせられた。例えば1年間研究しなさいと、やり方を覚えなさいというのは、まだ僕はいいと思うんです。そうじゃなくて、急に言われて、我々あれよあれよという間に、何かいつの間にか太平洋側で獲ってしまっ、全然こうなってしまった。戻りイカは全然獲れないぞ、おい。3月まで休みだぞというのは説明がものすごいつらいです。なかなかつらいです。漁業者に説明するもの。

そういう、やっぱり何か納得できるような、本当に零細の頑張っている漁業者が納得できるような大義名分であればまだいいんですけれども、ちょっと今回のプロセスというのは、どうしても納得できないというのがあるんで、そのところを是非魚谷さん、もう一遍考えていただきたいというふうに思うんです。よろしくお願いします。

○資源管理部長 繰り返しになりますが、25%の話については、本来この75%ルールによる追加配分の対象でなかったものについて、今年状況は恐らく厳しい管理になるであろうということで対象にするけれども、ほかの、予測漁獲量がしっかり計算できるところと同じにはできませんねということで、25%でどうですかというのは、あらかじめ関係者とは御相談をし、パブコメも行い、水政審でも行ったという、水政審でも了承いただいて、ルール化をされているということでございます。

その上で、75%ルールに基づく追加配分として3回ということについては、漁期中に我々の運用方針として決めたわけですが、これについては、繰り返しになりますが、留保の残量の範囲の中でどうすべきか、何が一番公平なやり方かというのを検討した上で、一律3回ということを決めさせていただいたということです。ほかの、しっかり把握をして、枠を守る努力をされている方々の分をそちらに充てるというのは、我々としてそういう決断はできないということでの状況になっているということで御理解いただければと思います。

○山川分科会長 三浦委員。

○阿部委員 すみません、ほかにも少し振ってもらえませんか。

○山川分科会長 すみません。では、ウェブから阿部委員が御発言を求めておられますので、まず阿部委員、よろしくお願いいたします。

○阿部委員 ありがとうございます。

今、壊れたレコードみたいな話ばかりしているんだけど、実際2,600トンで始まったね、沖合底びき。小いかは2,800トンから始まったと。それで、50%ルールの中で、11

月5日以降は7,296トン、底びきにやりますよ。では、小型するめ何ぼ。5,757トンですよ。これが本当に公平なの。今答えたのは魚谷部長かな。これ公平だと思うのかい。こんなやつを公平と言ったら、日本の国家成り立たないよ。25%出して、じゃ、ちょっとみんな止めたよ。集計出ました。じゃ、50%にしたら出ませんね。じゃ、これでオーケーですよというのが本当じゃないの。この2,000隻のやつを、今日、明日、明後日ってどんどん報告上げるのは無理だって水産庁も分かっているから自分たちでやらないんでしょう。それで、集計が出た時点で、50%ルールを適用した中でいけばオーバーしていないんだから、それを適用するのが公平というものであって、これは全然不公平でしょう。終わりの地点が全然不公平だよ。それでよく公平としゃべれるね。小学生でも分かるよ、公平か公平じゃないか。よく考えて「公平」という言葉を使ってほしいんだけど、どうだね。

○資源管理部長 何をもって公平とするかというのは、いろんな立場なり考え方によって必ずしも一致するものではないというふうには私自身も思います。

一方で、するめいかのまず当初の配分から申し上げますと、この配分については先ほど来、赤塚の方からも言及しておりますが、大臣管理に関連する4団体の間で確認書を結びまして、それに基づいて当初配分を行っています。

そこで、この当初配分というのは、小型するめいか釣り漁業に配慮した配分になっていると。要は、基本ルールであります直近3年の実績シェアであれば、もっと少ないところ、ほかの3団体も御理解、小型するめいか釣り漁業の状況等も考慮して、そういう確認書が結ばれて、それに基づいて当初配分が行われているということでございます。ここの点は、まず御理解を頂ければと思います。

その確認書の締結については水産庁も仲介はしていると。当然、最終的には、ほかの3団体の御理解があって結ばれているわけですが、水産庁もその締結に当たっては、間に入って汗をかいてきたという事実がございます。

ですので、我々水産庁としても、小型するめいか釣り漁業に対して全く配慮をしていないとか、そういうことでないというのは、まず御理解いただければと思います。

その上で、ほかの3団体が自分たちに必ずしも有利にならない確認書を結んでいるという背景については、それぞれの3団体のお考えはあるというふうに思っておりますけれども、これはある意味、その後の追加配分がどういう形で行われているかということも含めた、セットというかパッケージで皆さん判断をされたのではないかと。これは私自身の憶測ですが、そういったところがございます。

その上で、繰り返しになりますけれども、水産庁の判断としては、しっかり対応されているところと、日別の漁獲量等を把握できないところを同等に扱うというのは必ずしも公平ではないというふうに考えて、先ほど来申し上げているとおり、しっかり管理をしている富山県、北海道、あるいは大臣許可いか釣り漁業に充てるものを確保せずに、小型するめいか釣り漁業に対して配分するのは適切ではないという判断で、これは一律3回とさせていただきます。

○阿部委員 すみません、ちょっとあめとむちみたいな話だよね。言葉はちょっと悪いんだけど。当初はちょっと多くやるけれども、あとは辛抱せいと。25%ルールの中でやってくださいということを知っている漁業者が何人ぐらいいるのかなと。これは多分みんな分かっていないと思います。そして、また当然、最終的には50%出るんだろうなというような感覚でいたと思います。そういった中で、今漁が一番よいときに、24日から自主禁漁し、そういった上で見せしめのような採捕停止命令が出るということで、何か分からないけれども、小いかを随分さらし者にしてくれているのかなと。何もこの人たち悪いことしていないんだよね。悪いことしていないのにさらし者にされた上、3月まで獲らせませんよというような感覚のものを言って、末端の漁業者を水産庁の人、見たことございますか。さっき岩田委員が言っていましたよね。浪花節かも分からないけど。末端の漁業者がどういう暮らしをして、どうやって漁をしているか、1回浜に下りて見てください。こんなテーブルの上で話をしていることなんかできないから。私たち、実際に漁業者一人一人、みんな見ているんです。こういった中で、公平だ、不公平だという話の中で、もう少し物を考えた中でやらないと、漁業者、水産庁に付いていけないよ、本当に。大臣許可と大臣許可でないところの差が何か鮮明に出ているというふうに漁業者がしゃべっているのも事実です。こういったことが、水産庁のやっていることで出ること自体も私は寂しいなと思ってございます。小っちゃなものを守らなくて、大きなものを守れるのかと。どんどんおかしくなっていく水産業になりますよ。せっかくTACでやって、資源を守っていこうというのは、よく分かるんだけど、どだい一年魚に対しての認識の甘さ、これはもう浮き彫りになったわけだから、そういったところはちゃんと自分たちで考えながらやっていただきたいと思うんですけれども。

よろしくをお願いします。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 さっき魚谷部長の方が沿岸漁業、小いかに配慮して当初配分したと言ってい

ますけれども、ヨーロッパの方でノルウェーへこの間行ってきましたけれども、沿岸漁業にもものすごい配慮しています。特に枠を大幅に減らすとき、大きい漁業から大幅に減らして、沿岸漁業を減らす量をすごい小さくしている。なぜかといったら経営体が小さいから。大きく減らしたら潰れてしまうからです。そういうことまでやって、配慮しています、配慮していますって、そんなふうには思っていないです。当然だと思います、そこは。

そうした中で、公平と言うんだったら、同じように数量を配分するのが、3回って誰が決めたんですか。どういうルールで決めたんですか。25%だったら6回出てもいいじゃないですか。5回でもいいじゃないですか。6回分に近い、もらっているところもあるわけですから。こうやって獲れているわけですから。その上で資源管理、我々しっかりやりますよ。何が公平ですか、これが。

○阿部委員 公平じゃないよな。

○三浦委員 公平じゃない。

○資源管理部長 繰り返しになりますが、3回というルールというか、運用については、6,600トンのTACを追加した時点での留保の残量から、その時点で留保をどれぐらいもらっているかというところを踏まえて、どうするかということで、あくまでも75%ルールに基づいて3回ということを決めたということでございます。

繰り返しになりますが、何をもちて公平とするかというのについては、皆さんそれぞれ立場や考え方によって異なると思いますので、ほかの委員の皆さんからも、どういう御見解かお聞かせいただけると。我々が公平性の判断について独善的になってはいけないというふうに自分自身も思いますので、我々としてはそういう、端的に言えば、しっかり管理をされている富山、北海道、あとIQで管理をされている大臣許可のいか釣り漁業への留保を残す必要があるであろうということで、それが公平性の観点から最善の考え方だということで、一律3回という運用をしておりますけれども、ほかの委員の方々からの御意見も頂戴できればと思います。

○山川分科会長 日吉特別委員。

○日吉特別委員 2点ほど質問させていただきます。

まず北海道の定置の令和4年でした、私がこの特別委員になったときかな、北海道に75%ルールで、北海道の定置のために1万トン留保枠を取ったはずですよ。まず、それはどういう意味だったんでしょうかということを知りたい。ごめんなさい、3年前に遡った話なんですけれども。

○資源管理部長 当時、私は推進室長でしたので鮮明に覚えておりますけれども、当時は都道府県で数量明示の配分、しっかり枠を、数量が配分されて、管理をしていただくという、都道府県で数量明示を初めて行う対象が北海道であったということでございます。

そういう中で、そういったところの、初めて数量明示でしっかり管理をするという背景もあって、かつ主体が定置というところもあるという配慮で、1万トンの留保を取って、そこから75%ルールで配分をします。その対象は都道府県のみ、実質的には北海道のみということにしたという経緯がございます。

ですので、それは理由としては、北海道が初めて数量明示の管理になるというのが1点と、漁獲の主体が定置であるという2点の配慮から、75%ルールの追加配分の対象は実質北海道だけということにしたと。

ただ、諮問を経ての追加配分については、大臣管理区分についても排除はしていませんでしたが、75%ルールによる配分は都道府県のみ、すなわち、実質的には北海道のみとしたという経緯でした。

○日吉特別委員 そうですね。北海道の定置にすごく配慮してくれて、1万トンもの大量な留保枠を取ってくれたと。その後、大臣許可漁業の方に、またそれが北海道の名前が消えて、今度、大臣許可の方に75%ルールを適用していったという流れですね。それは別に確認したいわけじゃないんで、そういう流れだったと思うんです。

まず北海道に至っては、今、非常に少ない、北海道の定置。ほぼこれ定置なんだろうけれども、2,000、何千トンしかないわけですね。この状態がよいという中でです。

今日もちょっと噴火湾の方の漁業者と話しましたがけれども、一部マグロが、前回も僕は言っているんですけども、マグロと一緒に来ちゃっているわけです、今盛漁期に入って。一部、自主的に放流しているのもある意味そうです。もちろん、イカもライトをつけてやっていますので、私たちだって浮いていますので、マグロも出てきますけれども、蛾を沈めることによって、マグロもイカも出てきますので。そういう状況が今あるということです。

北海道のことに對しては非常に憂慮していただきたいと思います、日本定置としては。

もう一個、ここがすごく大事なんです。「現行水準」の県のそれが、もう1,200トンオーバーしているわけです。ちょっとここで水産庁にお聞きしたいんですけども、これ31県、今数えたらありました。これは、ほぼ定置網か、先ほどから言っている小型漁船の沿岸の漁業者の。まあ、ほとんどは定置のことだとは思っています。

もう一回確認しますけれども、国のTACの総量が全てアッパーまでいったときには、この31県の都道府県に対して禁漁措置をするということでもよろしいんですか。数量が全部いっぱいになったとする、TACの。そうしたら、今現行水準の31県があるわけです。これも操業停止になるということでもよろしいですかということを知りたいです。

○資源管理部長 採捕停止命令の根拠規定、漁業法の33条にあります。その第1項の第3号については、国のトータルのTACの超過、あるいは超過の著しく大きいおそれが要件だったと思いますけれども、それが生じたときは、全ての採捕者に対して採捕停止命令を発令することができるかと規定されています。「できる」ですので、そういう状況で、例えば枠を守っている方々ですとか、そういったところまで本当に採捕停止をかけるのかということについては、その時点で、どういう判断をするか、ということだと思います。

「しなければならない」ではないですので、そこは仮にそういう状況は私どもとしても起こってほしくないとは思っていますので、今、いろんな管理の対応をしているわけですが、仮にトータルのTACが超えた、あるいは超えそうという状況になれば、法の規定としてはそういう命令はできるとなっています。

○日吉特別委員 ありがとうございます。非常にそのことは、私たち沿岸漁業では、定置は50%以上の生産量を誇っています。定置の漁業をやめるということですね。それは、魚屋さんにも魚が並ばないということなのよ。

先ほどの浪花節じゃないですけども、僕だって浪花節言いたいですよ。マグロをやらせておいて、スルメまでやるのかよと。俺たちのように待つてする漁業に。それはないよ。もう一回ここで言うけれども、私たちはまだ後継者がいるよ。年寄りはいない、あまり。定置って日本中、若い子がいる、いっぱい。だから、先ほどのマイワシのことも、魚価のことだって俺だって言いたくはないよ。管理なんかしたくはない。あれば、全部魚獲りたいよ、漁師だから。だけど、魚価のことまで考えようよと言っているじゃん。毎日、若い人、仕事していれば絶対そうなる。まき網の人だって同じだよ。船に乗っている人だって、まき網だって若い人いっぱいいるじゃん。漁労長はそう思っているでしょう、多分。もっと魚価のよいものを獲りたいと、鮮魚を獲りたいと。思っていないわけがねえよ、漁師なら。高いものを獲りたいって。

今回のことで、長くなるからもう一件。僕、違和感がある。何かマスコミはさ、議員の先生方がだよ、やたら水産庁にこのイカのことを言っていた。気持ち悪い。ちゃんと議事録に残してよ、これ。気持ち悪いから。もう一回言います。僕、十何年前に、マグロの

資源管理が入るときに、野党だろうと、与党だろうと、すごい圧力でした、水産庁に対して。でも、その当時の人たちはぶれていなかった。もし、ぶれるようなことが、今はないと思います、魚谷部長。ないと思う。今、厳しい意見を言っているから、負けることはないよ、議員の先生方に。あと、どこかの市長が言ったり、そんなのがニュースになっているんじゃない。それを現場の漁師はみんな見るわけよ。それで、そうなるって思っちゃうじゃん。駄目よ、絶対。関係ねえよ、議員なんて。ここには。

大島さんに最後に聞きます。大島さんの立場的には、科学的な根拠で、今回の今提案されたものは、研究者の立場で、これは正としているんですか。ちょっとお答えしにくいでしょうけれども、最後にこの質問で締めくくりたいと思います。

○水産機構浮魚資源部長 ありがとうございます。いつもありがとうございます。

今回出したものというのは、先ほど私が説明した内容でございますよね。本当であれば、資源評価の内容をちゃんと今年の最新のを話せばいいんですけども、資源評価自体はちゃんとデータがそろそろ11月末、12月の初めにやっているというもので、現在、この時点において、9月いっぱいの情報ですけれども、それで何が出せるのかというところで検討した結果、今回の結果を幅とともに出しました。一応、点推定値としては49.8万トンと予測されますけれども、予測値の幅がここからここまでであるというところも、これは研究機関として出すべきだと考えて、そういった形で結果を出させていただきました。

以上です。

○山川分科会長 魚谷部長。

○資源管理部長 日吉特別委員、いつもありがとうございます、厳しい御意見を頂いて。そういうのを頂く度に、私自身も自分のいろんな行いを反省することもございます。ただ、一言申し上げておきたいのは、私自身も、水産庁もそうですけれども、今日出している諮問についても、制度と科学的根拠の範囲内で自分たちができるものをお示ししているというところは私自身、自信を持って言えます。これは何か圧力で何かしているとか、そういったところではございません。制度の枠組みがあり、その範囲内で何ができるか、あるいは今大島部長からお話がありましたけれども、大島部長あるいは水産機構から出していた最新の科学的な知見、これに基づいて、ここまでできるというものをフラットにというか、ニュートラルに捉えてお示しをさせていただいているということは、私自身、自信を持って申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○日吉特別委員 最後に。

ありがとうございます。改正漁業法でMSYの、何回もこの席で言わせてもらいましたが、MSYに則って資源管理するという権限を持ったわけですね、水産庁は。めげる必要なんか全然ないですよ、法律があるんだから。それで頑張ってください。

もう一個、大島さんに。私はこの席で、1年魚だから資源評価は難しいって言ったのは私が初めてだと思います。大島さんは、そのとき認めてくれました、非常に難しいと。1年魚だからこそ、大きな目標はMSYでいいかもしれないけれども、小っちゃいTACに至っては、漁期前の研究とか、産卵魚の研究で数字を出した方がいいんじゃないかなと。するめいかはMSYに合っていない魚種じゃないかなと思うんですけども。漁期前に調査とか研究を柔軟にしていれば、そういうことができるのかなって。

私の意見でした。以上です。

○山川分科会長 大島部長、コメントございますか。

○水産機構浮魚資源部長 ありがとうございます。あまりほかの魚種まで波及しちゃうと、今ここで私の言うことがほかの魚種にも波及するので、なかなか言えないんですけども、スルメイカだけに限って言えば、今年すごい痛感しています。その難しさというのは。

漁期前の調査そのものはやっています。いわゆる調査船を使った調査をやっております、一応大まかな動向はつかめると。ただ、今、日吉さんがおっしゃったみたいに、漁期前にちゃんとある程度の精度で、まあ、どれぐらいの精度か分かりませんが、ある程度の精度で資源量を出すというところは、現状、今の調査の状況ではちょっと難しいところではあるんですけども、ただ、それをやらないということではなくて、これは今年の状態を見まして、そういうところを研究所としては強化するという形で考えていかなきゃいけないというのは非常に痛感しているところであります。ありがとうございます。

○山川分科会長 釜石特別委員。

○釜石特別委員 全日本海員組合の釜石でございます。

もう水産研究機構さんも、それから魚谷部長も答弁の中でお話しされているので、重ねてお話しませんが、スルメイカの資源評価のお話は、昨年11月、留保枠から沖合底びきに追加配分していただいたときから私の方から申し上げますけれども、決してこの資源は乱獲によって資源に悪影響を及ぼして獲れなくなったわけではないというのを、まずお話ししておきたいと思います。

ずっと申し上げているのは、海洋環境の急激な変化を的確に捉える資源調査、資源評価

に、まずなっていないのではないかということ強く申し上げておきたい。逆に言ったら、今の海洋環境に即した資源調査であったり、資源評価を推進していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

令和7管理年度のスルメイカに焦点を当てて申し上げれば、これは検証が必要でしょうというふうに、我々魚を獲る者としては考えてございます。現在の段階で、この検証に当たって、次年度につなげる、この次につなげるために検証する方法、具体的な事案があれば、これを教えていただきたいというふうに考えてございます。

マイワシのところでは久保田副部長がおっしゃっていましたが、餌の状況も変わってきて、個体の大きさも変わっていると。これはスルメイカも例外ではございません。獲れているときに、餌の状況、それから黒潮の大蛇行が始まる前と、それから現在ではスルメイカが食べているものも変わってきてございます。

やっぱり蓋を開けてみたら、9月19日の6,600トン追加していただいたときに私申し上げましたけれども、多分、令和7管理年度持ちこたえられないでしょう。なので、もう少し何か考え方を考えなきゃいけないんじゃないかと問題提起はさせていただいております。それはさりとて、こういう状況になってから、これから先を見据えていく上では、検証して次につなげていく必要があるというふうに考えてございますので、そのところの考え方をお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 今の件につきまして、どなたにお答えいただければよろしいでしょうか。

○漁場資源課長 ありがとうございます。水産庁の漁場資源課長の川島と申します。

大きな変化に付いていけない、資源の調査、評価が付いていけないというふうな御指摘は、これまで様々な方面から頂いておりますので、こういう大変化を的確に捉えてモニタリングしていけるような体制というのは、まず来年に向けて構築していこうというふうに今、努力しているところでございます。

それから、令和7年度の検証についても、どのようなことを行うか、今すぐ具体的に答えられるということはちょっと難しいんですけれども、今年の状態を見るに、少なくとも、さらに来年、密なモニタリングというのは必要になるんだろうというふうに考えますので、機構とともに、このモニタリング、よりよいモニタリングを含めて、調査、評価の改善に取り組んでいこうというふうに考えているところでございます。

○釜石特別委員 是非、今はまだ検討中だというのであれば、その検討を早くお進めいた

だきたいというのが現場の切なる思いです。

30トン以上の大臣許可の隻数、これは平成20年のときから今を比べると4分の1です、隻数が。ですけれども、TACの消化率を見ていただければ分かるとおりに、減っているのに漁獲量は増えている。1隻当たりの漁獲量は増えている傾向にあるという事実も一方にあります。

私が三陸沖で操業している沖合底びき網漁船、これ調べるに、隻数が4分の3から3分の2になっています、平成20年度から比べて。けれども、消化率はここに数字で表すとおりです。

ですので、隻数は減っているけれども、消化率というのは増えている傾向にあると言っても過言ではないと私は思っています。

加えて、私、去年も今年も、この水政審の場で申し上げていますが、現場の自主的な資源管理の実態も申し述べておりますので、それを加味した中で。やはり今の自然環境に即して、実態を反映した。どうしても、ちょっと斜め読みしちゃうと、TACの設定が漁獲実績でTAC設定しているんじゃないか見えちゃったりするんです。この資料の数字だけ見ると。説明を聞いて、我々ここにいて話し合っ、それを決めるのと、それから現場で数字だけ見て捉える方と、やはり実感が違うわけです。まして、今年のように、どこをやっても獲れる。例えば、三陸沖の底びきの状況を見ますと、距岸12マイルから24マイルまで、水深120メートルから400メートルまでスルメイカなんです。そういう実態報告を受けております。そういう状況にあるんで、どこを引っ張ってもイカなんですよと。そういう実態も、資源評価だったり資源調査だったりに反映していただければいいのかなと思います。

今年2月のときにも、特別委員の方から話がありました。実際に資源調査をやるのであれば、うちのいか釣り船使ってくれだとか、現場で操業している船使ってくれというのも、私の方から申し上げました。ありとあらゆる資源調査方法というのは、これから検討を進めていただいて、そして、この令和7管理年度の反省を令和8年、令和9年というふうにつなげていけるような手法を考えていただければと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 では、津田特別委員。

○津田特別委員 ありがとうございます。

今、皆さんのお話を聞いていて、いろいろ学ぶこともあり、なるほどなと思うところも

あったんですけども、僕は基本スタンスとして、前回の9月のときもだったんですけども、今のこのスルメイカというものの自体が、資源量がもう暫定管理基準値以下ということで、基本的に今はTACを改定するということが自体やっちはいけないことだというふうに思っているんです。それというのは、やはり資源を守る、明日の種もみを守るみたいな話でもありますし、あとは、さっきも話に出ましたけれども、これから諸外国と交渉していく上で、いや、お前んとこ、TAC決めても次々次々変更して、全然できてないやんとかというふうな付け入る隙を与えないというのも、すごい重要だと思うんです。そういう意味では、僕はTACをころころ増やすということ自体には基本的には反対です。

でも、その上で、すごく今回の感じることは、もう既に皆さんからいろいろお話も出たと思うんですけども、まず資源評価のところ、すごい難しいのは分かりますけれども、最初からもうちょっと大きな枠にしていたら、途中で変えるということがなかったと思うんです。先ほどあったように、すごく難しいのは分かりながらも、今本当に漁業者さんとか、きちんと評価とか調査とか手伝うよという話もしているので、きちんとそこに予算を充てて行って、きちんと正確なデータを取る。やっぱりそこがない限りは、枠増やす、減らすとかという話以前の話だと思うので、そこは本当に徹底的にやるべきだなというのは一つ思うところ。

あと、今日、本当に議論がすごく、いろんな議論が出ている中では、やっぱり一番の問題は不公平感というのは間違いないと思うんです。先ほど来のお話を聞いていると、そのとおり、きちんと報告が、日別ができていない。できているところに対しては50、できていないところは25だよみたいな話なんですけれども、何か「できていない」という言い方が何となく、僕も聞いていると、だらしなくてできていないみたいな雰囲気を取れちゃうのは、それは違うと思うんです。実際問題、2,000隻もいて、零細な人がいて、小さい漁協さんとか本当に人手いなくてできないところで、できる限りのことを皆さんやっているのに対して、そこが「できていないから」と言うんじゃないで、むしろ逆だと思うんです。どうやったらできるか寄り添うのが本来あるべき姿だと思うんです。

例えば、今いろんな技術がありますから、例えばそこに何かDX化みたいなので、いろんな漁船に簡単に付けるとか。今、小さい漁協さんとか、みんな紙で管理とかしているのを、浜に上がってからすぐスマホでひょいひょいひょいってやればできるよとか。何か「ルールに従っていないから駄目です」じゃなくて、だったら、どうやったらそこに乗っかってこれるかというふうに、「寄り添う」という発言が今日なかったのが、すごく引っ

掛かっているところで、そこは是非本当に。

何か2,000隻もいて、本当に無理だと思います。そんな、ほかの経営数が少ないところと同じようにリアルタイムでやるというのは、これは無理な話だと思うんで、そこは是非寄り添ってほしいというのと、あとは、今日も議論に出ていましたけれども、沿岸の漁業者さんが割を食うというのはやっぱりおかしいなというふうには思っていて、それこそ本当に乱獲なんかにつながらない、さっきの岩田さんのお話もありましたけれども、すごく資源に優しい漁法をやっている皆さんが、言うてみれば、いか釣り漁船はイカしか獲れない構造になっていますし、定置網は待っているしかないんです。自分たちで獲りにいくということができない中で、そこを止められるというのは、もうどうしようもない。ほかの漁法であれば、ほかのものを獲りにいくというのはできるかもしれないので、何かそういうところの、沿岸漁業が止まってしまったら本当に日本の水産はほぼ水揚げなくなっちゃうよみたいな話、魚屋さんの的には僕本当に、魚売るのがなくなっちゃいますよみたいな話なので、そういった、もっと沿岸に寄ってほしいと。

ただ、実際問題として、すごく資源の状況もあるし、すごく今回の判断も難しかったと思うんです。そのときに、零細の方々がいっぱいいるから、すごい経営が厳しいから枠を増やすというのも、それも安易にやるべきではないと思っていて、例えば何かそういうのをほかの金融のいろんな支援とかで支えられないかなど。例えば、積立ぶらすみみたいなのを前倒しで補助するだとか、若しくは無利子で融資をするだとか。何か資源がない中で更なる資源を与えて何とか持ちこたえてくれというのであれば、結局それって、来年、再来年の糧になるものなので、そうじゃないものでやるという支援もあると思うんです。

なのでもっと、今回、本当に9月のときから、何となく場当たりのやっているなという、申し訳ないですけども、見えてきて、もうちょっと、例えば今日の議論の中でもステップアップ管理の中では、ステップ1から2に上がるときには、こういうような指標を持って、こういうふうやって、これで加入が増えたら、それで増枠するよみたいな話もあったと思うんです。でも、今回の9月の話でも、何か7月、8月に三陸沖にぎゅっというから、それでみたいな話で、そういうふう何か後付けというか、そのときそのときでやっているような気がしたから、何となくいろんな議論を生んだりとか、何か不公平感がすごい出るような気がするんで、その辺、制度設計というか、どうしても水政審の資源管理分科会という、2か月後のTACどうしようみたいな話しかできないかもしれないですけども、本来は日本の水産業がどうなるか、食料資源をどう守っていくかという

ことで、3年後、5年後、10年後を見据えた会みたいなのも、本来この水政審の場ではやるべきだと思うんです。何か今日のこと、明日のことだけではなくて、未来を見据えて。多分みんな同じことは思っていると思うんです。今こういうふうに議論になっていて、いろいろ紛糾しているのも資源が減ってきているからであって、これが、資源が増えたら誰一人、声を大きくしたりとか、ああだこうだというのはなくなると思うので、同じ未来に向けて、多分みんな思っていること一緒だと思うんです、皆さんも、僕らもみんな。なので、そういう未来に向けた会話、そういったのがしていけると本当にいいなと思っています。

本当にいろいろ課題はありますけれども、つらいときはみんなでつらい思いをする。でも、恩恵はみんなに分けるみたいな、何かそういうふうにみんなで、オール・ジャパンでやっていくような体制をつくれなかなと思っています。

すみません、何か盛りだくさんで話してしまっただけですけども、以上です。

○資源管理部長 ありがとうございます。まず、場当たりに映っているということがございました。

○津田特別委員 申し訳ないです。

○資源管理部長 いや、その中で余裕のあるTACを設定しておいた方がよかったんじゃないかみたいなお話もあったんで、一応御紹介しておきますと、実は、今年の管理方針を決めるときのステークホルダー会合では、要は、加入がよかったときの数字をベースにTAC設定をして、予防的なもので当初配分をして、残りは留保にして、何らかの解除条件を決めて、それで留保から出していくというような、そういうシナリオというか、やり方も組上にはのせました。要は、前回の9月19日の水政審分科会において、シナリオ1、2、3とあって、一番高い3を採りましたと説明しましたが、あれは何に使ったかという、期中改定のために作ったわけではなくて、そういう高めのTAC設定をああいいうシナリオでやった上で、低めの当初配分で後で出していくという、そういうやり方もあるんじゃないかということで水産庁からお示ししたんです。

結果、そのシナリオは、採択はされなかったということで、前回、木村委員から1、2、3のシナリオ、説明を受けていませんよねという御発言がありましたが、分科会で説明しなかったのは、採択されなかったから、ということでもあります。

その際は、確か私の記憶では、1人の参加者の人からはそういう、上の数字でTAC設定して、当初配分は低くして、あとは留保でやるという、そういうやり方がいいと思いま

すという御意見を頂きましたけれども、ほかの皆さんからは、皆さん真面目に考えられていたのか、しっかりMSYベースでやりましょうと。ただ、暫定目標ではありますけれども。そういう経緯がございます。

ですので、そういうことも考えた上で今の方針になっているということは御理解いただければと思います。

あと、小型するめいか釣り漁業のデータの集め方について、それは私が何も言わなかったとおっしゃったんですけれども、私、先ほどそういうことを申し上げました。いろんなシステムとか活用していくということであれば、どういう形でやれるのか。要は、どういうふうにやれるようにできるのかということについては、引き続き関係の団体の皆さんですとかと相談しながら、そういう実現に向けて努力はしていきたいというふうには考えております。

取りあえず、以上です。

○山川分科会長 藪田委員。

○藪田委員 私からは確認したいことが一つありまして、当初配分量の50%か、25%のところというのは、これは日別漁獲量が速やかに把握できない場合は予防的に、これを上回ってしまうかもしれないから、25%で設定しておいて、上回ってしまったとしても早めに検知できるというような形の予防的な措置としての25%の設定なのか。それとも、配分量、漁獲が速やかに把握できる場所には50%を割り当てますと。それが上限で、そうでない場合は25%を割り当てますという、そういう漁獲量の割当てを配分するための絶対値を決めるようなものなのか。多分そこで意見が分かれているような気がいたします。

○資源管理部長 御説明させていただきますと、50%というのは上限で、何回も申し上げていますが、上限でございます。ですので、追加すべき数量をあらかじめ設定されたルールで計算した結果、50%に満たない場合はその数字になりますし、仮に25%に満たない場合でも、例えば10%の数字でしたということでも、それは10%で配分されるということでもあります。

50%と25%というのを、段差を付けたのは、そもそも一般的には、これほかの資源では当初配分の半分ではなくて、当初配分の数量を上限というのが基本になってはいますが、今回、するめいかについてはTACが非常に小さくなっているということで、できるだけ小出しにしていった方がいいだろうということで、これを半分にしたというのが基本的なところでございます。

それで、要は日別の漁獲量を把握できない場合は、計算そのものはできないので、上限とか、そういう概念がないわけです。ほかと一緒にというか、上限じゃなく50%出すのがいいのか、というはあるかと思えます。実際計算してみると、それより低い場合もあるはずなので。そういうことで、その半分の25%にしてはどうかというのが水産庁としての考え方で、それについては、これも何度も繰り返しになりますけれども、関係者に御説明をして、パブコメ、水政審での審議を経てルール化されたという経緯でございます。

○山川分科会長 中島特別委員、お願いします。

○中島特別委員 すみません、先に。前回の審議会、すみません、欠席しておりまして、馬鹿な質問をするかもしれませんが。まあ、質問というより、意見かな。

まず一年魚、これは難しいというのは、もう自明の理なんです。ただ、スルメイカというのは一番歴史の古いTAC対象魚種ですし、蓄積があったのかなど。その中でこういう事態になってしまった。そこは大変申し訳ないんですけども、今後の予測を立てるときに、今までのデータ等も活用しながら進めていただきたいなと思えます。

そういう中で、今、我々が直面しているのは、小型するめいか釣り漁業の皆さんがどうなるのかと、2,000隻の皆さんがどうなるのかというのが一番大きな問題だろうと私は思います。

特に、私は山口県なんですけれども、日本海のスルメイカというのは、これからが漁なんです。では、それまでにやめてしまうのかと。御案内のとおり、いか釣り漁船というのは、ほとんど專業船です。狙うイカは若干変わるにしても、專業船。それを変更することというのはもう極めて、漁業経営やめろという、強く言えば、そこまでのあれがあるのかなと私は思います。

そういう中でちょっとお聞きしたいんですけども、今回この1,800トン、これはやはり科学的な根拠として出てきた数字ですので、これを簡単に変えると、先ほどから対外的な問題とか、ではTACはどうなのかとか、するめいかがよかったら、ほかのもやれよと、くろまぐろもやれよというような話も出かねない。だから、そこは理屈が必要だと思っています。

この1,800トンを、すみません、うちの沖底の方もいるんですけども、例えば、ほかの魚種の方に少し遠慮していただいて調整するとか、そういう方法は取れないんですか。もう今、ここで2,000隻をどうするんかということを考えれば、その点の調整について、水産庁さんの方にちょっと一汗かいてもらおうとかということしかないのかなと、今までの

議論を聞いていて思いました。その辺について御検討をお願いいたします。

○資源管理部長　今回、この1,800トンについてシェア配分という、当初配分のシェアによる配分としたというところは、ほかの漁魚種類から小型するめいか釣り漁業に手厚くということができないじゃないかという御趣旨だと理解をしましたがけれども、その調整についてはなかなか難しいだろうと。というのは、ほかの漁業種類、言ってはあれですけども、皆さん、自然体で獲って今の消化率になっているわけでは必ずしもなくて、もう枠がいっぱいになりそうだから、自分たちで抑制をしながら獲っているという状況で、これを超過しているから、かわいそうだからというようなことで、これを譲ってくださいというようなことを我々から調整をして、本当に調整ができるのか。しかも、タイミングとしては今日の水政審に諮るしかないという中で、恐らくできないだろうということでございます。

一方で、方法として考えられるのは、無責任なことは言っはけませんけれども、配分をしたと、配分をした後に、これを融通、当事者間の交渉なり何なりで融通していただくということは可能でありますし、それについて水産庁が間に入ってくれと言われれば、当然、汗をかく用意はございますけれども、我々の配分として、ほかの漁業も皆さん、それぞれに苦勞されているという中で、もう小いかに全て付けるんだとか、あるいは、そういうことを諮問するのは適切ではないと私自身も思いますし、それを事前にこの短い時間で調整するというのはできなかつたというふうに思っております。そういう結果としてのこの配分の諮問だということでございます。

繰り返しになりますが、配分した結果として、これからもどんどん獲るところと、そうでもないところはあり得ると思いますので、そういった中での融通というのはやっていただいて結構ですし、我々として間に入ってということは、そうする用意はもちろんございます。

○中島特別委員　ありがとうございます。ただ、この漁業種類を見ますと、沖合底びき網漁業にしろ、大中型まき網にしろ、スルメイカを獲らない努力というのは漁場を変えるぐらいしかないと思うんです。定置にしても、定置は漁場を変えるわけにいかないんですから。だから、狙えるのはいか釣りだけなんです。それが、特に零細な2,000隻が、まあ、「被害」という言葉は適切じゃないですね、TACですから。影響が出てくるという中で、その辺の配慮。今、この時点でというのは、私もそこまで無理だろうと思いますので、是非、融通、漁業種類間の融通について、水産庁の方で御努力いただいたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それから、最後になりますけれども、やっぱりTACというのは、これだけ厳しい結果が出ます。我々、クロマグロでこれだけ苦勞してきたわけです。厳しい結果が出ます。ですから、先ほどからも議論が出ていましたけれども、一年魚とか、MSYに適當でないものについては、もっと柔軟なやり方があるのかなど。他の魚種についても。それをやることによって、対外的にも日本としての姿勢を確保できるでしょうし、そういったことも、これを教訓にして、いろいろ検討していくべきだろうと思います。

以上です。

○山川分科会長 では、続きまして、先ほどから手を挙げてくださってました高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 ありがとうございます。これまでの議論をちょっと聞かせていただいている、追加配分のとき、その後の例えば留保からの配分についても、運用面でまだまだ検討する課題があるんだなというのがよく分かりました。なので、今回いろいろお話を聞いて、今後の議論の着眼点というのを得られたのは、とてもよかったと思っています。

私からは、今回の増枠の数量を決定した、その根拠について少し質問がありまして、資源量推定の資料を頂いていたかと思うんですけれども、前回9月に増枠があったときから、今回データを使用した地区というのが7地区に増えていて、少し科学的な根拠としては強度が増したのかなというような印象を受けているんですけれども、ただ、私もイカの資源についてまだ分からないところがあるので、一体この7地区、7月から9月の小いかの漁獲量とCPU Eという指標が、この対象となっているスルメイカの資源を代表する数値としてどれくらい信頼に足るものなのかというところがまだよく分かっていなくて、そこを少し御説明いただきたい。

例えば、この結果を、そういった業界のアカデミアの中で外部査読とかに出したときに、どういった指摘を受ける可能性があるのかというところを少し聞かせていただきたいのと、あとは今回推定した、CPU Eから資源量を推定して、そこから算定した漁獲量というのを2.0万トンというふうに出されているんですけれども、確か前回の増枠のときは、推定した加入量よりもかなり予防的な、控えめな加入量を取って、そこから増枠の値を決定していたと思うんですけれども、今回は90%の信頼区間が出ているんですけれども、その中央値で取っていて、特にその下限値を使うようなことをしていない。ここは何か方針の変更があったのかどうかというところを伺いたいです。

○山川分科会長 大島部長、お願いします。

○水産機構浮魚資源部長 ありがとうございます。まずは資源評価に関して、今、資源量の推定に使っている小いかのCPU Eがどれくらい信頼に足るものか。その手法自体が、いろんな科学者レビューを通してどんな意見を言われているのかというところです。

まず小いかのCPU Eに関しては、これは、まずは資源量推定の一番重要な情報として使っている。だから、つまりそれは一番重要だと考えているから、そうしているわけでございます。

8月28日にスルメイカの資源評価意見交換会というのが東京の三番町の会議所でありまして、これは別に出席者を限るものではなくて、いろんな方々が出席できる会議ではあります。別にそれは水産機構が主催したものではなくて、水産庁さんが主催したものですけれども、その中で、我々としては将来的に資源評価をよくしていきたいというのがあります。その中で例えば、今たくさん話が出てきていますけれども、底びきの方でよく獲れていると。底びきの方では漁獲成績報告書というのがありますので、まずはそれを解析して、同じようなCPU Eにしたときにどうなるのかというところに関しては、暫定的な結果をそこでお見せしました。それを見たところ、ぴったりではないですけれども、我々が今使っている小いかのCPU E、いわゆる資源量の変動と大体合っているという感触は得られました。

ですので、今後、資源評価を改良していく上で、沖底のCPU Eをどうするかというところは次のステップになってくると考えています。

ですので、そういったところもありますけれども、現状、我々は小いかのCPU Eがベストだと思って使っているところでございます。

日本で行っております資源評価、いわゆる沿岸資源の資源評価に関しては外部レビューというのを受けておりまして、するめいかに関しては令和4年度にありまして、アメリカのNOAAから研究者を招いて、英訳した資源評価報告書を読んでいただいて、質問を出していただいて、それに答えていくと。

今の日本が使用している資源評価の手法というのはどうなんだろうというところは、言われたのは、確かに言われました。私自身としても、ほかの方法を見たときにどうなんだろうというところも同時に考えていまして、そのレビューの際に、いわゆる、まさばの方で適用していますけれども、これなかなか継続が難しいから今できていないんですけれども、SAMというのを試した結果もありますし、SS、統合モデルを使った結果もありまして、これは言ってみれば我々が手持ちで持っている結果ですけれども、それでもってお

互いの結果の比較をしたところ、現状の資源評価の手法と、その他の手法の結果で大きな齟齬はなかったんです。ですので、それは結果オーライ的なところなのかもしれないんですけども、一応そういったところを示していて、例えば外部レビュアーに「その資源評価をやめろ」ということを言われたわけではないわけです。ただ、我々としても、今後資源評価としてはよくしていきたいというのがありますので、それは今後よくするという形でデータを強化するということもありますし、手法も考えていくということはやっていくということでございます。これでよろしいでしょうか。

○高橋委員 ありがとうございます。

あとは、今回の漁獲量のアドバイスが、前はすごく予防的だったのに対して、今回は割と普通の基準です。アドバイスをされているところの方針ですね。

○水産機構浮魚資源部長 前回のところが予防的でしたっけ。

○高橋委員 前回、推定される加入量はこれぐらいだけでも、大分下の値を使って決めていたと思うんですけども。

○資源管理部長 前回の決め方ですね。あくまでも、7月、8月の八戸から宮城までのCPU Eを基に、過去の同じぐらいのCPU Eだった年を参照して、その幅、一番下が今回の推定値と近い49万トンぐらいだったと思いますし、一番上は87万トンでしたっけ、それぐらいになったと。その幅に対して42万トンというのを使ったという意味で予防的だったということでもあります。それはあくまでも、資源量推定値のようなものが出ていない。単なるCPU Eの比較の中で幅があって、幅より下を取りましたと。幅より下の42万トンというのは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、ステークホルダー会合のときにいろいろ検討した中、シナリオ三つのうちの一番高いやつ。要は、再生産曲線でいえば、90%信頼区間の上限の値と、既にあった数字ということです。それを使いました、ということでございます。

今回については、水産機構の方から示していただいたものは、7、8、9月、1か月分増えたということと、北海道の方のデータもカバーしたと。その上で水産機構からは、資源量推定値49.8万トンということで、幅もありますけれども、精度が上がった形での数字が出てきているということでございます。

90%予測区間があるというのは当然我々も認識していて、その下を取るのか、上を取るのか、真ん中を取るのかみたいな議論は、当然あり得ると思っておりますが、我々、通常の資源評価の結果を受けて、ABCからTAC設定するときに、当然、ABCにも予測の

幅がある中で、基本的には中央値を使ってTAC設定しているというふうに理解をしておりますので、今回は、ある程度の精度を持って水産機構の方から資源量推定値を出していただいたという中で、あえて一番下を取る必要はないだろうと。通常のTAC設定のときのやり方と同じように中央値を使ってやるということ、増枠分を計算するというところにおかしなところはないという判断で、今回こういう形での諮問とさせていただいているところでございます。

○高橋委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○山川分科会長 日吉特別委員。

○日吉特別委員 ちょっとお答えしにくいかもしれませんが、3,000トンの留保枠をどういうふうにするかというのは、なかなかここではお答えできないですね。

ちょっと北海道の定置のことを言います。この資料ですと消化率が61になっていますけれども、昨日現在で90を超えたそうです。道南の定置は、もう既にマグロと一緒にスルメイカの放流を始めたそうです。是非北海道の定置についてはちょっと気を遣っていただきたく、また年が明けて、今度は富山県に行きます。前も言いましたけれども、ブリと一緒に来ます。この辺についても、是非操業を止めないようによろしく願いいたします。

また、重ね重ね追加になりますけれども、現行水準の31県の定置についても、是非止めないような施策を水産庁にはお願いしたいところです。よろしく願いいたします。

○資源管理部長 北海道については、先ほど来、私は説明を何回もしておりますけれども、あと1回分、700トンはしっかりキープをしてございます。90%に既に到達しているということは、通常の75%ルールで配分が行われ得る状況になっていると思いますので、それについてはしかるべく対応をしたいということでございます。

また、富山についても例年スルメが獲れるのは2月、3月頃、年度末だというふうに理解をしております。これについても3回分ということで1,200トン、これはしっかりキープをしてございます。それに加えて、北海道についても、富山県についても、今回の1,200トン、大臣許可いか釣り漁業の分の留保から出てくるもの、あと増枠の1,800トン、これについては北海道及び富山県についても、それぞれの考え方でシェア配分しますので、その分も含めて、しっかり引き続き管理をしていただければということでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 青木委員。

○青木委員 青木です。意見二つと質問を一つさせていただきます。

意見の一つ目なんですけれども、資料の10ページ目、資料の作成について、文言がちょっとおかしいんじゃないかということなんですけれども、10ページの諮問事項のこの(2)のところの2行目です。「ほぼ漁期が終わり追加配分を必要としない大中型まき網」と書いているんですけれども、我々ここ数年、近年、もう専獲していませんので、「漁期が終わり」という言い方もおかしいですし、混獲でしかするめいかの枠は使っていないんですが、もともと5%という少ない数量なので、そういうやり方をしているというのもあるんですけれども、混獲で2021年なんか、11月だけで300トンを超えたこともありますので、この書き方をできることなら今後発表する資料では、「ほぼ漁期が終わり……必要としない」というところは削除していただけたらうれしいですというのが1個目の意見です。

2個目の意見として、直近のデータを使ったという、9月のデータを使ってTAC増量ということで、これは単年生の生物のTACを決めるには是非やっていただきたい手法だと思います。今回は増量でやって、ちょっとぶれているという意見もあったんですけれども、単年生ですからぶれて当たり前ということで、なるべく新しい数量を使って、新しいTACの数量を決めていった方がいいと思います。

これは増量のときだけ考えているわけではなくて、例えば減っていったときなんか、直近のデータを見たら、もしかしたら限界管理基準値を超えてしまっているとか、禁漁水準を超えちゃっているとか、そういったことも将来考えられるかもしれないです、この単年生の生物に関しては。ですので、積極的にこういう直近のデータを使って今後もやっていっていただきたいと思います。

今回こういうふうの問題が山積して出てきましたので、これからのTACの設定方法ですとか、それは話していかなければならないと思っていますので、そのところもよろしくをお願いします。

最後は質問なんですけれども、津田委員から、さっきスマホとかで沿岸の方たち、簡単に漁獲実績を報告できるようにできるんじゃないかと。確かに私もそう思いまして、そういうふうになったとしたら、同じ方法をするかどうかはこれからの議論なんですけれども、今回みたいな25%じゃなくて、小いかの人たちも50%に上げる方向で変えていくことはもちろん可能と考えてよろしいんでしょうか。

○資源管理部長 御意見ありがとうございます。この資料の文言については、ちょっと配慮を欠いた文言だったと思いますので、おわびをいたします。

次に、一年生の、一年魚だというところを踏まえたということですが、確かにこのするめいか、MSYベースの評価、管理に移行してから、なかなか毎年のように、と言うと語弊がありますが、管理がうまくいかないような状況というのはございます。

そういう中で、今、MSY方式ですと、10年後の目標達成確率50%以上ということでシナリオを設定しているわけですが、1年でも3倍とか、ぶれるものについて、10年後の50%達成確率ってどれだけの意味があるんですか、というのは、4年前、5年前の議論から実はあったところではございまして、5年前については、北米なんかで取り入れられているTACの設定のやり方なんかも検討した上で今に至っているというのがございます。

確かにMSY方式、再生産関係に基づいて予測をするわけですが、このするめいか、確か40年分ぐらいのデータに基づいて再生産関係を引いているかと思えます。その再生産関係の線って、結局、40年なら40年分をならしたものの、平均的な姿ですので、それに基づいた翌年の資源量の予測と、漁期中のCPU Eなんかのデータと、どちらが資源の状況をより正しく反映しているのかというのは、そこは必ずしも高度な手法を使っているから前者の方が正しいんだというのは、特に現状のような海洋環境が変わっている中では、一概に、高度な手法だからこっちの方が正しいとは言えないんだらうと思えます。

これについては、前回、山川分科会長の方から、こういう単年魚みたいなもの、短命なものについては、漁期中のデータを活用した管理の方が管理のパフォーマンスは上がるという論文もあります、という御示唆を頂きましたけれども、そういうことも踏まえて、今後、この評価、管理の在り方というのは検討をしていく必要があるというふうに考えております。

3点目です。当然、小いか、「小型するめいか釣り漁業は25%」と書いているわけではなくて、資源管理基本方針については、ちゃんと速やかな把握ができるところについては50%、そうじゃないところは、と書いていますので、それは情報の集まり方が速やかな形になれば、それは同じ水準の管理ということになるということではございます。

○資源管理推進室長 すみません、1点目の指摘に関して、資料の修正もでございますが、またさっき説明の中でありました議事録の方も、その点修正いただけることを、御了承いただければと思います。

○青木委員 ありがとうございます。2点目のデータの件に関してなんですけれども、谷地委員から確か去年か一昨年ぐらい、イカが獲れていないんだけど、尾数はいるという話をちょっと伺ったという記憶がありますので、尾数がいれば、ただ個体が大きくなれ

ば、すぐにトン数が増えてくるということで、もちろん重々、水産機構さんは承知だと思うんですけども、変わりやすい資源だということを皆さんに念頭に置いていただいて、これから新しい、よりよいやり方を考えていければなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○山川分科会長 前田特別委員。

○前田特別委員 すみません。このスルメイカなんですけれども、携帯でネットニュースとかを見る度に「スルメイカが豊漁だ」ということで、日本中のスルメイカを獲りにいく漁師さんが皆さん結構もうけているんだろうなというふうに感じていたんですけども、今回この件が出てきて聞いた話は、海域的に、違う海域、日本海側とかでは、さあ、これからだというときに超過してしまって、沖、漁に出られないというようなことだったみたいなんです。

自分の思いとしては、そんな漁も出られないというよりも、是非、漁に出られるように増枠してほしいなという思いで今日来ました。今日来たんですけども、1,800トンですか、増加すると思うんですけども、国の方で留保枠ってもうないんですか。あるのであれば、もう値打ちを持たさずに全部分けてしまってはどうかというふうにも思ったりもします。

あと、今回、超過して急に漁に出られなくて、それでも漁にずっと出ずに、ずっと家にいた状態だったら、共済に入っている、今の法的には共済さえも出ないというような法律だったというふうに思います。

こういったことですから、今後も、まだTAC自体も歴史も浅いと思いますので、いろんな面で法律、そういったところも改善するところも多いのかなというふうに感じました。

以上です。

○山川分科会長 魚谷部長。

○資源管理部長 まず留保の残量ですけども、資料7-1のページの最後から2枚目ですか、別紙2と書いてあるものを御覧いただければと思います。

今回諮問した、追加なりの配分を了承いただいて完了したとしますと、この表の緑の部分、11月5日以降と書いてありますが、これは4,500トン留保が残っているということになります。

ただ、一方でこれについては、先ほど来、私、何回も申し上げているとおり、北海道なり、富山県なり、あるいは今回、1回分を放出していただいた大臣許可のするめいか釣り

漁業に出す分ではほぼ終わりというようなことになります。

さらに言えば、その右側、「超過数量」対応後とありますが、留保、形上はというか、4,500トン残っておりますが、小型するめいか釣り漁業の超過分と、あと「現行水準」の超過分が、既に実質使われているということからすれば、その右の3,477トンということになってしまうと。

ですので、今後、北海道なり、富山なり、大臣許可いか釣り漁業、あるいはほかの沖合底びきなんか、残量が最終的にどれぐらいになるかというのをございますが、最終的なトータルのTACを超えないように管理していくという観点からは、何て言うんでしょう、さらにそれ以上に留保からの追加配分を行う余裕は、実質的にはないという状況ではございます。

もう一点、支援策です。共済には、確かに何日間か連続して休漁すれば免責になるということですが、一方で積立ぶらすの方は免責に関わりませんし、するめいかについては強度資源管理タイプの対象に今年度からなっておりますので、通常の、強度タイプじゃないものに比べると、補填の水準というのが高い状況になっております。

以上でございます。

○山川分科会長 笹木特別委員。

○笹木特別委員 笹木と申します。

私の方はどちらかという遊漁の方からの参加なので、あまり漁業の方に詳しくなくて申し訳ないんですけども、するめいかに関して、小型するめいか釣り漁業の中で、これは遊漁というのは全く含まれていないと思うんですが、実際には遊漁でもかなりな量のスルメイカの漁獲ってあるんです。ただ、ここ最近、関東でいうと非常に釣れていなかった。今になって、やっと少し釣れ始めたんですけども、これというのは、例えば先ほど言ったように、小型の方が全て停止というふうな形が出ているではないですか。これというのは、遊漁の方に対しても、いか釣り専門で出ている遊漁船というのは駄目なんでしょうか。

それともう一つ、これは全然遊漁とは関係ないんですが、先ほど富山の方はこれからが漁期になるから、これから増加枠を足しますというふうな話を先ほどされたんですけども、それと同様に日本海側、秋田とか、これから漁期になる小型するめいか釣りの方というのも、結局、今までほとんど釣れていなかった。それがいきなり釣れるように期待していたところに来て、いきなり出漁停止というふうな処分になって、処分というか、ことになっておりますので、この辺というのは例えば県によって、先ほど富山のことはちょっと出

たんですけれども、県によって制限を変えるということではできないのでしょうか。

例えば、実際に今もう非常に多く釣れていた青森とか岩手、そういったところは当然停止してもいいかとは思いますが、特にゼロだったところ、そういったところというのは停止の措置の除外にはならないのでしょうか。

以上です。

○資源管理部長 ありがとうございます。まず遊漁についてですけれども、遊漁はするめいのかのTACの中で管理の対象にはなっていません。ということですので、現状、何か止めなきゃいけないとか、そういうことではございません。

一方で、先ほど日吉委員の御質問にお答えした、トータルのTACが超えてしまうようなとき、これは先ほど申し上げましたけれども、あくまでも「できる規定」ではございますが、漁業法の規定では、全ての採捕者に対して、そういう採捕停止命令ができることとされてございますので、その場合は、遊漁者の皆さんも止めていただくということになります。これは実際にやろうとすると非常に大変なというか、どう周知するのかとか、いろんな問題はありますので、そういう状況に陥らないように全体枠をどう管理していくのかというところは考えていかないといけない、という部分はございます。

繰り返しになりますが、あくまでも「できる規定」ですので、そういう状況に仮になったときに、本当に釣り人や、しっかり管理している漁業も含めて止めるのかというのは、そこはその時点でどうするのかというのは、考える必要はあるかと思っております。いきなりもうこれは全部「止めなければならない」ではないですので、ということではございません。

2点目として、小型するめいか釣り漁業の中で先獲りしている方々と、これから釣ろうと思っていたのに全然釣ることができないという形で、一部の漁業者の皆さんにしわ寄せがいつていると。そういう人たちを何とか救いたいというところ、お気持ちについては理解しますし、私自身もそう感じているところはございます。

一方で、我々、法令に従って管理をしていくという中で、これは大臣管理区分、小型するめいか釣り漁業というのは一本の管理区分になっております。一本の管理区分の中で、総量で管理をします。総量が超えれば停止をするということですので、非常に残念ではありますが、この制度上、一本になっている管理区分の中から一部の方々だけを救い出すというのは制度上できないということではございます。

基本的にはこういう総量管理については、管理区分、あるいは大臣管理区分であれ、知

事管理区分であれ、そういうところで一本の中で、総量で管理していきましようという中で、言葉はあれですけれども、連帯責任的な形の思想の下に管理の枠組みが決まっているということでございます。

仮にそういう連帯責任、嫌だ、ということであれば、例えば管理のやり方としては、先ほどくろまぐろについての諮問がありましたけれども、I Q方式にするとか、そういったことはございますが、なかなかそれは漁業種類、あるいは2,000隻という話、先ほど来ありますけれども、そういう中でI Qというのはなかなか難しいのかな、超えるべきハードルはかなり高いのかな、という感触は持っております。

以上でございます。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 再度言わせてもらいますけれども、公平に25%配分していただければよかったわけです。25%になっていない。懲罰的にやっているということですか。そういった集計が早く上がってこない。物理的にできないような漁業に対して、懲罰的に25%にしているんですか。違うですよ。25%にしないと、ちょっとずつ分け与えて、あまり分け与えていっても、漁獲量が分かっていないからオーバーして、余っちゃったらしようがないから、25%ずつ小分けで渡していこう。そういう趣旨でやっている和我々は理解しているわけです。としたら、数量で5回、6回まで、50%と同じぐらいまであってもおかしくないと思います。

そういうことを我々は言っているんであって、資源管理をしていないとか、そういうことを言っているわけでも何でもありません。公平的に分け与えてくれたら、できるはずなんです。我々は小いかとして、小いかの人たちが、これは弁護士にも相談しましたよ。そうしたら、これは裁量権の逸脱に当たるんじゃないかと、そういう可能性もあるとも言っていました。何で25%で3回なんです。その明確な理由がないです。物理的にできないわけでしょう。水産庁だって、400市場でやると言ったことをしっかりやっていないわけでしょう。そういうことも含めて、自分たちができなかったことを棚に上げて、そういうことを言うというのはいかしく思います。これは懲罰的にやっているんですか。

○資源管理部長 それは懲罰ではありません。それは繰り返しになりますけれども、そもそもこの75%ルールというのは、こういう計算ができる方々のためのルールとしてやっている。計算できるだけじゃなくて、しっかり自分たちの消化状況を見て枠を管理する方々のための制度だというのは、出発点としてはございます。

その前提で、ただし、小いかについては、そういう計算ができないというのは、当然、我々も分かっている中で、今年のTAC管理を、1万9,200トンという小さい数字の中でやっていく上では、計算できないんだから、もう排除しましょうと。これは、もう75%ルールを適用をしませんということではまずいよねということで、対象にすると。対象にするときに25%にしたということが経緯としてございます。

この25%というのは、繰り返しになります。懲罰ではなくて、要は先ほど藪田委員から御質問がありましたとおり、計算できない。実際に後で計算してみたら10かもしれないし、80かもしれないという中で25にしましょうということでございます。それは50というのは、先ほど来申し上げたとおり上限ですので、計算結果として10であれば10しか出ませんし、実際、北海道の1回目の追加配分については、上限は700トンでありましたけれども、600トンで追加をしているということでございます。その上で、このルールが既にルールとして基本方針に規定されている中で、繰り返しになるんですけども、残りの留保の残量、留保の残量に照らしてどうするのがいいのかというのを検討した上で、一律3回としたということでございます。

○三浦委員 その一律3回というのがおかしいんじゃないですかと言っているわけです。何で一律なんですか。「原則」って書いていますよね。そこのところが漁業者には納得できないところになるわけです。「原則」って書いていますよね。ほかは50%もらっていて。それであれば、5回でもいいじゃないですか。直近のデータも使っているわけですよね。そうした中で、我々漁業者はオーバーしようと思ってやっているわけでもないし、停止措置が出る前に止めましたよ、みんな。数量制限もかけました。しかしながら、集める数字というのが遅れたためにそうなってきた。でも、そこで25%、4回目、5回目やっただけであればオーバーしていないわけです。何でそういうことができないのか、運用面で。誰が決めたんですか。これは水産庁ですよね。水政審にかかっているわけでも何でもありませんよ。最初2回と言って、勝手に3回に増えていましたよ。そういうことをするのであれば、しっかりと公平的にやっていただきたいと。だから、これは懲罰なんですかと私は聞いているわけです。誰が見てもおかしいって。一番漁師の数も多くて、船の数も多くて、そうした中で何でこんなことをしなきゃいけないのか。もうちょっとしっかりその辺を考えていただきたい。回答はいいです。

○山川分科会長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

ウェブ上で北海道漁連が手を挙げておられるようですが、これ、もしかしたら下ろし忘

れでしょうか。今下ろされましたね。下ろし忘れということで理解いたしました。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

○岩田特別委員 時間が押し迫っているのに申し訳ございません。どうしても大切な案件なもので。

最後になりますけれども、この資料の15ページがどうしても気になりまして、スタートが2,600トン、我々は、小型いか釣りは2,800トン。その底びきさんが1,300トンずつで3,900トン増えて、11月5日現在の配分数量は我々を逆転して、多いということに結果としてなっています。ただ、その横に、消化率では我々だけ102%。10月24日の、超過数量は我々だけ139トン。この全ての数字の関連性を、では原因は何ですかと言ったのは、先ほどからる説明いただいている25%ということに行き着くということです。それをとことん我々は心から理解しなくちゃ駄目だということなんだけれども、どうしても違和感はある、是非魚谷部長、この辺も含めて、何とか最低限の操業ができるような前向きな対策を練っていただきたいというふうに思いますので、最後のお願いとして、今度の水政審までにまだちょっと時間があるもので、その辺のことも、非常に心配もありまして、早めに手を打っていただければというふうに思っております。お願いします。

○資源管理部長 何回も同じことを壊れたテープレコーダーかレコードのように申し上げるのはあれなんですけれども、留保の残量は限られております。そういう中で先ほど来申し上げているとおり、北海道、富山、あと大臣許可のいか釣り漁業に対する留保というのは取っておかなければいけないという事情がございます。

資源、今回1,800トンの増枠をしているわけですけれども、これは最大限のものだと思っております。それ以外、更に新しい科学的根拠が出てきて、更に再増枠というのは、もう私自身はあり得ないと思っておりますので、そういう中で何ができるかということについては、先ほど融通については間に入って汗をかく用意がございますと申し上げました。

あと、なかなか定置というのは難しいのかもしれませんが、ほかの漁業が持っている留保で、今後の漁獲状況を見ながら、更によその持ち分の留保を配分できるようになる可能性はゼロではないのかなというふうに思っております。それについては、漁獲状況のモニターと検討は引き続き行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

ほぼ皆様から御意見を頂いたということになりますが、さて、どういたしましょうか。

今後、可能性としては、先ほど決意表明といたしますか、御説明いただいたように、融通によって何とか今後調整していく。それについては、水産庁として汗をかいていく用意があるという御説明がございました。

あともう一点、今後の留保枠の追加配分において、場合によっては可能性がないわけでもないという御説明もありましたけれども、可能性としてはそれぐらいというところでしょうか。

それらを前提として、今回のこの御提案をお認めいただくかどうかということですが、いかがでしょうか。

津田特別委員。

○津田特別委員 ありがとうございます。今ここで決定すべきは、1、2があるじゃないですか。1、2両方了承しますというのか、両方了承しませんという話なのか。1は了承しますけれども2は了承しません、若しくはその逆とか。これはどういう選択肢があるという感じなんですか。

○資源管理部長 諮問事項としては一本ですけれども、内容的には1,200トンという、既にある留保からの振替というものと、増枠の上、配分というものと二つに分かれていて、それぞれ賛成、反対というのはもちろんあるんだろうと思いますので、もし水政審の分科会として意思決定をしていただけるということであれば、一つ目の1,200トンの話と二つ目の1,800トンの話と分けて御意見を伺うということの方が適切かというふうに私自身は考えます。

○津田特別委員 でも、1,800トンの中の、1,800の増枠はいいけれども、内訳が納得いきませんみたいな第3の選択肢が出てくるみたいな話はないですか。

○資源管理部長 細かく言えば、資源管理基本方針上は、増枠したら、その分は留保に入ると明確に書いていますので、増やすところまで、その増やした後、この配分でいいのかという、細かく分ければ三つあるわけですので、それについて、それぞれに御意見を伺うということが適切かというふうに私自身も思います。

○津田特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ただいまの論点整理で、諮問内容としては三つに分けられると。

まずは、留保からの追加配分、1,200トンについて、これについて提案を認めるかどうか。

それから、漁獲可能量自体の変更で1,800トン、これを留保の中に入れる。漁獲可能量

を変更して、1,800トン分を留保に含めるという点。

そして、3点目としては留保から配分する。その配分の仕方、これでいいかどうかという。

その3点なのかなと思いますが、それぞれについて、これはいいけれども、これは、というような御意見ございますでしょうか。

青木委員。

○青木委員 少なくとも、この2番目の1,800トンの増枠というのは資源評価をした上で出てきた数字でもありますので、これからのほかの魚種なんかを考えたら、少なくともここは認めた方がいいんじゃないかなというふうに私は考えます。

○山川分科会長 ただいまの御意見につきまして、2点目の1,800トン、TACを変更して留保枠に含めるという、これについて御意見ある人。ほかにはいかがですか。これについては認めてもいいのではないかと皆さん思われるのではと私も思いますが、いかがでしょうか。

では、これについては、まずお認めするというところでよろしいかと思えます。

では、1点目の留保からの追加配分1,200トン、この内容につきまして、いかがですか。あるいは3点目の1,800トン、留保に含めた分からの追加配分の方法、これについての御意見でも結構ですけれども。

青木委員。

○青木委員 すみません、私ばかりなんですけれども、先ほど山川分科会長がおっしゃったとおりに、今後の融通でそれぞれ対応していくという前提であれば、この表のとおりでもいいかなとは思っています。もちろん、融通、それぞれ漁業者同士助けるという意味で、そこは必ずしていった方がいいとは思っています。

○山川分科会長 ほかにいかがですか。

1点目、2点目、これを認めないということになると、しばらくほかのところも含めて、この枠、追加配分なしでしばらく漁業を行わないといけないということになるわけですが。

日吉特別委員。

○日吉特別委員 先ほど北海道の定置のこと、今、タイムリーな情報を漁業者から聞いて言いましたけれども、今、そういうところまでいっています。追加配分されないと、もう操業が止まります。北海道についてはサケも今入っている状態で、それは絶対困ります。ですから、今回は沿岸漁業を守るためにも、まあ、しょうがないという言い方が適切かど

うか分かりませんが、私は沿岸漁業者の代表として承諾していただくを得ないと思っております。

○山川分科会長 ほかにいかがですか。

では、もしほかにごさいませんでしたら、ただいま日吉委員からも御意見がありましたように、もしこれを認めないとすると、追加配分なしでやっていかざるを得ない、そういう漁業がいろいろ出てきて非常に困ったことになるということがございますので、ここは今後、融通につきまして御努力いただくという、そういう前提の下で。

では、藪田委員。

○藪田委員 すみません、少し遅くなつてしまいましたが、先ほどの日吉委員の御発言のとおりで、ほかの漁業まで止まってしまうところを考えれば、取りあえずと言ったらあれなんですけれども、1番、2番をこの提案のとおりで合意ということに私は賛成です。

ただ、先ほど来ありますとおり、25%が懲罰的なものではないと、あくまで実際の数量を把握するために時間が掛かるというところを想定しているのであれば、そのほかの留保分に関する配分、この後の留保分の配分に関しては、そこも一考。そのほかの項目と同様に、考慮した検討が必要であろうと思います。それを含めて賛成と意見をさせていただければと思います。

○山川分科会長 ただいまの藪田委員の御意見、いかがでしょうか。

釜石特別委員。

○釜石特別委員 ありがとうございます。私も今青木委員と藪田委員がおっしゃっていたように、まず増枠の1,800トン、それから1,200トンの留保枠の配分というのは、これはもう賛成です。

あと、ずっと最初、当初配分を決めるときの話、ステークホルダー会議の話もお伺いしました。した中で、水産庁もお話ししてあるとおり、各団体の折衝までは、それは水産庁も間に入るよとおっしゃった中でのこの提案ですから、これはそこに余地を残した中での諮問の承認という方法が一番ベターではないかというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 中島特別委員。

○中島特別委員 すみません、屋上屋を重ねますけれども、我々は特別委員ということで議決権はございません。ただ、今、出ておりましたように、融通、それから留保枠の活用、

これはもう三者に決め打ちするんじゃないで、状況を見ながら、小型するめいか釣りについても柔軟な対応をやっていただきたいと。是非とも、その辺の附帯条件を付けた上で決議していただければと思います。これは特別委員としての意見です。

○山川分科会長 谷地特別委員。

○谷地特別委員 ありがとうございます。分科会長さんもおっしゃったとおり、融通という観点から、我々、大臣許可中型いか釣り1,200トン、これは水産庁さんに言われて出したわけじゃないと。我々業界、いろいろ意見はありました。獲れる人に融通した方がいいでしょうという結論でやったわけですから、これからも融通していく観点から、青木委員の言うように、この1番、2番、私は、これは了解しないと、本当に他の魚種も船が止まると思います。

1,200トンを要らない、駄目だということにはならないと思います。これは水産庁さんから言われたんじゃないで、我々中型いか釣りから提案したことです、そこは皆さんにも周知していただきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 ありがとうございます。

三浦委員。

○三浦委員 ほかの漁業のこともありますので、私としてもこの意見で賛成です。しかしながら、藪田委員が言われたとおり、留保枠については、融通とか、それから小いかに対して公平性を持つような、本当に不公平だと思いますので、そういうことも考慮した中で、しっかりと附帯のところ、先ほど委員の方が言いましたけれども、書いていただくということで私は賛成をしたいと思います。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

融通と、それから留保枠の今後の配分について水産庁に御検討いただく、あるいは中に入っていて仲介いただくという、そういう附帯条件を付けて、今回の諮問第490号についてはお認めするというのでいかがでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、そのように決定いたします。

それでは、本日の水産政策審議会第141回資源管理分科会において諮問のありました諮問第486号から第490号について、答申書を読み上げます。

答 申 書

7 水 審 第 22 号

令和 7 年 11 月 5 日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

水産政策審議会

会 長 佐々木 貴文

令和 7 年 11 月 5 日に開催された水産政策審議会第 141 回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

「記」以下の文言につきましては諮問事項と同一ですので、読み上げは省略いたします。この答申書を魚谷資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から資源管理部長に答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が 3 件あるということです。

初めに、太平洋クロマグロの資源管理について、事務局から説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料につきましては、8-1 を準備いただけますでしょうか。令和 7 管理年度の融通等の結果報告です。

1 ページ目の下のスライドです。まず、基本的には数量の変更に当たっては、水産政策審議会の意見を聴くことになっています。

ただ、そのような中であって、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、令和 7 管理年度の開始に当たって、水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応する運用をさせていただいています。

全部で六つあるうち、今回は 1 番目と 3 番目、5 番目に関連して数量を変更したので、水産政策審議会に報告します。

1 ページめくっていただけますでしょうか。まずは融通に伴う数量変更です。こちら、水産庁の方で配分量の融通要望調査を行いまして、その結果を受けて、さらに県間で調整した結果としまして、下のスライドで示しますとおり長崎県と石川県の間で交換があったという報告です。

次に移ります。3 ページ上のスライドになります。こちらは国を介さず直接県同士で行われた融通ということで、福岡県と徳島県の間で小型魚3.0トンと大型魚3.0トンの交換が行われたということです。

下のスライドに移ります。大臣管理漁獲可能量の変更の報告です。大中型まき網漁業であってIQ管理を行う管理区分の漁獲管理期間の終了に伴う未利用分の繰入れによって、ここに掲げました数字の変更が生じています。

1 ページめくります。4 ページ目になります。こちらは相互扶助事業という、小型魚から大型魚への振替を国として後押しするために行っている事業です。この事業の下で新潟県において小型魚の1.0トンと大型魚に不等量交換しました。これに伴う数量の変更です。

結果としまして、小型魚と大型魚、4 ページ下のスライドが小型魚の総括、5 ページ上のスライドが大型魚の総括を示しています。

事務局からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。ウェブの委員の方もよろしいですか。

では、続きまして「漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料9-1の準備をお願いいたします。くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領を今般、令和7年10月17日付けで改正をしたことを報告します。

主な内容です。融通に伴う数量の変更、これは法律に基づいて様々な手続が水産庁又は都道府県で必要とされています。この手続を簡素化して、少しでも事務負担を減らすことが融通の後押しになるのではとの期待の下で関連する規定を変更したものです。

もう一つは、小型魚から大型魚への不等量交換の機会の追加です。今管理年度の特徴として、小型魚があまり獲れずに、枠に余裕がある中、今までですと一年で2回しか不等量交換の機会がありませんでした。この機会をもう少し増やすために関連する規定を変更し

たものです。

続きまして45ページ、資料9-3の準備をお願いいたします。こちらは、くろまぐろを除く特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領です。

こちらを令和7年10月22日付けで改正した。主な内容はくろまぐろと同様です。融通に伴う数量変更の手続を簡素化する意図で行われた関連規定の変更です。

以上、報告いたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。では、特にございませんでしたら、続きまして国の留保からの配分等について、事務局から説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。今日最後の資料となります。資料10の準備をお願いいたします。

1ページ目、現行制度の概説です。繰り返しになります。TACやその配分量の変更に当たっては資源管理分科会の意見を聴く。このことは漁業法に定められています。

そのような中であって、(1)から、次ページの(8)に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、それぞれの管理年度が始まる前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を頂き、行ったものは事後報告で対応する運用をさせていただいているところです。

前回の資源管理分科会後に行った数量変更につきまして、2ページの2から報告します。令和7年9月4日開催以降に行った数量の変更についての報告です。

最初のカテゴリーです。こちらは資源管理方針にあらかじめ定めたルールに則り行われる国の留保からの追加配分、いわゆる「75%ルール」に伴う変更です。

まず、令和7管理年度のまいわし太平洋系群につきまして、9月4日、9月12日、10月7日に、それぞれ国の留保からの追加配分を行いました。それに伴う数量の変更を報告します。

次、3ページ目に移ります。令和7管理年度のするめいかです。こちらは先ほどの資料の方でも触れました。表に掲げられた日付におきまして、国の留保から大臣管理区分又は北海道に追加配分を行ったことに伴う数量の変更を報告するものです。

それぞれの計算につきましては別添という形で、資料の5ページ目、6ページ目、7ページ目に掲載しておりますが、説明については時間の関係上、割愛させていただきます。

次のカテゴリーです。1の(3)、こちらは資源管理部長通知に則り行われた融通に伴う数量の変更です。こちら、令和7管理年度のまいわし対馬暖流系群につきまして、9月30日付けで石川県と鹿児島県の間で融通が行われたことに伴い数量の変更を行いました。

続きましては、鯨類です。配分を受ける者の間の合意による数量を用いた国の留保からの追加配分による数字の変更です。にたりくじらについて、令和7年9月5日付けで国の留保から、にたりくじら母船式捕鯨業に追加配分を行ったことに伴い数量を変更しました。

ページを移ります。最後になります。1の(8)の②、こちらは鯨類について、融通に伴う数量の変更です。令和7年9月12日付けで、にたりくじら母船式捕鯨業とにたりくじら基地式捕鯨の間で数量の融通が行われたことに伴う数量変更のする報告です。

以上、事務局の報告です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。

ウェブの委員もよろしいですか。

では、特になければ、その他に移りたいと思います。何かございますでしょうか。

津田特別委員。

○津田特別委員 最後に、時間がない中あれなんです、コメント的になるんですけど、日本の水産資源を守っていただくか、沿岸漁業を守っていくというのは本当に国防だなど思っていて、日本の食料を守るところと、あとは沿岸漁業、特に国境離島だったり日本海側というのがなくなってしまうと、外国の脅威にさらされるというところでは、本当にこれは守っていかなくちゃいけないなというところが一つ。

あとは、最近、水産の話というのがこういう業界だけの話じゃなくなってきて、本当に全国一般紙、先日も日経新聞さんとか毎日新聞さんとかにも取り上げられたりとか、SNS上でもかなり、業界人じゃない人が結構知識を付けてきて、それなりのコメントをしているというがあるので、恐らく今日の会議もすごく注目されて、それに対する記事に対してのコメントとかもいろいろ出てくると思うんです。そうになると、僕自身もそういうところの場に身を置いているということでは、すごく責任ある立場だなどと思いますし、本当に日本のためになれるように僕らも頑張っていきたいと思います。是非、みんなで力を合わせてやっていければなと思います。

以上、すみません、時間がないところコメントでした。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか、その他。

では、特にならなければ、次回会合の日程について、事務局から御案内をお願いいたします。

○漁獲監理官 次回の資源管理分科会につきましては、12月8日の開催を予定しておりますが、それまでに何か緊急な必要のために開催することになれば、また御連絡させていただきます。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。非常に長時間にわたり審議していただきまして、大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。